

阿武町地域防災計画

基 本 編

平成22年9月

阿武町防災会議

基本編 目次

第1編 総則	基①/ 1
第1章 計画の方針	基①/ 1
第1節 目的	基①/ 1
第2節 計画の性格	基①/ 1
第3節 計画の前提となる災害	基①/ 2
第4節 防災に関する組織及び実施責任	基①/ 2
第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置	基①/ 3
第2編 災害予防計画	基②/ 1
第1章 防災思想の普及啓発	基②/ 1
第1節 自主防災思想の普及啓発	基②/ 1
第2節 防災知識の普及啓発	基②/ 1
第3節 防災関係機関の整備	基②/ 2
第2章 防災活動の促進	基②/ 3
第1節 消防団・水防団の育成強化	基②/ 3
第2節 自主防災組織の育成	基②/ 3
第3節 自主防犯組織の育成	基②/ 4
第4節 企業防災活動の促進	基②/ 4
第5節 調査研究計画	基②/ 5
第6節 学校の行う訓練計画	基②/ 5
第3章 防災訓練の実施	基②/ 6
第1節 訓練の内容	基②/ 6
第4章 自然災害に強い町土の形成	基②/ 8
第1節 町土の現況と保全対策	基②/ 8
第2節 災害危険区域の設定	基②/ 9
第3節 防災パトロールの実施	基②/ 12
第5章 災害情報体制の整備	基②/ 14
第1節 災害情報の収集、連絡体制	基②/ 14
第6章 災害応急体制の整備	基②/ 16
第1節 職員の体制	基②/ 16
第2節 防災関係機関相互の連携体制	基②/ 19
第3節 自衛隊との連携体制	基②/ 19
第4節 海上保安本部(署)との連携体制	基②/ 20
第5節 防災中枢機能の確保、充実	基②/ 20
第6節 水防資器材の整備	基②/ 21
第7章 避難予防対策	基②/ 23
第1節 避難計画	基②/ 23
第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	基②/ 27
第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	基②/ 27

第8章 救助・救急、医療活動	基②/ 28
第1節 救助・救急活動	基②/ 28
第2節 医療活動	基②/ 28
第9章 災害時要援護者対策	基②/ 30
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	基②/ 30
第2節 在宅災害時要援護者対策	基②/ 30
第3節 防災知識の普及啓発・訓練	基②/ 31
第4節 避難所対策	基②/ 32
第10章 緊急輸送活動	基②/ 33
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	基②/ 33
第2節 道路交通管理体制の整備	基②/ 33
第3節 道路の障害物除去	基②/ 33
第4節 緊急輸送車両等の確保	基②/ 33
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	基②/ 34
第1節 災害救助物資確保計画	基②/ 34
第2節 災害対策基金計画	基②/ 35
第12章 ボランティア活動の環境整備	基②/ 37
第1節 ボランティアの位置付け	基②/ 37
第2節 ボランティアの育成	基②/ 37
第3節 ボランティアの登録	基②/ 38
第4節 ボランティア支援体制の整備	基②/ 38
第5節 ボランティアセンターの体制強化	基②/ 38
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	基②/ 39
第1節 公共施設等の応急復旧体制	基②/ 39
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	基②/ 39
第14章 火災予防計画	基②/ 41
第1節 一般火災予防計画	基②/ 41
第2節 林野火災予防計画	基②/ 47
第15章 交通災害予防対策	基②/ 51
第1節 海上災害予防計画	基②/ 51
第2節 陸上交通災害予防計画	基②/ 54
第16章 産業災害予防対策	基②/ 57
第1節 危険物等災害予防計画	基②/ 57
第2節 営農災害予防計画	基②/ 60

第3編 災害応急対策計画	基③/ 1
第1章 応急活動計画	基③/ 1
第1節 町の活動体制	基③/ 1
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	基③/ 10
第3節 支援活動体制	基③/ 10
第4節 災害対策総合連絡本部	基③/ 10
第2章 災害情報の収集・伝達計画	基③/ 12
第1節 災害情報計画	基③/ 12
第2節 災害情報収集・伝達計画	基③/ 19
第3節 通信運用計画	基③/ 22
第4節 災害時の放送	基③/ 27
第5節 広報計画	基③/ 29
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	基③/ 35
第1節 事前措置計画	基③/ 35
第2節 応急公用負担計画	基③/ 36
第4章 救助・救急、医療等活動計画	基③/ 40
第1節 救助・救急計画	基③/ 40
第2節 医療等活動計画	基③/ 42
第3節 集団発生傷病者救急医療計画	基③/ 50
第5章 避難計画	基③/ 56
第1節 避難勧告・指示	基③/ 56
第2節 避難所の設置運営	基③/ 62
第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	基③/ 66
第1節 活動体制	基③/ 66
第2節 活動内容	基③/ 66
第3節 応援要請	基③/ 66
第4節 各機関への出動要請	基③/ 67
第7章 応援要請計画	基③/ 68
第1節 相互応援協力計画	基③/ 68
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	基③/ 72
第8章 緊急輸送計画	基③/ 77
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	基③/ 77
第2節 緊急道路障害物の除去	基③/ 78
第3節 輸送車両等の確保	基③/ 79
第4節 救助法による輸送基準	基③/ 83
第5節 交通規制	基③/ 84
第6節 臨時ヘリポート設定計画	基③/ 89
第9章 救助法の適用計画	基③/ 91
第1節 救助法の適用	基③/ 91
第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	基③/ 95

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	基③/ 97
第1節 食料供給計画	基③/ 97
第2節 飲料水供給計画	基③/100
第3節 生活必需品等の供給計画	基③/105
第11章 保健衛生計画	基③/109
第1節 防疫及び食品衛生監視	基③/109
第2節 遺体の処理計画	基③/111
第3節 清掃計画	基③/116
第12章 応急住宅計画	基③/123
第1節 応急仮設住宅の供与	基③/123
第2節 被災住宅の応急修理	基③/125
第3節 建設資機材等の調達	基③/126
第4節 公営住宅の応急修理	基③/126
第5節 被災建築物及び被災宅地の事後対策	基③/126
第13章 水防計画	基③/128
第1節 計画の目的及び性格	基③/128
第2節 実施機関及び責任	基③/128
第3節 水防備蓄資材、器具の整備確保	基③/129
第4節 水防活動	基③/129
第5節 公用負担	基③/136
第6節 水防訓練	基③/136
第7節 水防協力団体	基③/137
第14章 災害警備計画	基③/138
第1節 陸上警備対策	基③/138
第2節 海上警備対策	基③/140
第15章 災害時要援護者支援計画	基③/142
第1節 避難誘導・避難所の管理等	基③/142
第2節 保健・福祉対策	基③/143
第16章 ボランティア活動支援計画	基③/146
第1節 一般ボランティアの支援体制	基③/146
第2節 専門ボランティアの支援体制	基③/146
第3節 他都道府県の災害救援活動への支援	基③/147
第17章 応急教育計画	基③/148
第1節 文教対策	基③/148
第2節 災害応急活動	基③/154
第18章 ライフライン施設の応急復旧計画	基③/155
第1節 電力施設	基③/155
第2節 ガス施設	基③/156
第3節 水道施設	基③/157
第4節 下水道施設	基③/159
第5節 電気通信設備	基③/160

第19章 公共施設等の応急復旧計画	基③/163
第1節 公共土木施設	基③/163
第2節 公共施設	基③/168
第3節 鉄道施設	基③/169
第20章 雪害対策計画	基③/172
第1節 道路除雪計画	基③/172
第2節 家屋の除雪計画	基③/174
第3節 なだれ対策計画	基③/174
第4節 孤立対策計画	基③/174
第21章 火災対策計画	基③/177
第1節 消防計画	基③/177
第2節 林野火災対策計画	基③/181
第22章 交通灾害対策計画	基③/189
第1節 海上灾害対策計画	基③/189
第2節 陸上交通灾害対策計画	基③/197
第23章 産業災害対策計画	基③/203
第1節 危険物保安計画	基③/203
第2節 ガス災害対策計画	基③/208
第3節 農産物対策計画	基③/210
第4節 家畜管理計画	基③/212
 第4編 復旧・復興計画	 基④/ 1
第1章 被災者の生活再建計画	基④/ 1
第1節 被災者の生活確保	基④/ 1
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	基④/ 13
第3節 生活必需品、復旧資機材等の供給	基④/ 14
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画	基④/ 15
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	基④/ 15
第2節 災害復旧事業の推進	基④/ 15
第3節 計画的な復興	基④/ 19
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	基④/ 20
第1節 被災中小企業者の援助措置	基④/ 20
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	基④/ 20
第4章 金融計画	基④/ 21
第1節 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節	基④/ 21

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、阿武町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民がその有する全機能を有効に発揮して阿武町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、または抵触するものであつてはならない。
また指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、町民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用が出来るように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が發揮出来るように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災 対 法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- (2) 救 助 法 災害救助法(昭和22年法律第118号)
- (3) 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
- (4) 町 阿 武 町
- (5) 県 山 口 県
- (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (7) 町防災計画 阿武町地域防災計画
- (8) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 計画の前提となる災害

- 1 自然災害 暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象
- 2 事故災害 大規模な火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的災害

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 阿武町防災会議

阿武町防災会議は、災対法第16条及び阿武町防災会議条例に基づき設置された町の附属機関であって、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 阿武町長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 山口県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 町教育長

カ 町消防団長

キ 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

ク 町長が特に必要と認め任命する者

(3) 専門委員

専門の事項を調査させるため、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する者。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び町民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また県、市町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

町、県、地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び町民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 町

機関の名称	事務または業務の大綱
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 4 災害対策の連絡調整に関すること。 5 自衛隊、他市町の応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 災害対策関係予算その他の財務に関すること。 7 職員の非常勤員、他市町等への職員派遣要請に関すること。 8 庁舎等の防災及び復旧に関すること。 9 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書発行に関すること。 10 被害状況の全体把握及び県・関係機関への伝達・報告に関すること。 11 放送要請、その他報道機関に関すること。 12 災害に関する広報及び公聴に関すること。 13 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。 14 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。 15 町民活動(ボランティア、NPO等)に関すること。 16 災害救助法の適用に関すること。 17 電力の安定供給、鉄道輸送確保等についての要請に関すること。 18 旅行者(遊泳者を含む。)の避難誘導、保護安全対策に関すること。 19 災害時における食糧及び飲料水の確保に関すること。 20 公共交通機関の運行に関すること。 21 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 22 災害時における特命事項。
民生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴミ、がれきの処理に関すること。 2 防疫に関すること。 3 毒物、劇物の保安対策に関すること。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん(アスベスト)、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。 6 義援金品の受入れ・配分に関すること。 7 日赤救護班等救助活動に関する防災関係機関との連絡に関すること。 8 社会福祉施設の応急復旧に関すること。 9 医療施設の保全に関すること。 10 医療、助産及び救護に関すること。 11 医師会等への医療救護の実施要請に関すること。 12 健康管理に関すること。 13 医薬品、衛生材料の確保、配分に関すること。 14 遺体の検索及びこれに必要な措置に関すること。 15 医療救護班の派遣に関すること

住民課	1 各種町税、国民健康保険一部負担金、介護保険料の減免及び徴収猶予等の措置に関すること。
経済課	1 商工業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。 3 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。 4 失業者の就職支援に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。 6 農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。 7 災害用主食の調達に関すること。 8 農業用施設の水防、応急復旧に関すること。 9 家畜の管理、防疫に関すること。 10 農林関係の金融対策に関すること。 11 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。 12 水産業関係の被害状況の取りまとめに関すること。 13 災害対策用船舶(漁船)のあっせんに関すること。 14 水産関係の金融対策に関すること。
施設課	1 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関すること。 2 漁港関係施設の応急復旧に関すること。 3 公共土木施設関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 河川、砂防、地すべり防止の整備及び災害防止対策に関すること。 5 道路、橋梁、公園、下水道施設の整備及び災害防止対策に関すること。 6 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 7 被災者への町営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 8 応急仮設住宅の建設に関すること。 9 町営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送路の確保に関すること。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。 14 港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関すること。
教育委員会	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。 9 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
全所属共通	1 各所属の災害対策関連事務の処理に関すること。 2 他所属の応援に関すること。

2 県

機関の名称	事務または業務の大綱
山口県総務部 防災危機管理課	災害に対する予防、応急対策、応急復旧に関すること。
萩県民局	萩災害対策地方本部が設置された場合、設置・運営、各種災害応急対策の総合調整及び市町・関係機関との連絡調整等に関すること。
萩土木建築事務所	水防及び公共土木施設等の防災及び災害復旧に関すること。

山口県健康福祉部 厚政課	救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施及び社会福祉施設の災害対策の指導に関すること。
萩健康福祉センター	災害時における医療、助産及び防疫等保健衛生対策に関すること。
萩農林事務所 農村整備部	農地、農業用施設等の防災及び災害復旧に関すること。
萩農林事務所農業部	災害時における病害虫防除その他農業技術指導に関すること。
萩農林事務所森林部	林地、林業用施設等の防災及び災害復旧に関すること。
萩農林事務所畜産部	災害時における家畜感染症対策に関すること。
山口県萩水産事務所	漁港、漁船、漁具等の防災、復旧に関すること。
山口県教育庁	災害時における応急教育に関すること。
山口県警察本部 警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の確保に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序に関すること。 8 緊急車両通行証明書の発行に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
山口農政事務所	災害時において、町長が知事に主食の供給申請が出来ない場合で、町長が直接要請する場合の米穀及び乾パンの確保供給に関すること。
海上保安庁第七管区海上保安本部(仙崎海上保安部萩海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収容、保管等に関すること。
気象庁福岡管区気象台(下関地方気象台・防災業務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設を整備すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 気象・地象(地震及び火山現象を除く)・水象等に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること。 4 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること。
厚生労働省山口労働局萩労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の業務に関すること。
国土交通省中国地方整備局(山口河川国道事務所萩国道出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般国道(指定区間)の防災管理に関すること。 2 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所 阿東森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林地における災害防除、災害復旧に関すること。 2 森林火災防止対策に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
自衛隊	<p>1 災害派遣の準備に関すること。</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成。</p> <p>(3) 防災に関する教育訓練の実施。</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること。</p> <p>(1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与または譲与。</p>

5 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日本銀行 (下関支店)	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。
郵便事業株式会社 (山口支店) 郵便局株式会社 (山口中央郵便局)	<p>1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。</p> <p>2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地への救助用郵便物の料金免除に関すること。</p> <p>3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。</p> <p>4 利用者の誘導避難に関すること。</p>
N H K 山口放送局	<p>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</p> <p>2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。</p> <p>3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。</p> <p>4 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
N T T 西日本 山口支店	<p>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</p> <p>2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。</p> <p>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</p>
日本通運株式会社 (萩営業所)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社 (萩営業所)	<p>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。</p> <p>2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。</p>
J R 西日本 長門鉄道部	<p>1 列車の運転規制に関すること。</p> <p>2 旅客の避難、救護に関すること。</p> <p>3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。</p> <p>4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。</p> <p>5 施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。</p>

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
萩市医師会 萩市薬剤師会 萩市歯科医師会	<p>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。</p> <p>2 負傷者の収容並びに看護に関すること。</p>
防長交通株式会社 (萩営業所)	<p>1 旅客の安全確保に関すること。</p> <p>2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。</p> <p>3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。</p>
K R Y N H K 山口放送局 T Y S 株式会社エム山口 Y A B	<p>1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。</p> <p>2 災害時における広報活動及び被害情報速報に関すること。</p> <p>3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。</p> <p>4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。</p>

7 その他機関

機関の名称	事務または業務の大綱
萩ケーブルネットワーク株式会社 株式会社エムエム萩	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
阿武町アマチュア無線同好会	通信途絶時及び不通個所との無線通信の協力に関すること。
萩阿武商工会 あぐらんど萩農業協同組合 山口県漁業協同組合	被災者への融資のあっせん、資金の導入及び生産資材、生活用物資等の確保、協力に関するこ
阿武町社会福祉協議会	町が行う災害救助活動及び保健衛生活動への協力に関するこ
阿武萩森林組合	森林防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関するこ
阿武町建設業協会	災害時における建設業者の動員、協力に関するこ

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 町

災害対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す災害対策
- (3) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達)
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題とその他必要な事項

上記のうち(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また各対策部は所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 児童生徒に対する教育

町は、県と協力して児童生徒に対し、災害防災を含む各種防災に関する基礎的な知識等の普及啓発を図ることについて定める。

(1) 児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて震災を含む災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

3 町民に対する普及啓発

発災時に、町民が的確な判断に基づき行動出来るよう、災害についての正しい知識や防災対応についてイベントの開催、広報誌、パンフレット、電子メール、インターネット(消防庁防災・危機管理eカレッジ等)及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア 3日分以上の食料、飲料水、生活用品等の備蓄
- イ 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ウ 家具等の転倒防止対策
- エ 消火器、ガスマイコンメーターの普及

(2) 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中など)で災害発生時にとるべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(5) その他

- ア 災害の基礎的知識、山口県の災害活動
- イ 町の防災対策
- ウ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報(萩市防災メール、県土木防災情報システム)
- エ 避難地、避難路その他避難対策
- オ 応急手当等看護の知識
- カ 災害時要援護者の対応

4 各種団体等に対する普及啓発

(1) 町及び町教育委員会は、婦人団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、災害防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮し、内容に配慮して行う。

(2) 各種団体が開催する研修会や講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

5 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成、住民の安全確保に努める。

第3節 防災関係機関の整備

防災関係機関においては、町に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第2章 防災活動の促進

第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 町

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしている。また発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられており、消防団の活性化を推進し、その育成強化を図る。

また消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

なお本町においては、消防団が水防団を兼務している。

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 消防団活性化総合計画の策定を進める。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進する。

2 水防団の育成強化

- (1) 水防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防資機材の充実を図る。
- (3) 国と協同して、水防団員の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

第1項 町

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、地域住民の相互助け合いの精神に基づく、自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

1 災対法の規定に基づき、自主防災組織の設置育成を推進する。

2 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

(1) 設置推進する自主防災組織

ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成

(ア) 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、行政区単位等が考えられるが、住民が無理なく活動出来る規模とすることが望ましく、住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うこと、また地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。

(イ) 住民が自主的積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

(2) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進する。

(3) 防災資機材等の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、地域住民の防災に関する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる防災リーダーが必要であり、研修会等を実施しこの育成に努める。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及啓発

(2) 防災訓練の実施

(3) 火器使用設備器具等の点検

(4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

(1) 災害情報の収集及び伝達

(2) 初期消火等の実施

(3) 救出・救護の実施及び協力

(4) 避難誘導の実施

(5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める必要がある。

1 企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえ、企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また災害時においては、県及び町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 調査研究計画

第1項 調査研究体制の確立

災害を未然に防止し、あるいは、拡大を防止するためには、被害の予測等、基礎的な調査研究を促進し、その成果を防災業務に反映させる必要がある。

災害は広範にわたる複雑な現象であり、かつ、その発生が地域性を有し、ますます高度な防災対応が要求されていることから、防災関係機関は緊密な連携のもとに、各地域の特性に応じた調査研究を行うための体制を確立するものとする。

第2項 調査研究の推進

災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施出来るように、災害危険地域を中心として町土保全のため防災対策の基礎となるべき調査研究を計画し、その推進を図るものとする。

第6節 学校の行う訓練計画

教育委員会は、小中学校の防災計画に定める各種訓練の実施を推進し、必要に応じ指導、助言を行う。訓練項目は、火災予防、避難、登下校(交通安全・積雪・水防)について実施する。

第3章 防災訓練の実施

第1節 訓練の内容

第1項 町

国、県、他の市町及び防災関係機関と共同してまたは単独で防災訓練を実施する。実施に当たっては、県の訓練を参考に地域の特性を踏まえた内容とする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における町、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

町及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置運営・情報の収集伝達・広報・避難誘導・避難所・救護所設置運営・応援受入・緊急交通路の確保(道路障害物の除去、交通規制)・自主防災組織等の活動支援等	<ul style="list-style-type: none">・消防活動・救助・救急・医療救護・ライフライン施設応急復旧・救援物資輸送・情報伝達・広報等	<ul style="list-style-type: none">・初期消火・応急救護・炊き出し・避難・避難誘導・災害時要援護者安全確保等

- (3) 地域防災計画の実効性を検証するため、シナリオ通りの訓練展示だけではなく、問題点抽出型の想定対応型訓練を行う。

(4) その他に考えられる訓練項目

- 災害発生時の広報
- 避難誘導、避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定
- 消防、水防活動
- 食料・飲料水・医療その他の救援活動
- 救助・救急活動
- ボランティアの活動体制の確立
- 被災者に対する生活情報の提供

2 図上防災訓練

想定されたシナリオにより、被災状況や活動状況等付与された状況に従い、災害対策本部や関係機関・団体の本部または担当者による意思決定や、具体的な処置を訓練する図上防災訓練を実施し、意思決定能力の向上、防災計画の実効性の検証、関係機関との連携強化を図る。

3 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の収集配備訓練

大規模災害を想定した徒歩、自転車及びバイクによる収集配備訓練を不定期に抜き打ちで実施する。

(3) 防災器具の操作訓練

発電機、消火栓、可搬式消防ポンプ、拡声機などの防災器具の操作訓練を実施する。

(4) 救命講習

災害時に必要な応急措置技術を習得させるため、普通救命講習、上級救命講習等を定期的に実施する。

4 通信・広報訓練

非常時における緊急連絡体制の強化や、住民への速やかな情報伝達のため、町防災行政無線等を使用した緊急放送訓練を、職員及び宿日直者は定期的に行う。また県防災行政無線や携帯電話等を使用して、気象予警報等の伝達を主体とした通信・広報訓練も実施する。

5 図上指揮訓練

災害対応機能の総点検並びに防災関係機関等との連携強化、非常時の意思決定能力の向上を目的に、幹部職員により図上演習訓練を実施し、防災対策の見直しを行う。

6 臨時ヘリポート設営訓練

場外離着陸場及び防災ヘリポートの設営、航空機の誘導、通信、離着陸及び搬送訓練を行う。

7 り災証明書発行訓練

り災証明書交付受付、建物のり災程度判定及び発行の訓練を行う。

8 訓練後の評価

訓練後において評価を行い課題等を明らかにし、防災計画の修正等今後に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画(防災業務計画)をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応が取れるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が必要不可欠である。このため、町民に対し、災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所(防火管理者)における訓練

学校(小学校、中学校、高等学校等)、病院、社会福祉施設、工場、スーパー・マーケット及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

また地域の一員として町の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け訓練を実施する。訓練内容は、初期消火、応急救護、避難、災害時要援護者の安全確保等について実施する。

3 一般町民の訓練

町民一人ひとりの災害時行動の重要性に鑑み、町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い町土の形成

第1節 町土の現況と保全対策

第1項 治 山

1 現 況

本町周辺の地質は地区により地質名や地質年代が異なるが、おおむね流紋岩質岩凝灰岩～安山岩質凝灰岩を主体とする岩石から構成される。このうち、大部分は阿武層群(中生代白亜紀後期)と呼ばれている。

また本町、萩市の一帯(旧萩市北西部・旧むつみ村・旧福栄村・旧須佐町・旧田万川町)及び山口市の一帯(旧阿東町)に分布する40余りの阿武火山群が活火山に指定されているが、現在は噴気活動は認められておらず、もっとも新しい噴火は萩市笠山で約8,800年前に起こったもので、このことから、活動間隔は約1万年であると見られている。

2 対 策

森林の維持、造成を通じて、山地に起因する災害の復旧整備・未然防止を図るため、山地災害危険地区や荒廃森林等の緊急かつ計画的な整備を推進する。

第2項 砂 防

1 現 況

本町の地形は、山地面積が大半を占め、河川は一般に流路狭小なものが多く、また地質的にも土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。

2 対 策

砂防事業については、一貫した計画のもとに整備を進めることにしており、特に土石流発生危険区域を重点的に取り上げ、さらに改修計画中の中小河川上流部の整備を推進する。

地すべり防止事業については、緊要度の高い地区から重点的に実施していくが、地すべり発生による被害規模の大きいことや急傾斜地の崩壊被害も多いことから該当事業については特に推進強化を図っていく。

第3項 河 川

1 現 況

本町の河川は、流域面積の小さい急流河川が大部分で増減水の差が著しく、出水期にはいわゆる鉄砲水の現象になるなど、災害多発の原因となっている。近年は大規模な災害をみないものの整備を要するものが多い。

2 対 策

河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。

治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修などを促進する。

また水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適性利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。

なお溪流の整備は逐次進捗をみているが、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果からみても、予防事業の強化が望まれる。

第4項 海 岸

1 現 況

本町は、日本海側に海岸を有し、また港湾漁港施設が存在しているため、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。

2 対 策

海岸保全施設の整備は、町土保全と町民生活の安定上極めて重要である。このため、既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う背後地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図る。

また既存施設については、日頃から保守点検を行い維持管理に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

第5項 ため池

1 現 況

本町のため池は、今日も重要な農業用水源として、また洪水調節や自然環境保全に寄与している。危険ため池の数は、整備改修工事を継続して実施しているため、年々減少している。

2 対 策

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、住民生活の安定と町土保全の上から極めて重要である。このため老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。

またため池管理者の適切な維持管理と、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、津波、豪雪、地震、地すべり、山くずれ、なだれ、火災、その他異常な現象により災害の発生する恐れがある地域について、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するため、次項に掲げる危険区域を設定する。

本町の区域にかかるこれらの実態を把握し、災害に備えることはもちろんのこと、これら以外の小規模な危険区域についても、町及び県(萩土木建築事務所)は警察機関その他防災関係機関と連絡しつつ、毎年定期的に調査を実施し、災害に対処する措置を講じなければならない。

第2項 危険区域の設定

孤立 危険 地区	災害を受けた場合に次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
----------------	----------------------------------------------------------------------------------

危 険 た め 池	<p>老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壟した場合人家1戸以上または重要な公共施設に直接被害が及ぶ恐れがあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) (2) 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損または漏水) (3) 余水吐の老朽化及び断面不足(破損または断面不足)
山地 災害 危険 地区	<p>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上または公共施設に直接及ぶ恐れのある地区で緊急度によりA、B、Cに区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、または崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊または地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出する恐れがある地区 (3) 地すべり発生危険地区…地すべり防止地区に指定された箇所またはそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与える、または与える恐れのある地区
漁港 区域 関係	<p>背後に人家または耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 天然海岸の地盤高または護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽または貧弱等で崩壊の恐れがあるところ
道路 橋梁 部事 前規 制区 間	<p>異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。</p> <p>なお時間雨量、連続雨量及び平均風速等や道路パトロール結果を総合的に勘案して、区間毎に通行規制を行っている。</p>
地すべり 危険 箇所	<p>「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生する恐れのある箇所を「地すべり危険箇所」という。</p>
地 すべ り 防 止 区 域	<p>(1) 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりする恐れの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発しましたは助長し、もしくは誘発する恐れの極めて大きい地域の面積が5ha(市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)にあっては2ha)以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 多量の崩土が、溪流または河川に流入し、下流河川に被害を及ぼす恐れのあるもの イ 鉄道、県道以上の道路または迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの エ 貯水量30,000m以上 のため池、関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道または利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの オ 人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの カ 農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの <p>(2) 前項の基準に該当するが、地すべりにより人家等に被害を及ぼす恐れのあるもの</p>

土石流危険渓流等	<p>「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」により土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「土石流危険渓流等」という。</p> <p>(1) 土石流危険渓流Ⅰ 土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する渓流。</p> <p>(2) 土石流危険渓流Ⅱ 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。</p> <p>(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ 土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流</p>
砂防指定地	砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの
急傾斜地崩壊危険箇所等	<p>「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼす恐れのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所」という。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む)ある箇所。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。</p>
急傾斜地崩壊危険区域	<p>崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。</p> <p>(1) 高さ5m以上であること。</p> <p>(2) その崩壊により、5戸以上の人家または官公署、学校、病院等に危害が生ずる恐れがあること。</p>
土砂災害警戒区域	<p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの。</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域(急傾斜地) イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 <p>(2) 土石流</p> <p>土石流の発生の恐れがある渓流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2度以上の区域</p> <p>(3) 地すべり</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりする恐れのある区域) イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域	<p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の区分に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土砂等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある損壊を生ずることなく耐えることの出来る力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある損壊を生ずることなく耐えることの出来る力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れのある損壊を生ずることなく耐えることの出来る力の大きさを上回る土地の区域等
河川海岸関係	<p>河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 河川または海岸の堤防の決壊または溢水箇所の延長が100m以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が10ha以上のもの

第3節 防災パトロールの実施

第1項 目的

台風、洪水、地すべり、山崩れ、豪雪等の災害危険に対処して、地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施を図るために、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年必要に応じて関係機関と協議のうえ計画的に実施する。

2 調査区域

地域内の各分野にわたる重要危険区域等とする。

3 調査班の編成(参加機関)

山口県(関係する県出先機関)、山口県警察本部(警察署)、町(防災関係課及び消防団等)

(注) 調査区の実情に応じ、前記機関の一部で班を編成するなど必要最小限の班編成とする。

4 調査の方法

- (1) 関係機関及び本町が把握している危険区域、及び新たな危険が予測される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討協議して決める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、宅地造成地、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の概要
 - (2) 地すべり、山崩れ、雪崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
 - (3) 洪水、高潮、津波による危険を予測される地区の現況とその予防計画
 - (4) 孤立予想地区の現況とその対策
 - (5) ヘリポート適地の確認
 - (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
 - (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
 - (8) 局地の気象
- (注) 危険事態発生の要件となる基準事項の調査。例えば、降雨量、通報水位、警戒水位等
- (9) 各種観測施設設備の状況
 - (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大する恐れのある施設設備または区域の実態
 - (11) 過去の災害発生状況

第3項 結果のまとめ及び公表

町は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関に対し公表するとともに、危険区域内の関係住民に発表する。

第5章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 町の対策

(1) 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

また通信設備のみならず、庁舎全体の停電対策に配慮して整備していくものとする。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また断水時への備えについても配慮したものとする。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 町は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から次のような対策を講じよう努める。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域住民に対する災害情報伝達手段である同報系の整備促進、移動系の整備拡充

イ 職員参集システムの整備推進

ウ 防災相互通信用無線の整備

エ 衛星携帯電話の整備

(2) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等(タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用)、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(3) パソコン通信による通信手段について検討を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするために、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処出来る体制となるようにするものとする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者のあらかじめ指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者のあらかじめ指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画(移動系の通信幅輻等に関連して)

(4) 災害時に使用する災害応急用復旧無線、N T T 孤立防止用無線等の効果的活用、運用方法等の習熟

(5) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動が出来るよう防災関係機関で事前に調整するなど、体制を整備

(6) 防災相互通信用周波数を実装した無線機の確保と無線運用マニュアルを整備

4 災害観測機器等の整備

(1) 災害観測機器等の整備

町は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について協力する。

(2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

日頃からの自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用出来るような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用出来るシステム作りに努める。

5 電気通信事業者(西日本電信電話(株))

(1) 電気通信事業者の防災計画

ア 被災現場に対する通信の途絶防止対策として、伝送路のループ化、孤立防止対策用衛生電話の設置、ポータブル衛星通信システムによる特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常幅疇対策として、災害時優先電話の通信確保のため、ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び施設用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

一次動員体制、二次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施出来る体制を構ずる。

(4) 部外機関に対する応援または協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請もしくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

電気通信設備等の災害応急復旧対策通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びNTTグループ各社と協力して隨時実施する。また県・町防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6) 災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板の運用

地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の幅疇が想定される場合に運用する。

第2項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るために、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

避難地、避難場所等への防災行政無線(同報系)、地域防災無線の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町の対応だけではなく、県や放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報についてあらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応出来る体制を整備しておく。

第6章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 町

町は、災害発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制の整備を図る。

1 配備体制

職員参集基準についての明確化を図るため、配備課、参集者についてあらかじめ次のように定める。

なお人数は、配備すべき最低の人員数である。また基準以外の課についても状況により総務課からの要請で配備体制をとるものとする。

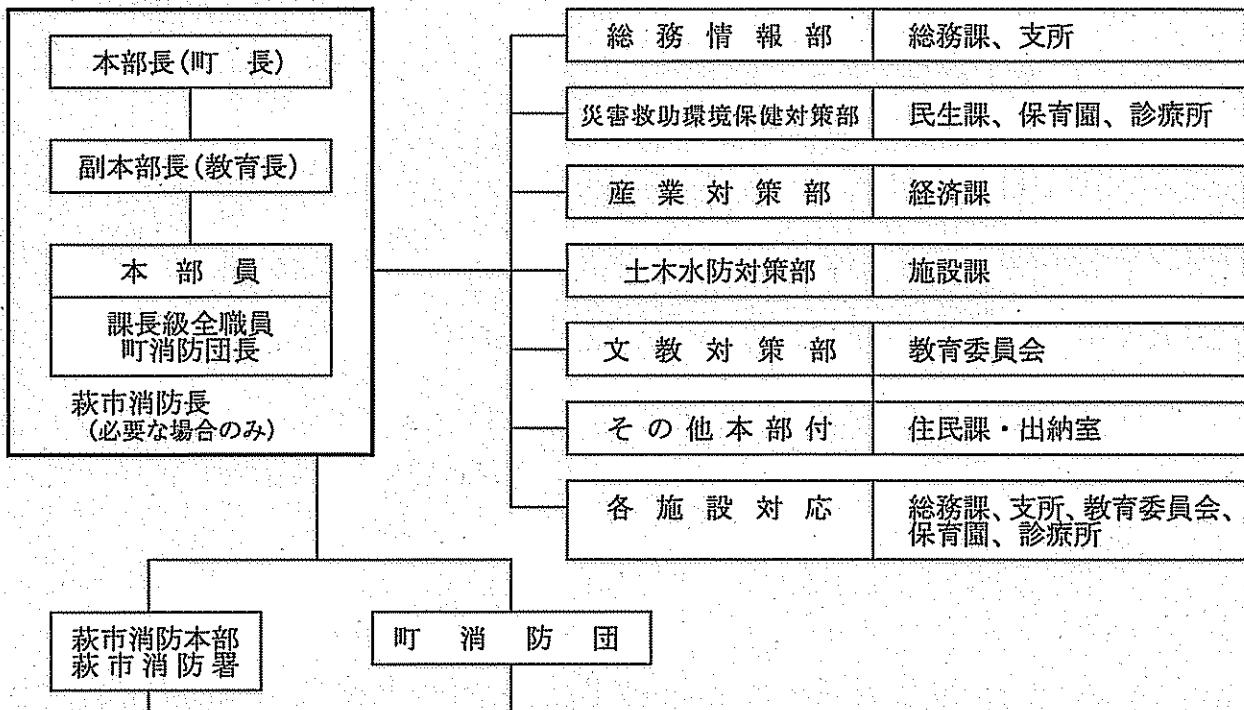
(1) 警戒配備体制(いずれも下記の基準を満たしかつ町長が必要と認めた場合のみ)

		警戒配備体制			
		事前警戒	第1警戒	第2警戒	第3警戒
本庁	勤務時間内	勤務時間内	勤務時間内	総務課(防災当番) 状況により下記を追加	左記に下記を追加 総務課(全員) 施設課(全員) 経済課(全員) 民生課(一部) 教育委員会(一部)
	総務課(一部)	総務課(一部)	施設課(一部)	総務課(一部)	
	勤務時間外	勤務時間外	勤務時間外	施設課(一部)	
	宿日直等	宿日直等	宿日直等	経済課(一部)	
	状況により防災当番	状況により防災当番	状況により防災当番		
各支所		勤務時間内 支所長	勤務時間内 支所長	勤務時間内 支所長	支所職員(全員)
		勤務時間外 宿日直等	勤務時間外 宿日直等	勤務時間外 宿日直等	当該地区職員(一部)
		状況により支所長	状況により支所長	状況により支所長	
配 備 基 準	気象	①本町に大雨・洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき ②台風や前線等が接近し気象情報収集が必要なとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき	①事前警戒態勢設置後、次の降雨があったとき • 1時間雨量—10mm • 24時間雨量—70mm • 前日からの累積雨量が100mmを超えたとき ②注意報・警報の有無によらず日本海に水防警報(待機または準備)が発表されたとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき	①本町に大雨、洪水、高潮の各警報の一つ以上が発表されたとき 暴風、波浪、大雪等のその他の警報等は状況により判断する ②日本海沿岸に水防警報(出動)が発表されとき ③警報、注意報の発表によらず次の降雨等があったとき • 1時間—30mm超過 • 3時間—50mm超過 • 24時間—100mm超過 • 降 雪—20cm超過 ④上記にかかわらず必要と認められるとき	①第2警戒配備後公共施設等への自主避難があったとき ②避難準備情報、避難勧告または避難指示を発令したとき ③上記にかかわらず必要と認められるとき
	地震		震度3/総務課(一部)	震度4/総務課(一部)	
	津波等		津波注意報/総務課(一部)	津波警報/総務課(一部)	
	火災等		林野火災/総務課(一部) その他は状況による	建物火災/総務課(全員)+登庁可能な職員 その他は状況により招集	

(2) 災害対策本部体制(いずれも下記の基準を満たしかつ町長が必要と認めた場合のみ)

	災害対策本部			災害復旧本部
	第1非常	第2非常	緊急非常	災害復旧本部
本庁	第3警戒配備体制に加えて係長以上職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)	全職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)
各支所	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)
配備基準	気象 ①本町に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪または大雪の各警報のいずれかが発表され、町内に相当規模の災害が発生したとき ②日本海に水防警報(指示)が発表されたとき ④上記にかかるわらず必要と認められるとき	第1非常態勢の設置後、町内全域に災害が発生し、または発生の恐れがあり町長が必要と認めたとき	町内全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで、町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき	町内全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき
	地震	震度5	震度6	震度7
	津波等	津波警報		
	火災等	広範囲な焼失を伴う建物火災、大規模な林野火災		

(3) 災害対策本部組織図



2 職員の参集基準

- (1) 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって、配備に当たる。

- (2) 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び、関係課をもって、第2警戒体制に入るものとする。なお災害対策本部が設置された場合には、全職員による体制となるが、連続した活動が72時間を超える場合は交代要員を確保し、過労による二次災害を防止するよう努める。
- (3) 交通途絶等のため参集することができない場合には、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた場所に参集する。
- (4) 30分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長または総務課長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。
- (5) 交通途絶等のため本庁に参集することができない職員は、在住地の支所に参集する。

3 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段(携帯電話等)の確保について、整備を進める。

4 初動体制における処理事項

(1) 発災直後の緊急措置

勤務時間内に災害が発生した場合、各職場で取るべき緊急措置は次のとおりである。

- ア 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火
- イ 来庁者の安全確保と避難誘導
- ウ 通信機能、非常用電源機能の確保
- エ 庁舎、施設等の緊急防護措置
- オ 防災行政無線による災害対応指揮所の設置宣言

(2) 災害情報の収集

気象台、県、放送局(ラジオ・テレビ)、インターネット等から災害情報を収集し、警報の発令状況や、今後の気象等の動向を確認する。

(3) 発災初期段階の情報収集

災害対策本部設置、あるいは広域応援要請の必要性を判断する上で、必要となる初期段階の情報を収集する。

- ア 火災の発生状況、住家の倒壊状況、被災者の動向等
- イ 電気、ガス、水道、電話の状況等
- ウ 崖崩れ、護岸決壊等
- エ 危険物の漏洩、流出等
- オ 家屋の浸水等

(4) 初動時の連絡調整室の設置

発災当初においては各所属も混乱し、情報の重複、指示の混乱等が起こる事が予想されることから、情報の共有化を図り、当初の対応を一元的に管理する必要がある。

このため協議、調整を行う場所を設けるなどして、発災初期の混乱を防止する。

(5) 自衛隊、緊急消防援助隊等の広域応援要請への準備

収集した情報に基づき、必要と判断した場合は、自衛隊、萩市消防本部、国、県等へ必要な応援を要請することとなるから、要請に先立ち派遣準備の要請を行う。

(6) 災害対策本部設置の準備

災害対策室の確保、緊急電話、事務機器の準備、災害対策本部設置に必要な諸準備を行う。

5 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 相互応援協定の締結

山口県内広域消防相互応援協定書、山口県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

- 1 警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、全国的に組織された広域緊急援助隊等の整備を図ることとしている。
- 2 消防は、人命救助、消火活動等を行うために全国的に組織された緊急消防援助隊の整備を図る。

第3項 広域応援体制の整備

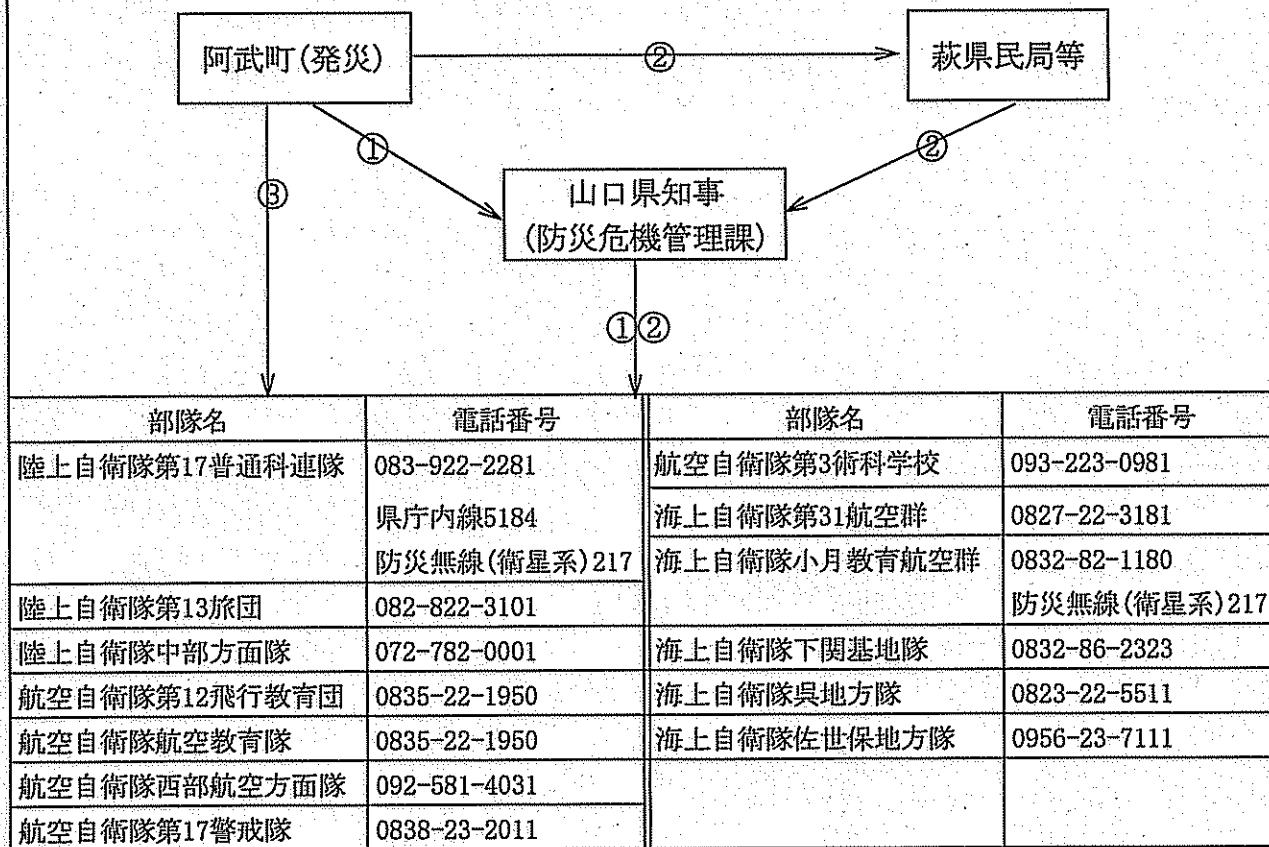
- 1 県、近隣市町(消防本部)、隣接県等からの応援及び受援の窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておく。
- 2 救援活動において重要な临时ヘリポート等の確保に努める。
- 3 国、県、町の防災関係部局(警察、消防、海上保安庁、自衛隊、道路管理者、水道事業者を含む)は同一現場で活動する異なる機関相互での情報通信体制を確保するため、防災相互通信用周波数(県内共通波)を実装した無線機の確保に努める。
- 4 防災機関毎に無線の運用、通話方法、用語が異なり、円滑な情報伝達が難しいため、無線局運用規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第17号)に基づいて、無線通信運用マニュアルを整備する。

第3節 自衛隊との連携体制

自衛隊の災害派遣は、町長が知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するようにより要求することにより、行われるものであるが、通信の途絶等により知事に要求できない場合、町長からの通知を踏まえ自主派遣されることとなっている。自衛隊の災害応急活動が円滑に実施出来るよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

- ① 県防災危機管理課に派遣要請の要求
- ② 県防災危機管理課が通信途絶の場合、県民局等を経由して派遣要請の要求
- ③ ①②ともに通信途絶の場合、直接自衛隊へ派遣要請
但しその場合は後日防災危機管理課へ派遣要請書を提出



またいかなる状況においてどのような分野(偵察、消火、救助、救急等)について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

第4節 海上保安本部(署)との連携体制

町は、災害時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施出来るよう、海上保安本部(署)との間の連携体制を整備しておく。



第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。このため次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設(町役場、消防署等)の整備に努める。
- 3 役場本庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。

- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、エネルギーの代替えシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 水防資器材の整備

第1項 水防施設及び資機材の整備計画

災害時の水防の万全を期するため、資器材の備蓄基準(山口県水防計画)に準じて整備を図るものとする。重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な木、麻袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫を整備改善する。また出水期前に水防資器材を点検し、出水に備える。

第2項 水防施設の概況

町内の水防施設は、町及び県(萩土木建築事務所)の水防倉庫に各種水防用資器材が備蓄されている。

第7章 避難対策

第1節 避難計画

第1項 避難の勧告、指示の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動が出来る者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none">前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況人的被害の発生した状況	<ul style="list-style-type: none">避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2項 避難の勧告・指示事項

避難の勧告・指示に当たっては、混乱を招かないよう必要な事項をあらかじめ定める。

- 1 避難の勧告・指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

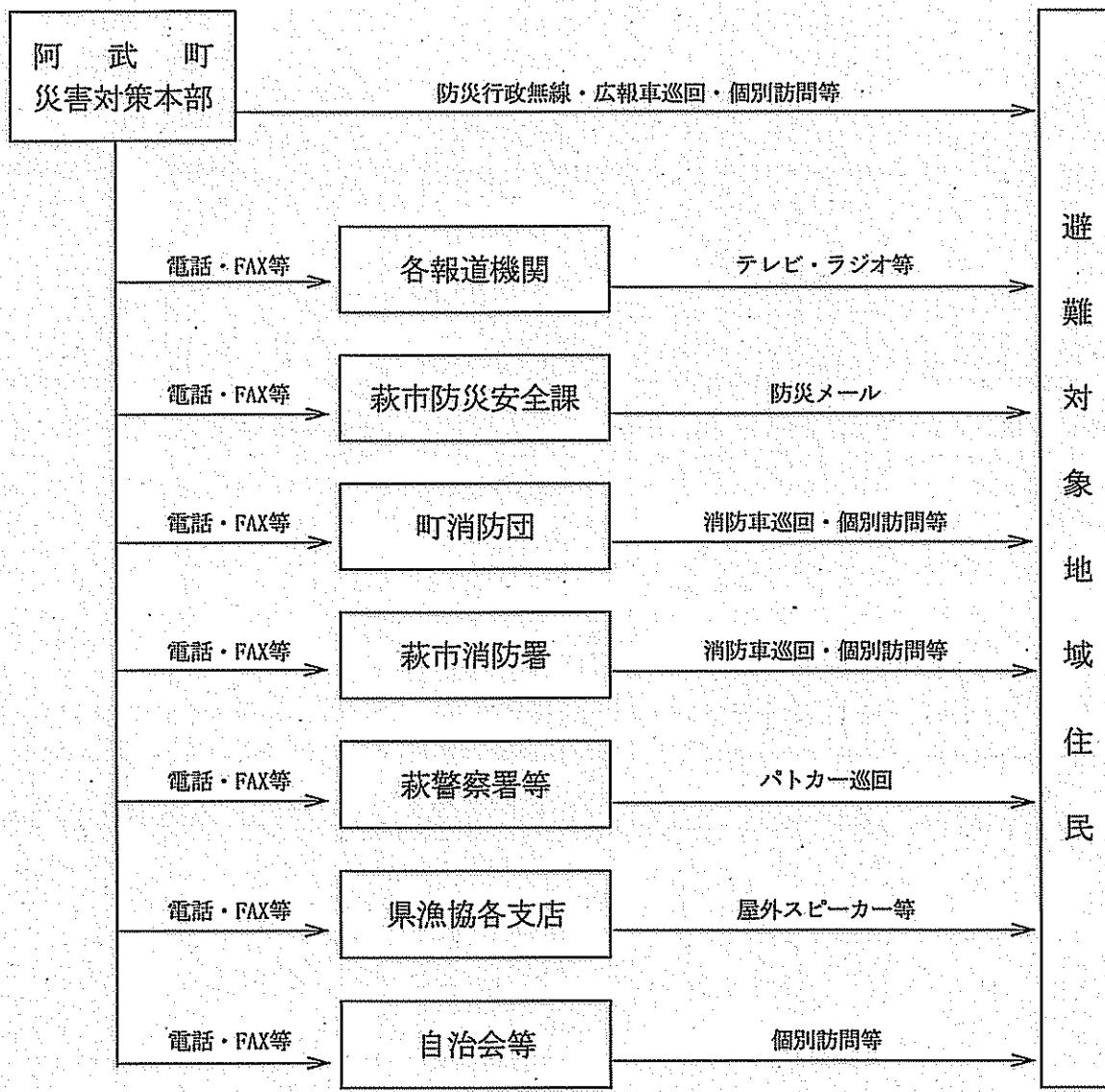
第3項 避難の勧告、指示の伝達手段

- 1 避難情報の伝達方法

避難準備情報、避難勧告、避難指示等の伝達は、以下に示す方法により周知する。
また避難の必要が無くなった場合の解除についても同様の扱いとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) テレビ(ケーブルテレビ等)、ラジオ(コミュニティFM等)
- (3) 萩市防災メール等
- (4) 広報車(町、消防団、消防署、警察等)
- (5) サイレン等
- (6) 他機関の放送設備(漁協屋外放送等)
- (7) 伝達員による個別訪問(自治会長・町職員・消防団員等)
- (8) 施設管理者を通じての伝達(この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。)

(2) 伝達系統図



第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

町は、災害が通過するまでの間、一時的に災害を逃れるための避難場所の指定にあたっては、各地域で想定されるあらゆる災害に対し、安全が確保される施設を指定しておくことが望ましいが、そのような施設を地域内に確保することが困難な場合が多いため、それぞれの災害に応じた避難場所の指定を検討する。

1 避難場所の設置

- (1) 一次避難場所(空地一田畠、校庭、公園、河川敷、神社・寺院の境内、グラウンド等)
- (2) 二次避難場所(避難生活場所となる施設一学校、公民館、集会所、体育館等)
- (3) 広域避難場所(大規模災害時において、二次災害による広範囲にわたる火災が発生した場合等に避難する大規模避難に適した避難場所一学校施設等)

2 避難予定施設の選定基準

- (1) 災害種別に応じた避難所の指定を検討し、災害に対する安全性が確保されていること。
- (2) 避難施設は、対象地区のすべての住民が収容出来るよう配慮すること。
- (3) 1人当たりの必要面積はおおむね2m²以上とすること。
- (4) 土砂災害や浸水などの危険のないところ。
- (5) 液状化の恐れがないところ。
- (6) 高潮、波浪の影響を受けないところ。
- (7) 工場、ガソリンスタンド等の危険施設が近くにないところ。
- (8) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところ。
- (9) 交通アクセスが容易であるところ。

3 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、行政区、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- (3) 避難人口は、夜間人口による。

4 避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所については、次のとおり。

地区名	名 称	収容人員	炊きだし	施設管理者	連絡先
奈 古	町民センター	1,758	有	教育委員会	08388-2-0501
〃	体育センター	718	無	教育委員会	08388-2-0501
〃	阿武中学校屋内運動場	469	無	阿武中学校	08388-2-2032
〃	県立奈古高等学校屋内運動場	745	無	県立奈古高等学校	08388-2-2333
福 賀	のうそんセンター	515	有	福賀支所	08388-5-0211
宇田郷	ふれあいセンター	518	有	宇田郷支所	08388-4-0211

※ 避難場所は上記を指定済みであるが、開設については災害の種別及び規模によって判断する。

5 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

- (1) 避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難誘導(地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にあるもの等色々考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶ。本町においては、消防団及び行政区役員が主にその任に当たるものとする。

(2) 避難指示者(町長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われる所以、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。

また夜間照明、外国語標示の設置に努める。

2 避難経路の選定

(1) 避難経路を2箇所以上選定する。

(2) 相互に交差しない。

(3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

(4) 河川、海岸から離れていること。

(5) 土砂災害危険箇所に該当しないこと。

(6) 住民の理解と協力を得て選定する。

(7) 避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所を日頃から住民に周知徹底する。

(8) 安全な避難路は自分で歩いて安全を確認しながら決める必要がある。

(9) 幅の狭い道路、ブロック塀、老朽家屋、大きな看板、自動販売機、電柱に注意する。

(10) 橋梁を避ける

※ 「避難路」とは地区の主要道路で、避難するのに利用出来る道路。

第6項 避難順位の一般的基準

1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦(必要最小限の介助者を含む)

2 乳幼児、学童(必要最小限の保護者を含む)

3 女性

4 男性

5 防災従事者

第7項 携帯品の制限の一般基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておく。

1 携帯品として認められるもの

貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第8項 避難場所の運営管理

町は、避難場所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)
- 2 避難者名簿(様式の作成)
- 3 避難収容中の秩序保持(管理要領)
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)
- 5 各種相談業務

第9項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第10項 避難場所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等)
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)
- 4 避難場所での備蓄
食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第11項 避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等の自主防災組織を通じた広報

第12項 被災者支援

- 1 り災認定
り災認定、り災証明書交付等の担当部署を明らかにし被災者の支援体制の整備を図る。

第13項 土砂災害警戒区域の指定のあった場合の措置

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、次の事項を定める。
 - (1) 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な、警戒区域体制に関する事項
 - (2) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮をする者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 2 町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等恐れがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。

第14項 浸水想定区域の指定のあった場合の措置

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を、町防災計画に定める。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び保育園については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生、児童生徒の保護者への引き渡し方法等に関する事項。
- 2 医院・保健センター・診療所については、患者を他の医療機関または安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生、入院患者の身元引受者への引渡し方法等に関する事項。
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護、入所者の身元引受者への引渡し方法等に関する事項。
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

- 1 応急仮設住宅の建築可能な用地をあらかじめ把握するなどの供給体制の整備。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関する、供給可能量の把握及び調達・供給体制の整備。
- 3 公営住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続等について、あらかじめ定めておく。

第8章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

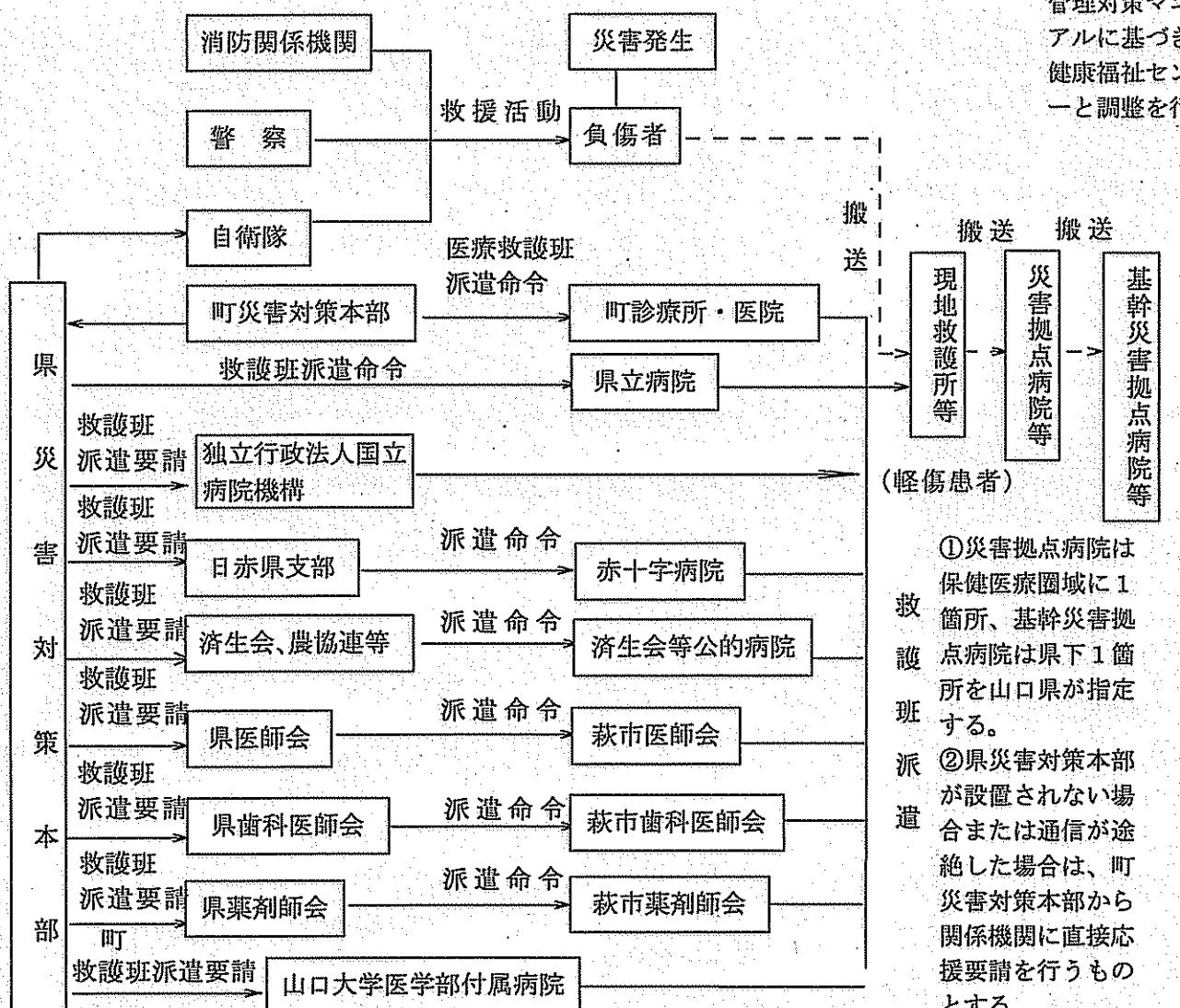
- 1 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 2 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 3 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努めるよう萩市消防署へ要請する。
- 4 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努めるよう、萩市消防署へ要請する。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

[医療救護活動体系図]



1 町

(1) 公的医療機関の災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう、次のことを実施する。

- ア 医療施設等の災害に対する安全性の確保、及び不燃化の推進
- イ 災害に対する安全性をもった自家発電設備、及び貯水槽等の整備
- ウ 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料・水等の備蓄
- エ 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
- オ 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備(無線電話等)
- カ 医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備
- キ 感染症病棟の目的外使用
- ク 救護班を編成する

救護班の編成基準

医師	1～2人	
薬剤師	1人	必要に応じて編入
看護師	3～5人	うち1人は班長
事務職員	1人	
診療所等の車両を有するとき運転手1人		

- (2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (3) 管内医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。
- (4) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 町民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 町、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導が出来るよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 災害時要援護者対策

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

- 1 社会福祉施設、医療機関等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
- 2 社会福祉施設、医療機関等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制を整備する。特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
 - (2) 職員や、入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。
 - (3) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 社会福祉施設、医療機関等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 社会福祉施設、医療機関等の管理者は、次の事項に留意し施設・設備等の整備に努める。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な3日以上の食料、飲料水、生活必需物資及び緊急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者の避難誘導施設、設備の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅災害時要援護者対策

第1項 支援体制の整備

- 1 県及び町は、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備に努めるとともに、町は災害時要援護者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 町は、次の事項に留意し、災害時要援護者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 県及び町は、災害時要援護者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
また地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。

- 4 町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、電子メール、FAX、電話等により災害時要援護者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 町は、災害救助関係業務に加え、災害時要援護者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、萩健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 町は、洪水、高潮、土砂災害等の恐れのある地域の在宅の災害時要援護者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 町は、避難行動に時間を要する災害時要援護者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備情報」を発令するための基準策定に努める必要がある。

第2項 防災設備等の設置促進

在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努める。

第3節 防災知識の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、災害に関する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でないので、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 町は、地域における災害時要援護者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、災害時要援護者の支援方法の普及啓発に努める。
- 4 施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 5 保育園児に対する安全対策として、災害時における園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、職員や園児に対しても計画的に訓練等を実施するよう指導する。
- 6 医療機関は、人工透析や難病の患者が避難時やトリアージに必要な情報を障害者手帳や処方せん及びメモ、カード、タグで提示出来るよう指導する。

第2項 防災訓練

防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

町は、災害時要援護者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

- 1 町は、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活出来る体制を整備した福祉避難所の指定に努める。
- 2 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第10章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定

イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定

(2) 漁港

ア 地域の特性を考慮し、港湾において指定した、海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(3) 飛行場等

ア 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定

他市町等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配達を行うため、拠点施設を指定しておくものとする。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路の障害物除去

発災後の町道等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

町は、県との連携のもと、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により町及び県が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図る。

(1) 町

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配達体制の整備を図る。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に対する広域的な応援体制の整備についても、十分留意する。

(2) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本としそのためには必要な体制を整備するものとしている。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として米及び乾パンについて、県、農政事務所、自衛隊等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給出来るよう、体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことが出来るよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量(流通在庫量または製造能力)の把握に努めるものとする。

精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水計画

応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施出来るような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

被害想定を参考にして、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3L)

(2) 井戸水の活用

町の区域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、萩健康福祉センターとの連携体制を整備する。

(3) 災害対応型自動販売機の活用

飲料水メーカーと応援協定を締結し、災害時に飲料製品を無償で提供出来る災害対応型自動販売機の設置を努める。

4 応急給水資機材の整備

浄水器、動力ポンプ、発電機、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンベ、子供用紙おむつ等の生活必需品について、流通業者や流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施出来るよう、備蓄に努める。

第4項 町民のとるべき措置

町民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、3日分以上の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、山口県市町総合事務組合災害基金条例第3条第1号に基づく基金の積み立てを行っている。

第1項 基金への積立

平成3年度における基準財政需要額により算出された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額(その金額が組合市町の当該平均額を超える場合に当たっては、平均額を上限とする。)を組合に納付すること。

第2項 基金の処分

1 基金の処分の対象となる災害は、次にあげるものであること。

- (1) 風害
- (2) 水害
- (3) 雪害
- (4) 地震
- (5) 干害
- (6) 火災
- (7) その他議会の議決を経て定める災害

- 2 次にあげる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することが出来るものとする。
- (1) 災害による減収補てんをするとき。
 - (2) 災害対策事業費の支出をするとき。
 - (3) その他災害に伴う費用の支出をするとき。

3 上記事項にあげるものほか、次の各号にあげる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことが出来るものである。

- (1) 道路、河川その他の公の施設の保全整備または災害防止対策等に関する事業
- (2) 災害等に係る自動車または自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- (3) その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

町防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において、被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものとす。

第2項 ボランティアの活動対象

災害におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等)・建築物危険度判定(応急危険度判定士)・土砂災害危険箇所の調査(斜面判定士等)・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)・福祉(手話通訳、介護等)・無線(アマチュア無線技士)・特殊車両操作(大型重機等)・通訳(語学)・災害救援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等)・災害復旧技術専門家派遣制度(災害復旧活動の支援・助言)・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配達・清掃、防疫・災害時要援護者等への生活支援・その他危険のない軽作業

第3項 ボランティアの活動時期

この計画に基づくボランティアの活動は、原則として町の区域において救助法の適用を受ける程度の大規模または広域的な規模の災害が発生した場合とする。

第2節 ボランティアの育成

第1項 町民に対する普及・啓発

町は、県等関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの町民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

町は、県、日赤山口県支部等関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得出来るよう必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、県は、関係団体と連携してその養成を図ることとしている。

第3節 ボランティアの登録

町は、町ボランティアセンター(町社会福祉協議会)の協力を得て、災害時におけるボランティアの事前登録を行い、災害時の対応に備えるものとする。

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

町は、町ボランティアセンター(町社会福祉協議会)と連携して、災害時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、あらかじめ、ボランティア活動支援のためマニュアル等の作成に努める。

第2項 支援体制の確立

町ボランティアセンターと協議して、県内の他市町における災害の発生に対する支援を行うための、必要な連携体制等についてあらかじめ検討を行う。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンターの体制強化を図るため、その支援に努める。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設、設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制の確立に努める。
また民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じる。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生する恐れがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等(運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等)や復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

また災害発生時には運転事故の防止を図るため、列車防護運転規制、乗客の避難、救援救護及び災害の早期復旧を図る。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、水道、下水道、通信、放送、交通、空調など日常生活や防災活動の全てに影響をもたらし、二次災害を誘発することから、速やかに応急措置を講じ施設設備を維持する必要がある。情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努めるものとする。

第2項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、情報収集連絡体制、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努めるものとする。

第5項 通信事業者

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱の恐れをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材備蓄、調達体制の整備に努めるものとする。

第6項 防災関係機関

長時間の停電は、上下水道や放送通信など電気を使用する全てのライフラインを停止させ、防災活動そのものを阻害するなどその影響が大きいことから、防災関係機関や予定避難施設は、自家発電機、小型発電機、投光機及び燃料保管施設の整備に努めるものとする。

また緊急時の発電機等の運転及び輸送体制をあらかじめ検討しておく。

第14章 火災予防計画

第1節 一般火災予防計画

第1項 一般火災予防対策(消防法)

火災予防対策は、消防本部が実施する(消防組織法第6条、第7条)。この計画は、消防本部が行う火災予防対策の概要を掲げる。

1 措置命令(消防法第3条)

(1) 命令権者は消防長、消防署長その他の消防吏員とする。

(2) 措置内容

ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備もしくは器具、またはその使用に際し火災の発生の恐れのある設備、もしくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止もしくは制限またはこれらの行為を行う場合の消火準備

イ 残火、取灰または火粉の始末

ウ 危険物または放置され、もしくはみだりに存置された燃焼の恐れのある物件の除去
その他の処理

エ 放置され、またはみだりに存置された物件の整理または除去

2 予防査察(消防法第4条)

(1) 実施責任者は消防長または消防署長とする。

(2) 査察は、火災予防に必要な資料の提出、防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況等の検査を毎年定期的に行う。

ア 危険物、特殊可燃物の製造、貯蔵所等については、年2回実施する。

イ 一般家庭については、「防火の日」を定め、地区または地区連合会単位に推進組織を設け、自主防火体制の確立を図る。

3 防火管理者の設置(消防法第8条、第8条の2)

(1) 設置すべき防火対象物

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、居住する防火対象物。

(2) 管理内容

通報、消火、避難訓練、消防施設点検整備、火気の使用取扱いに関する監督、その他。

(3) 防火管理者及び統括防火管理者の指定

(1)の管理権を有する者は、防火管理者を定め、防火管理と必要な業務を行わせる。

4 予防対策

(1) 防災教育

ア 防火管理者及び危険物取扱者の講習

年2回実施。

イ 一般講習

防火対象物の従業員及び一般住民に対して防災学級、防火指導員講習会、各業態別防火講習会、防火懇談会等を定期的に実施する。

(2) 消防団員の教養訓棟

ア 山口県消防学校において、幹部教育等の教育をうけるとともに、萩市消防本部においても、様々な教育及び指導を受けるものとする。

イ 一般教養教育

ウ 消防に関する基礎的技術訓練

(3) 防火訓練

防火訓練としては、次のものがあり、適宜これを実施する。

ア 大火防御演習

市街地、密集地域の大火災を想定し、消防活動を始め救護、警備、情報連絡等を総合的に訓練する。

イ 山林火災防御演習

山林火災防御の技術の向上と関係機関の連絡協調を図るため実施する。

(4) 民間組織体制の拡充強化

ア 自主消防組織

町内の事業所、会社その他多数の人が勤務する職場に対し、自衛消防隊の組織化を図り、消防思想の普及と自主防災体制の確立を図る。

イ 自治会等を通じての活動

自治会単位に自主防火体制の組織化を図る。

ウ 幼年消防クラブ等に対して、消防思想の普及強化を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 秋季火災予防運動

火災多発シーズンに備え、火災予防について重点項目を掲げ、広報車、広報誌、その他各種広報媒体や防火イベント等を実施し、強力に推進する。

イ 春季火災予防運動

春の乾燥期を前に実施し、秋季火災予防運動と同様、各種広報手段を通じ実効性のある運動を展開する。

ウ その他

保育園・小中学校を対象に、防火ポスター等の募集を催し、消防思想の普及徹底や高揚を図る。

5 消防活動

(1) 消防計画

町は、消防計画の基準(昭41.2.17消防庁告示第1号)に基づいて、実態に即応する消防計画を作成するものとする。

(2) 消防協力体制

山口県内広域消防相互応援協定書により、協力体制を確立している。

第2項 災害時要援護者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の災害時要援護者に対し、火災等の災害のない生活の場を確保するため、県、町、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策(高齢者等の防火安全対策)の推進

住宅火災による死者は火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災する場合が多いことから、県、町及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的な推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅用火災警報器等の設置促進

(3) 住宅用防災機器等の普及促進

(4) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者が適切に避難出来るよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報(緊急通報システム)の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備(閃光型警報装置、点滅型誘導灯等)の設置促進に努める。

第3項 液化石油ガス火災予防対策

1 販売施設、販売方法の規制(液化石油ガスの取扱い及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。))

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法第16条及び第16条の2に基づき販売施設、販売方法及び供給設備が技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 調査の義務(液化石油ガス法第36条)

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等の消費のための設備が技術上の基準に適合しているかどうか調査しなければならない。

3 液化石油ガス設備工事の作業に関する制限(液化石油ガス法第38条の7)

液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業に限る。)に従事してはならない。

4 貯蔵または取り扱いの届出(消防法第9条の2)

液化石油ガスを300kg以上貯蔵したまは取り扱う者は、あらかじめ、その旨を萩市消防長に届け出なければならない。

第4項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、県、町及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施、及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ、建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備の設置、維持の適正化

- (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しつつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第5項 特殊建造物の災害予防対策(建築基準法第2条、第12条、消防法第4条、第8条、第17条)

1 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、と畜場、火葬場、その他これらに類する用途に供する建築物。

2 特殊建築物等の災害予防対策

- (1) 特殊建築物等の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施及び保守状況の報告並びに維持保全に関する準則または計画の作成等を促進すると共に、建築基準法12条に基づく建築物の指定を充分に考慮する。
- (2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店、特別養護老人ホーム、温泉浴場その他多数のものが出入り、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置等を促進し、あわせて予防査察の励行を図り、火災予防の徹底を図る。
- (3) 特殊建築物のうち、劇場、集会場、百貨店、旅館、病院、特別養護老人ホーム、温泉浴場その他不特定多数のものが出入する建築物には、防炎性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用を義務づけ、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

- (4) 特殊建築物のうち、旅館、ホテル(3階以上で収容人員30人以上)、劇場・映画館、演芸場または観覧場(3階以上収容人員30人以上または延面積300m²以上)、公会堂または集会場で(3階以上収容人員30人以上)、百貨店、スーパー・マーケット、その他の物品販売業を営む店(延1,000m²以上または3階以上収容人員30人以上)については「表示、公表制度実施要綱」を定め、防火管理、消防用設備及び建築構造がこの要綱に適合しているものには適合マークを交付し、不適合のものについては改善等の措置命令を発し、なお改善されないものについてはその名称等を公表するなどして、防火管理体制の強化、必要な消防用設備の整備並びに建築構造の改修を促進し、火災予防の徹底を図る。

第6項 火事災害予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第7項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためにには、町における消防力の充実・強化が求められるところから、町は国が定めた「消防力の基準」に基づく消防力の確保に努める。

1 町消防計画の整備

- (1) 町は国が定める基準に従い消防計画を策定しているが、県はこの計画が地域の実態に応じた計画となるよう指導する。
- (2) 町は策定した消防計画(大綱は次のとおり)に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防御活動の実施に努める。
- ア 消防組織に関すること。
イ 消防力等の整備に関すること。
ウ 防災のための調査に関すること。
エ 防災教育訓練に関すること。
オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 消防本部及び町
予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 消防の広域化の推進
近年の変貌する消防事象に的確に対処するための手法として、消防の広域化について検討を進め、実施可能な地域については、広域化に向けて環境の整備を図る。
- (3) 広域消防応援体制の整備
県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市町等は必要な運用体制の確立に努める。
- (4) 消防団の活性化の推進
消防活動(防災活動)等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、町及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (5) 自主防災組織の育成

第1項4参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応出来る消防職員、団員の育成を図るため、県消防学校は、教育カリキュラムの充実を図るなど教育環境の整備充実に努め、町及び消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることが出来る環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防設備等の整備

ア 町は「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう、機械器具、水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足または道路事情により消火活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう、軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

ア 県は、林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、林野火災用空中消火資機材を整備し、自衛隊、消防本部等に預託してきているが、今後も計画的に整備を推進する。

イ 化学消火薬剤については、関係者(消防本部、町、県・海上保安署、事業所)で備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

第8項 文化財の災害予防対策

1 予防対策実施責任者

(1) 予防対策 — 所有者または管理団体

(2) 予防対策指導 — 県、町教育委員会、萩市消防本部

2 文化財予防対策

(1) 予防設備の整備

ア 消火設備の拡充

消火器、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知器、漏電火災警報器等の拡充を図る。

ウ その他の設備の拡充

避雷装置、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の拡充を図る。

(2) 予防対策の指導

ア 予防計画作成の促進

(ア) 防火管理者、火元責任者管理体制の確立

(イ) 通報設備、方法、組織等の確立

(ウ) 災害の起り易い箇所の点検、確認、延焼防止対策等の確立

(エ) 自衛消防組織の確立

(オ) 注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等の予防計画の作成を促進する。

イ 災害予防の指導

- (ア) 防火訓練の実施(通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に、かつ、地元消防機関の協力を求め指導を受けて行う)等を計画して予防対策の確立を図る。

第9項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 林野火災予防計画

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に入り出しが出来るところ及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、県、町、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡回の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

町及び関係者は協力して町民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るために、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から、出火防止の徹底が特に重要となる。そのため、国、県、町、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

- (ア) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 新聞その他広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じての広報(児童生徒の防災思想の高揚)
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡回指導員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じ火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、渓流魚釣等の一般入山者に対し次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内での煙草のポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。

(オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者(作業者)対策

山林内において事業を営む者または造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

(ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡回員を配置するものとする。

(イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所(作業箇所)内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。

(ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識板及び消火設備を完備するものとする。

(エ) 鉱山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう、森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、町及び消防機関は、火入れに関する条例及び火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

(ア) 火入れを行う場合は、必ず町長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。

(イ) 火入れ方法の指導

(ウ) 強風注意報、乾燥注意報または火災警報の発令中、または発令された場合、一切の火入れを中止する。

火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼する恐れがあると認められるときまたは強風注意報、乾燥注意報または火災警報が発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。

(オ) 森林法及び条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

JR西日本及びバス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

(ア) 危険地帯の可燃物の除去

(イ) 路線の巡回

(ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立

(エ) 林野火災巡回の際の用地通行及び消火活動を最優先した運航抑止等の便宜

(オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

(ア) 一般住民に対する防火意識の啓発

(イ) 無許可入山者の排除

(ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

町、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡回及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林リクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

- (ア) 災害の早期発見に関すること。
- (イ) 無許可伐採等に対する指導
- (ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 町及び消防機関は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 町及び消防機関は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

町及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため、次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、町に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。
- (2) 町及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (3) 町長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することが出来るよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

町及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応出来る組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

町は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

(3) 総合的消防体制

町は、林野及び消防の行政窓口を中心として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため、町は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

町及び消防機関は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した、実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、町及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 町は林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 町及び消防機関は、林野火災用消防水利(防火水槽、自然水利)の確保に努める。
- (3) 町は消火活動または防火線としての役割を具備するよう林道整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険地域については、国、県及び町有林はもとより、一般民有林についても防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまで計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について、町及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

町及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施出来るよう、管内の地形、林相等を踏まえ、日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を、集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第15章 交通災害予防対策

第1節 海上災害予防計画

第1項 海上災害予防対策

気象台、海上保安署、町、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入港、入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するため体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 海上保安署、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 海上災害予防運動の実施

全国海難防止強調運動(夏季)、あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火氣管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底、及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。

(3) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等(以下「岸壁管理者等」という。)に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置または改良の指導を行う。
イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(4) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(5) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の搜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

また海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

(6) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安署は、航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

(7) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行うものとする。

3 消防機関

ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上渠または入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るために必要な対策の推進を図る。

- (1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。
- (2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。
- (3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消火活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るために情報収集体制の確立を図る。

また火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

- a 場 所：航行位置、係留、入渠等の場所
- b 船名・船籍
- c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
- d 出火場所：倉庫、甲板、機関室
- e 燃 燒 物
- f 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等

(ウ) 要救助者の状況

- a 乗客、船員の人数
- b 要救助者及び負傷者の有無とその状況

(エ) その他

- a 積載物の種別、形態、危険物の有無
- b 二次災害の危険性の有無
- c 火災の対応(単独、応援者等)
- d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練(陸上部・海上部・船舶上)を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に関係する機関(海上保安署)、及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 叻(漁港等管理者)

漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

6 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講じる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

危険物積載船舶の荷役及び停泊については、萩海上保安署の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関(海上保安署、消防機関、港湾管理者等)への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」(以下「海防法」という。)により各種の規制がなされている。

また油の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成9年12月19日閣議決定)」、及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。防災関係機関は地先海域においてタンカー及び貯油施設(屋外貯蔵タンク等)等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、または発生の恐れがある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るために、必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、町(消防機関)、警察等関係機関は、早期の情報収集が出来るよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国(周東・大竹)地区、周南地区、閲門、宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
- (2) 町は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。
- (3) 町は、油の防除に必要な資機材の調達先等の把握に努める。

4 訓練等

海上保安署、県、町(消防機関)、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本町における道路体系は、国道191号及び315号の2本の国道を軸として、これに接続する一般県道、町道が連携し道路網を形成している。

2 対策

(1) 道路管理者

- ア 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用出来る体制の整備を図るものとする。
- イ 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
- エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- オ 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。
- カ 危険物等の流出時に的確な防除活動が出来るよう、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- キ 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- ク 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものとする。
- ケ 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

コ 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

サ 一般県道・町道の整備は、国道等の幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。

これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行車道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

(2) 気象台

気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

また発表情報の内容の改善・情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

(3) 警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(4) 町

主要な交通施設の被災による広域的な救済活動、町民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

3 自動車運転者の労働管理等の改善指導

労働局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道

1 現況

本町の鉄道は、山陰本線のみであり、この路線は、京都駅から鳥取駅、出雲市駅、益田駅を経て山口県下関市の幡生駅に至る路線である。本町には、奈古駅、木与駅、宇田郷駅が存在している。

2 対策

(1) 鉄道事業者

ア 踏切における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努めるものとする。

イ 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることが出来るよう、また自然災害または列車の脱線その他の鉄道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努めるものとする。

- エ 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の路線防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れがあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。
- オ 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。
- カ 事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備または災害時優先電話の整備に努めるものとする。
- その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。
- キ 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努めるものとする。
- ク 事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- ケ 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。
- コ 路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。
- サ 列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。
- シ 事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- また事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。
- ス 事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。
- セ 鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。
- (ア) 通勤通学輸送の強化を図る。
- (イ) 貨物輸送の近代化を図る。
- (ウ) 地域社会との調和を図る。

第16章 産業災害予防対策

第1節 危険物等災害予防計画

第1項 石油類等の災害予防対策

1 石油類等の危険物の範囲(消防法第2条別表、労働安全衛生法施行令)

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める種別に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいい、その主なものは次表のとおりである。

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物(ジエチルエーテル、二硫化炭素等) 第一石油類(アセトン、ガソリン等) 第二石油類(灯油、軽油等) 第三石油類(重油、クレオソート油等) 第四石油類(ギヤー油、シリンドー油等) アルコール類(メチルアルコール、エチルアルコール等) その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性固体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策(消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章)

製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

ア 実施責任者(消防法第11条、労働安全衛生法第88条・第91条)

- (ア) 知事
- (イ) 町長
- (ウ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準(危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則)

製造所、貯蔵所、取扱所等の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

知事、町長、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合して施工されるよう規制し、また必要に応じて隨時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、山口県危険物安全協会連合会と協調して、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

- (2) 危険物の災害予防対策(消防法第10条、労働安全衛生法第20条・第91条)
指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

- (ア) 知事
(イ) 町長
(ウ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

知事、町長、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者等は、山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図るものとする。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器や積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第2項 高圧ガス等の災害予防対策(高圧ガス保安法(以下本項において「街」という。)、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則)

1 高圧ガスの範囲(法第2条、同法施行令第2条)

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPaとなる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、または温度35°Cにおいて圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上あるものまたは温度15°Cにおいて圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、または圧力が0.2MPa以上となる場合の温度が35°C以下の液化ガス。
- (4) その他液化シアン化水素、液化プロムメチル、液化酸化エチレン等

2 災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取扱を規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス地域防災協議会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣(中国四国産業保安監督部)、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準(法第8条、第16条)

(3) 指導対策

ア 危害予防規定の制定(法第26条)

(ア) 規程の届出

第1種製造者(法第5条)は、危険予防規程を制定し県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 規程の内容

公共の安全の維持または災害の発生の防止のために、法第8条第1号及び第2号に定める製造の施設、方法に関する技術上の基準に適合するよう、必要な事項について定めるものである。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施(法第27条)

(ア) 計画の届け出

第1種製造者は、高圧ガスの製造を開始したときは保安教育計画を策定し県知事に届け出るものである。これを変更したときも同様である。

(イ) 計画の内容

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス保安協会が高圧ガスの種類ごとに示す保安教育計画の基準に従い作成するものである。

(ウ) 保安教育の実施

第1種製造者、第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者、または占有者もしくは特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施す。

ウ 保安統括者等の選任及び届出

(ア) 種類

保安統括者
保安技術管理者
保安主任者
保安係員
保安企画推進員

} (第1種製造者または一定規模以上の第2種製造者が事務所ごとに選任。)

高圧ガス販売主任者(販売業者が販売所ごとに選任)

特定高圧ガス取扱主任者(特定高圧ガス消費者が消費事務所ごとに選任)

ボイラ取扱主任者

圧力容器取扱主任者

(イ) 職務 保安について監督を行う。

(ウ) 届出 知事または労働基準監督署長に対する届出

エ 保安検査の実施(法第35条、労働安全衛生法第38条)

(ア) 検査の対象

高圧ガス爆発その他災害が発生する恐れがある製造のための施設(特定施設)

(イ) 検査の実施者

知事、労働局長、労働基準監督署長、指定保安検査機関または高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会、ボイラ・クレーン安全協会

(ウ) 検査の内容

特定施設が製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて、定期(1年～3年)に行うものである。

オ 定期自主検査の実施(法第35条の2)

第1種製造者または一定規模以上の第2種製造者は、製造施設、特定高圧ガス消費者は消費施設について、その施設が製造施設は法第8条、消費施設は法第24条の3第1項で定める技術上の基準(耐圧試験にかかるものは除く。)に適合しているかどうかについて、毎年定期的に1回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存しておくものである。

カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出(法第36条)

(ア) 応急措置

- ・製造施設または消費施設が危険な状態になったときにおいて、直ちに製造または消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは、退避させる措置
- ・販売施設、貯蔵所または充てん容器が危険な状態となったときにおいて、直ちに充てん容器等を安全な場所に移す措置
- ・前記の措置を講じることが出来ないときにおいて、従業員または必要に応じて付近の住民に対し退避するよう警告する措置
- ・充てん容器等が外傷または火災を受けたときにおいて、充てんされている高圧ガスを廃棄しまたはその充てん容器とともに損害を他に及ぼす恐れのない水中に沈め、もしくは地中に埋める措置

(イ) 届出前記のような事態を発見した者は、直ちに、その旨を知事または警察官、消防吏員もしくは消防団員もしくは海上保安官に届け出る義務がある。

キ 緊急措置の実施(法第39条)

(ア) 措置する場合

公共の安全の維持、または災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるとき。

(イ) 実施者

経済産業大臣(中国四国産業保安監督部)または知事

(ウ) 措置出来る事項

施設の全部または一部の使用の一時停止

製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄の一時禁止または制限
容器の廃棄または所在場所の変更

ク 立入検査の実施(法第62条)

(ア) 経済産業大臣または知事の委任を受けた職員の行う立入検査

公共の安全の維持または災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費等をする者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガスもしくは容器の保管場所または容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、または試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧ガスを収去させることが出来る。

(イ) 警察官の行う立入検査

人の生命、身体または財産に対する危害を予防するため、とくに必要があるときは、高圧ガスの製造、販売もしくは消費の場所または高圧ガス貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することが出来る。

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

第2節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、農地保全、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 滝水防除事業の促進

豪雨時の滝水による、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、滝水地域に対し滝水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

3 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

4 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

5 老朽ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池について老朽ため池等整備事業を進める。

第2項 農作物に対する災害対策

1 災害対策技術の指導

町は、萩農林事務所農業部の現地指導班、農業協同組合等と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図ると共に、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

2 種子の確保

町は、稻及び野菜等の種子について、農業協同組合等と協議し、その確保に努めるものとする。

また農業協同組合等において種子の供給が困難である場合は、県に協力を要請するものとする。

第3項 病虫害の防除

1 防除指導等

町は、農業協同組合、萩農林事務所農業部と協力し、病害虫の調査を実施し、発生状況を的確に判断して、農家に通報する。

また県と一体となって、病害虫の異常発生またはその蔓延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、具体的な防除の実施を指示、指導する。

2 防除器具の確保

町及び農業協同組合等は、地域内の防除器具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除器具の使用が出来るように努める。また農作物等に災害が発生しまたは発生する恐れのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせんを依頼する。

第4項 凍霜害防除

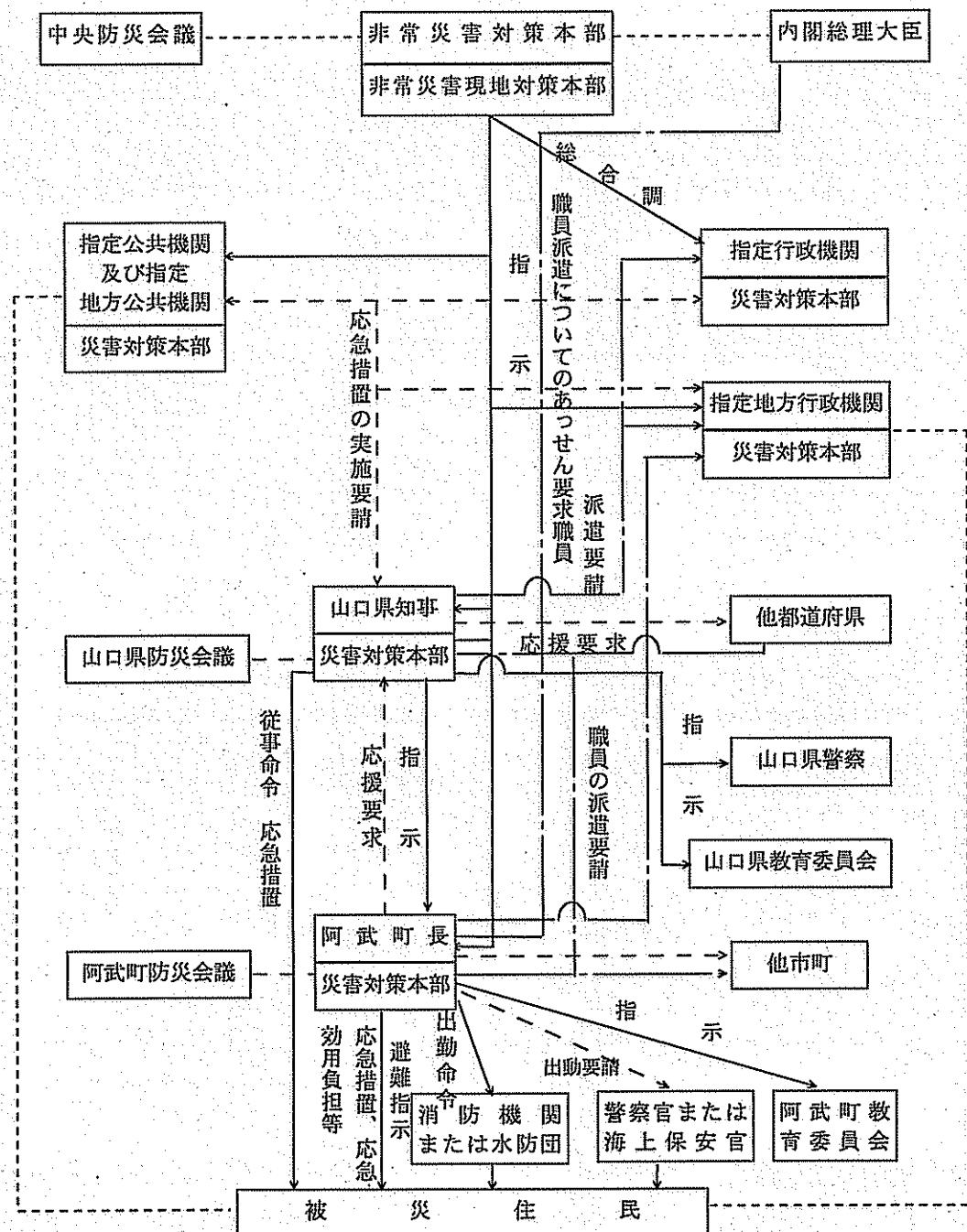
町及び農業協同組合は、適切な方法により、凍霜害に関する農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 町の活動体制

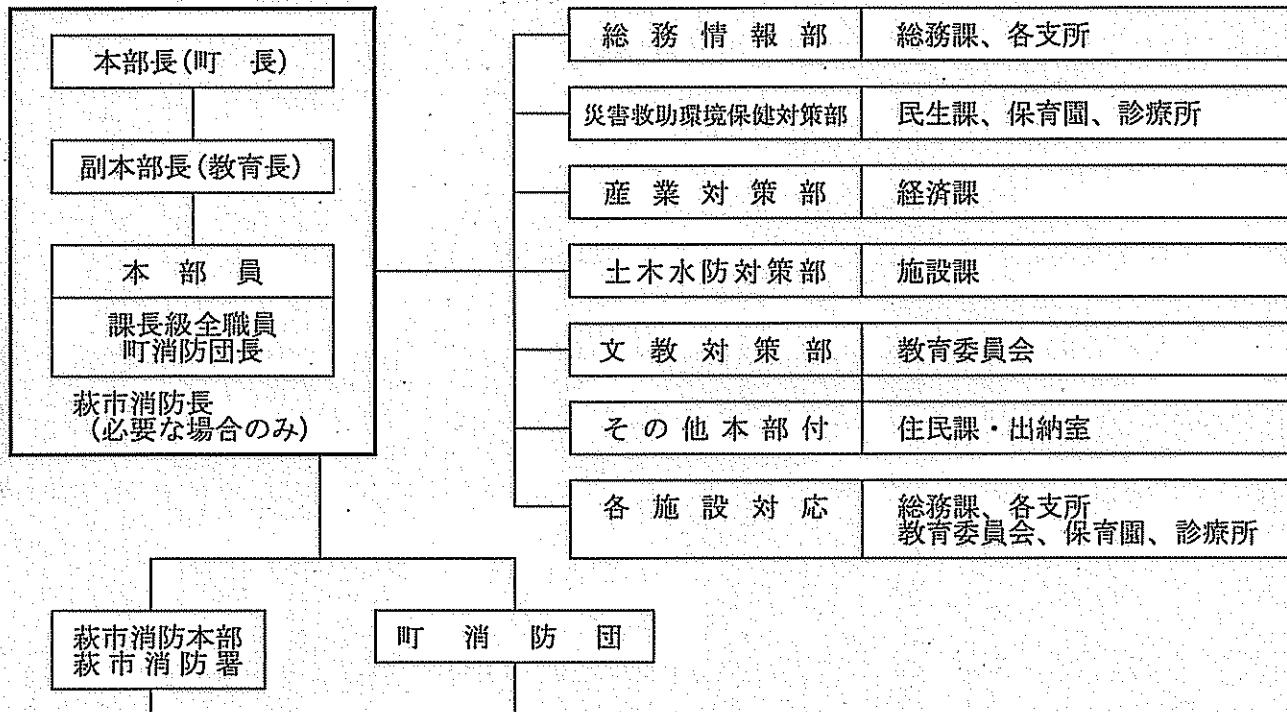
町長は、町の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、阿武町災害対策本部(以下「町本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

1 町災害対策本部組織図



2 町本部の設置基準

	災害対策本部			災害復旧本部
	第1非常	第2非常	緊急非常	災害復旧本部
本庁	第3警戒配備体制に加えて係長以上職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)	全職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)
各支所	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)
配備基準 (気象)	①本町に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪または大雪の各警報のいずれかが発表され、町内に相当規模の災害が発生したまたは発生の恐れがあるとき ②日本海に水防警報(指示)が発表されたとき ③上記にかかわらず必要なとき	第1非常態勢の設置後、町内全域に災害が発生したまたは発生のおそれがあり町長が必要と認めたとき	町内全域にわたる災害が発生したまたは局地的災害であっても被害が特に甚大である時で、町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき	町内全域にわたる災害が発生し、または局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで町の全組織を挙げて災害対応が必要なとき
(地震)	震度5	震度6	震度7	
(津波・高潮)	津波警報			
(火災・事故)	広範囲な類焼を伴う建物火災、大規模な林野火災			

※ 消防団の出動等(人員及び活動エリア等)については、町長と団長の協議により決定する。

3 災害対策本部の廃止基準

町長は、町内に災害が発生する恐れが解消したと認めたときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、町本部を廃止する。

4 町本部の設置場所

町本部の設置場所は、「阿武町役場一階会議室」とする。

5 町本部の設置(廃止)の通知等

町本部総務部長(総務課長)は、町本部が設置(廃止)されたときは、直ちにその旨を下記の機関等に通知及び公表するものとする。

- ・山口県知事(県災害対策本部(防災危機管理課))
- ・山口県萩県民局(県災害対策地方本部(防災危機管理課からの指示を受け設置))
- ・重要な防災関係機関(阿武町防災会議関係機関、隣接市長等)
- ・報道機関
- ・町民、観光客等

第2項 町本部の運営

1 本部員会議

本部長(町長)は、町の災害対策を推進するため、必要な都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 救助法適用申請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 県への応援または応急措置の実施要請に関すること。
- (6) 指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 本部長等の職務

(1) 本部長(町長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(教育長)

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員(本部を構成する部の部長)

本部長の命を受け、各自が所掌する災害対策に従事する。

3 現地災害対策本部

当該災害規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 本部の指揮は、本部長(町長)不在の場合は副本部長(教育長)、本部長及び副本部長とともに不在の場合は、総務情報部長(総務課長)が指揮をとる。
- (2) 各対策部は、各対策部の課長以下、職責順位により指揮をとる。

5 国・県の現地対策本部との連携体制

国・県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するため、必要な措置を講じる。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

災害発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指定した職員をもって編成し、初期における活動体制の確保を図る。

1 緊急初動対策班

- (1) 配備箇所に30分以内(徒歩、自転車及びバイク)に出勤出来る者で、所属長よりあらかじめ指名された職員をもって編成する。
- (2) 職員は発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

初動要員及び各対策本部員等に携帯電話を保有させ、初動時の配備体制の確保に努める。

3 24時間体制の確保

複雑多様化する災害、管轄面積の増大や災害時要援護者の増加を考慮すると、今後防災対策に係る情報システム等の導入整備の検討を進める中で、宿直を含めた職員の24時間配備体制、防災担当職員の交代勤務、仮眠室等の整備についても検討を進める。

第4項 動員配備計画

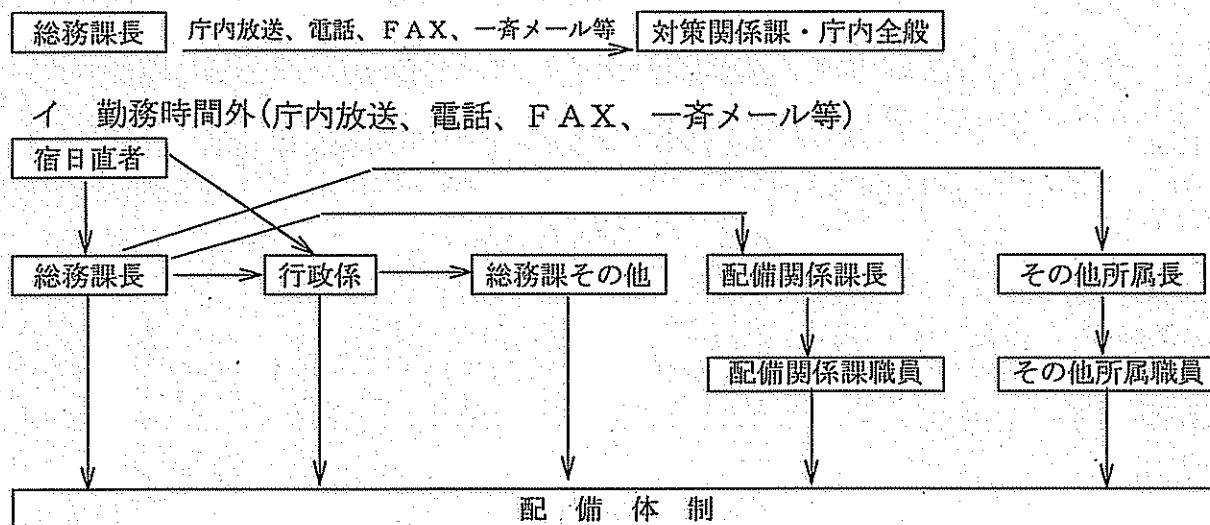
1 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

- ア 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 総務課長は、防災業務経験者及び特殊技能保有者を、特命により緊急初動要員に登録しておく。

(2) 動員系統図

- ア 勤務時間内(庁内放送、電話、FAX、一斉メール等)



2 動員の方法

(1) 勤務時間内にあっては、庁内放送、防災行政無線、電話、電子メールで行う。

(2) 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び電子メール呼び出しで行う。

(3) 非常参集

災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁及び各支所のいずれか近い場所に参集し、指示に従うものとする。

3 緊急初動対策要員の動員配備

緊急初動対策要員として指定された職員は、第3警戒体制または災害対策本部体制がとられた場合は、直ちに本庁に参集し、あらかじめ定められた計画に従って業務(情報収集、町災害対策本部の設置準備等)に従事する。

4 配備職員の非常参集等の心得

(1) 配備職員は、休日・勤務時間外に災害が発生または発生の恐れがあることを知ったときは(連絡を受けた場合またはラジオ、テレビ等で知ったときを含む。)、以後の推移に留意するとともに、進んで各方面と連絡をとり、作業服、タオル、着替え、筆記用具、懐中電灯、ラジオ、携帯電話、食料など必要な装備を携行し、所定の場所につかなければならない。

- (2) 配備職員は、交通機関が途絶した場合であっても、自動車は使用せず徒歩、自転車、バイク等を使用して情報(火災発生、家屋倒壊、道路損傷、避難状況)収集を実施しながら参集するものとする。
- (3) 配備職員は、配備につく前に、自分自身、家族、近隣住民の安全を確保し、災害が発生している場合は、初期消火や倒壊家屋からの救出など二次災害の防止に努める。
- (4) 配備職員は、災害時に自宅に不在となることから、平素から家族と災害対策を十分に話し合い、常に家屋の補修を行うものとする。

5 初動体制

① 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
② 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後あらかじめ指定された配備箇所に参集する。
③ 参集	(1) 全職員が自発的に本庁舎(災害対策本部)に参集する。 (2) 災害その他により、町庁舎(災害対策本部)に参集出来ない職員は、最寄の本町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
④ 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。但し収集する情報(火災発生、家屋倒壊、道路損傷、避難状況)については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておくほか、避難場所における避難者の状況を必ず確認し、参集するものとする。
⑤ 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各課長等に報告する。 (2) 各課長等(または次席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
⑥ 緊急対策班の編成	先着した職員より緊急初動対策班を編成し、順次必要な業務*に当たる。
⑦ 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

* 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- ① 被害状況調査
- ② 災害等情報調査
- ③ 関係機関等への情報伝達
- ④ ライフライン状況調査
- ⑤ 町災害対策本部の設置
- ⑥ 防災用資機材の調達・手配
- ⑦ 広報車、防災行政無線、CATV(萩ケーブルネットワーク)、防災メール等による住民への情報伝達
- ⑧ 支援物資調達準備計画の策定
- ⑨ 安全な避難場所への誘導
- ⑩ 避難所の開設
- ⑪ 消防広域応援要請、自衛隊災害派遣要請の検討

(注) 休日・夜間発災時は、職員自身の被災、道路や通信施設の損傷等により本部体制の確立に時間を要し、100%の人員確保は困難である。特に大規模震災時においては、1時間以内の参集率を20%、6時間以内の参集率を50%と仮定した活動計画を作成する。

6 災害応急の費用負担

災害救助法の適用により費用の基準のある救助、その他規則で定めのある救助及び公共のために実施した災害応急を除き、町が実施した救助経費の受益者負担はその都度、町長が定めるものとする。

第5項 班の編成及び所掌事務

災害対策本部	担当課	所掌事務
総務情報部	総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の総括に関すること ・本部員会議に関すること ・各部及び防災関係機関の災害対策に関する連絡調整に関すること ・職員の動員及び派遣並びに派遣申請に関すること ・職員の安否確認に関すること ・公務災害補償に関すること ・国・県等からの災害視察者の対応に関すること ・気象情報の収集と伝達に関すること ・緊急情報の収集と伝達に関すること ・各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること ・防災行政無線に関すること ・自衛隊の災害派遣要請及び海上保安部に対する出動要請に関すること ・県等に対する災害報告に関すること ・水防警報情報の伝達に関すること ・支所との連絡に関すること ・家屋等のり災証明に関すること ・災害対策に関する事務で他の部に属さない事項 ・来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること ・災害対策に必要な財政措置に関すること ・災害活動用の臨時電話等の架設に関すること ・災害時における庁用自動車の管理及び配車計画に関すること ・輸送機関との連絡及び緊急車両の借り上げに関すること ・町有財産の災害対策並びに被害調査の取りまとめに関すること ・住民への避難の周知に関すること ・災害情報及び災害対策の発表に関すること ・災害広報に関するこ(同報系防災行政無線等による広報を含む) ・報道機関との連絡調整に関するこ ・災害時の広聴に関するこ ・関係工事業者等への協力要請に関するこ ・当該課の災害対策関連事務の処理に関するこ ・各部の応援協力に関するこ ・災害対策本部の情報システム設備に関するこ ・ホームページによる災害情報の広報支援に関するこ ・庁内のシステム設備の被害状況調査及び復旧に関するこ ・応急救助に要する経費その他金品の出納に関するこ ・食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関するこ
	各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の災害情報の収集及び応急対応に関するこ ・管内の公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ
本部付	住民課 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部の行う情報収集の協力に関するこ ・避難所、災害現場等と本部との連絡調整に関するこ ・家屋等の被害状況調査に関するこ ・町税等の減免、徴収猶予等の措置に関するこ ・一般り災関係の被害状況の調査及び取りまとめに関するこ

災害対策本部	担当課	所掌事務
災害救助 環境保健対策部	民 生 課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防疫及び被災地の環境衛生に関するこ ・衛生関係施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ ・公害の防止対策に関するこ ・遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関するこ ・その他応急衛生対策に関するこ ・被災者の健康管理、保健相談に関するこ ・災害時における医療に関するこ ・遺体の処理に関するこ ・災害時における医療、助産に関するこ ・医療機関、環境保健所等関係機関との連絡調整に関するこ ・医薬品、衛生材料の確保、配分に関するこ ・応急救助に関する総括及び外部機関との連絡等に関するこ ・災害救助法による災害救助に関するこ ・災害対策用物資(災害救助用支援物資を含む)の調達、配布に関するこ ・義援金品の受付、配分に関するこ ・社会、児童福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ ・避難所の設置及び運用に関するこ ・ボランティアの活動支援に関するこ ・被災地の民生安定に関するこ ・災害用主食の調達、配給及び副食の調達確保に関するこ ・り災者の収容並びに行方不明者及び死体の搜索、収容、埋葬に関するこ ・園児の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ ・入所者の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ
産業対策部	経 濟 課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林地施設の災害対策に関するこ ・農林地施設の被害状況調査に関するこ ・災害時における食糧の確保に関するこ ・災害時における種子、種苗の確保及び供給に関するこ ・災害時における家畜の管理、防疫及び飼料の確保に関するこ ・り災農林業者に対する金融相談に関するこ ・その他応急農林対策に関するこ ・り災商工業者(電気、運輸、通信含む)の被害状況調査に関するこ ・り災商工業者に対する金融相談に関するこ ・その他応急商工業対策に関するこ ・観光施設の保全及び応急復旧に関するこ ・観光施設の被害状況調査に関するこ ・旅行者(遊泳者を含む)の避難誘導、保護安全対策に関するこ ・水産関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関するこ
土木水防対策部	施 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業用施設の災害対策に関するこ ・農林業用施設の被害状況調査に関するこ ・農林業用施設の水防及び復旧に関するこ ・農業用樋門、溜池の管理に関するこ ・漁港関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関するこ ・災害対策用船舶の確保に関するこ ・土木関係の被害状況調査に関するこ

災害対策本部	担当課	所掌事務
土木水防対策部	施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路、河川、橋梁、堤とう及び港湾の警戒並びに応急復旧対策に関すること ・災害時における建設業者に対する連絡等に関すること ・町管理道路の交通規制に関すること ・緊急輸送道路の障害物の除去に関すること ・各道路管理者との連絡調整に関すること ・仮設道路の建設、障害物除去に関すること ・水防緊急対策及び技術指導に関すること ・土砂災害防止対策及び技術指導に関すること ・災害応急対策時における人員、物資及び資材等の輸送に関すること ・その他応急土木対策に関すること ・町営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・応急仮設住宅の建設に関すること ・被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること ・り災者に対する飲料水の供給その他応急給水に関すること ・水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・水道工事業者等への協力要請に関すること ・集落排水処理施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
文教対策部	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・文教施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・文教関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・学校関係避難施設の供与及び管理に関すること ・児童生徒の避難措置と災害救助に関すること ・応急食糧の非常炊き出しに関すること ・り災児童生徒に対する学用品の供与等に関すること ・り災児童生徒に対する医療防疫及び給食に関すること ・災害対策のための教職員確保に関すること ・応急教育に関すること ・応援機関、団体の宿泊に関すること ・応援機関、団体との連絡調整に関すること
消防	消防本部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備体制に関すること ・水防資材に関すること ・災害情報に関すること ・気象警報及び情報伝達に関すること ・災害現場における救助及び救急活動に関すること ・被害の発生の恐れのある箇所の警戒及び応急措置に関すること ・災害時における火災予防対策に関すること ・警戒区域の設定及び避難等の応急措置に関すること ・危険物等の保安措置に関すること ・災害の調査に関すること ・消防相互応援に関すること ・り災証明(火災)発行に関すること
消防	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関すること ・水防にかかる監視、警戒及び水防活動に関すること ・避難対策(避難指示の伝達、誘導等)に関すること ・その他本部長が指示する災害応急措置に関すること

第6項 長期活動体制の確立

本部長(町長)は、災害対応が72時間を超えると判断したときは、職員のローテーションの作成を各部に指示し、職員の健康管理に十分留意し、職務内容を考慮して各部長が決めることとする。

但し全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう町職員のローテーションを考慮する。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画、町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生した場合は、法令、県防災計画、町防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため、必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、町、警察、その他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 町長……主として陸上災害の場合

- (2) 知事 …… 2以上の市町にわたる、主として陸上の大災害の場合
- (3) 海上保安本部(署)長 …… 主として海上災害の場合
- (4) 西日本旅客鉄道(㈱)広島支社長またはその指名する者 …… JRの事故の場合
- (5) その他 …… 主として上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害または事故

2 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長または災害現地に出動した部隊の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長またはその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統轄するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所または被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施について必要な事項

6 災害対策本部との関係

設置機関の災害対策本部及び各構成機関の災害対策本部と密接な連絡をとり、災害応急対策の円滑なる推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 災害気象警報・注意報等

1 気象警報・注意報等の種別、発表基準

本町の発令基準は以下に示すとおり

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年05月27日現在
発表官署 下関地方気象台

阿武町	府県予報区	山口県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	萩・美祢			
警報	大雨 (浸水警)	雨量基準	1時間雨量50mm		
	(土砂災害)	土壤雨量指數基準	120		
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm		
		流域雨量指數基準	大井川流域=14		
		複合基準	—		
	暴風	平均風速	陸上 20m/s		
			海上 20m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う		
			海上 20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ20cm		
			山地 24時間降雪の深さ40cm		
注意報	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.6m		
	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm		
		土壤雨量指數基準	96		
		雨量基準	1時間雨量30mm		
	洪水	流域雨量指數基準	大井川流域=7		
		複合基準	—		
	強風	平均風速	陸上 10m/s		
			海上 10m/s		
	風雪	平均風速	陸上 10m/s 雪を伴う		
			海上 10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ10cm		
			山地 24時間降雪の深さ20cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上 100m		
			海上 500m		
	乾燥	最小湿度40%で 実効湿度65%			
なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1. 気温3°C以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ40cm以上				
	低温	夏期：平年より平均気温が3°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5°C以下			
		霜 11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3°C以下 積氷・苔雪 大雪注意報・警報の条件下で 気温-2°C~2°C 濡度90%以上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

- (注) 1 各警報・注意報の基準値は、過去の災害報告をもとに、災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方気象台で調査し、避難準備等の参考となるように定めたものである。
- 2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。
- 3 大雪警報・注意報において、平地とは200m以下を、山地とは200mを超える地域である。

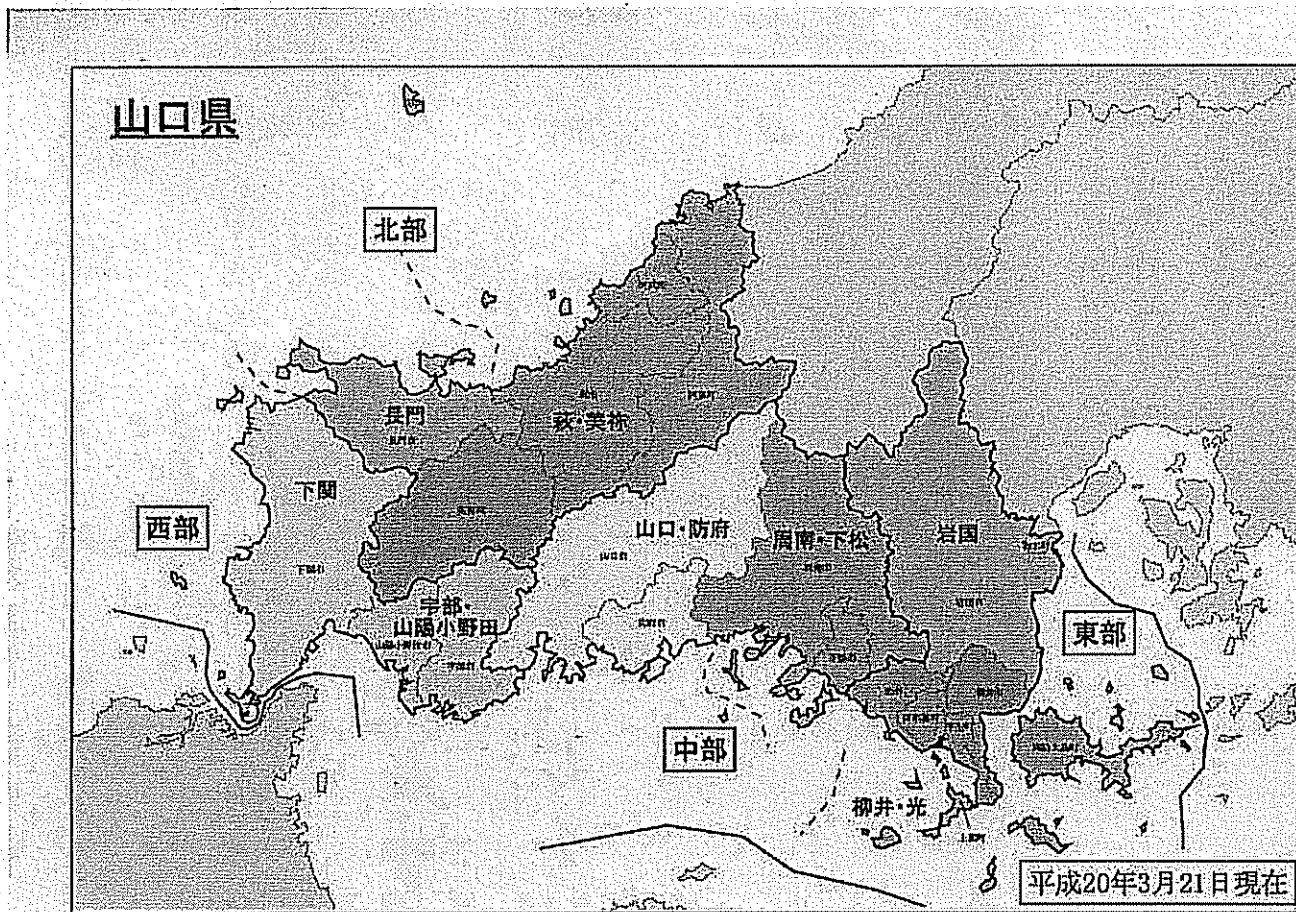
<参考>

- ・ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 流域雨量指数は、降雨による洪水発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を指し示す。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方毎に算出する。

「記録的短時間大雨情報」

大雨警報が発表されている状況で、1時間に100mm以上の記録的な大雨を観測、もしくは解析雨量で解析したときは、重大な災害の発生する危険性が極めて高い状況であることを伝えるため、記録的短時間大雨情報を発表します。

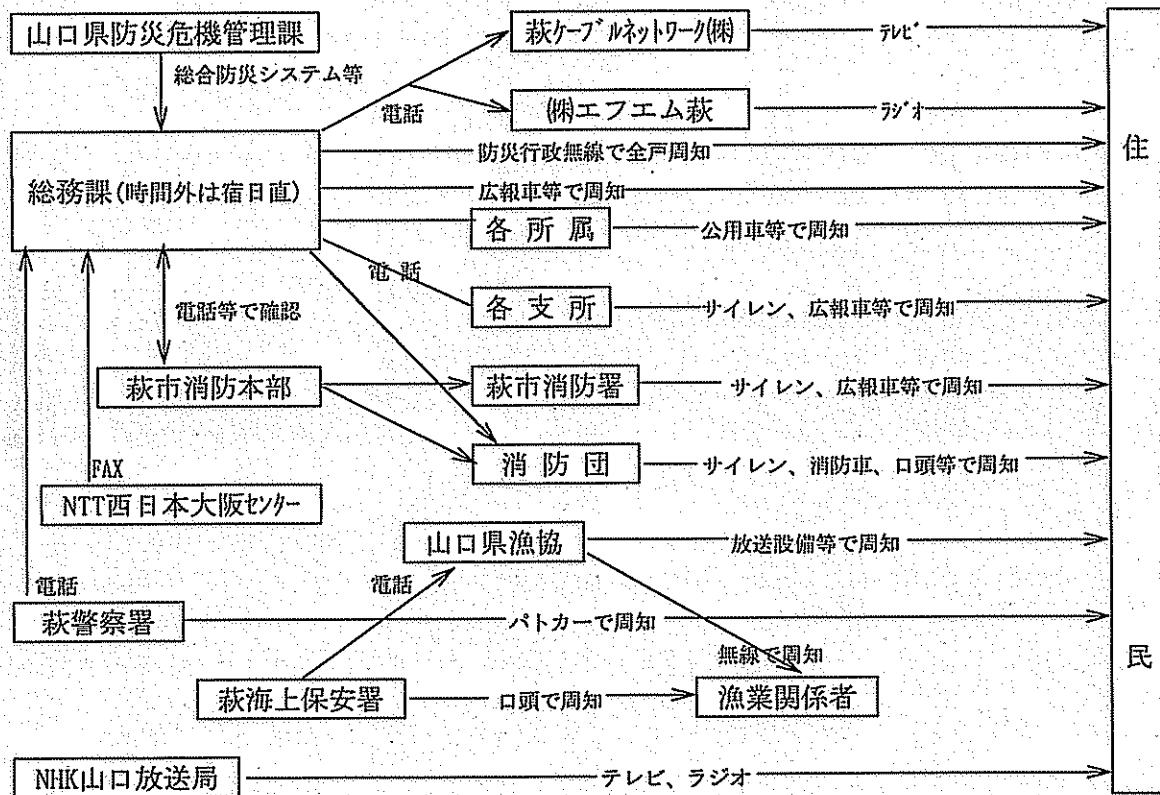
気象予報区域図



第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 町における伝達系統図



各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置 内 容
気象台	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達
県	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>気象警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに防災行政無線(地上系・衛星系)により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先立った取り扱いを行うものとする。</p> <p>なお勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。</p> <p>2 重要な情報の伝達</p> <p>地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先機関に通報する。</p>

関係機関	措置内容
警察本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 警察本部は、気象台、中国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県(防災危機管理課または守衛室)に連絡する。</p> <p>2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したときまたは住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>
町	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>1 気象警報及び注意報等について、県、NTTから通報を受けたときまたは自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>2 住民等への、避難勧告・指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施出来るよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。また伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p>
消防本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害の恐れのある警報及び注意報等について、県、町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。</p> <p>2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集または入手したときは、これを市町関係部局、県(防災危機管理課または守衛室)及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
海上保安署	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害の恐れのある警報及び注意報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、口頭により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起、巡視艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難勧告、あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知の3つを適切に実施する。</p>
西日本電信電話株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を町に連絡する。
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	災害が発生する恐れがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。	
	異常現象	通報基準
	たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物に被害を与える程度以上のもの
	異常潮位	天文潮(干潮)から著しくずれ、異常に変動した場合
	異常波浪	海岸線に被害を与える程度以上のうねり。風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
	なだれ	建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの

通報系統	<pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[町] A --> D[海上保安官] B --> E[防災関係機関] C --> E C --> F[下関地方気象台] D --> G[県(防災危機管理課)] </pre>
通報項目	1 現象名または状況 2 発生場所 3 発現日時分(発見日時分) 4 その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

異常気象時における防災気象情報の発表は、災害対策上最も緊急なことである。これらの防災気象情報を的確かつ迅速に発表するためには、観測資料の収集が必要不可欠であるため、各関係機関は、必要な観測資料の通報に協力するものとする。

雨量通報(雪を含む)の基準	1 降水量が次の基準に達した場合 (1) 1時間降水量が 30mmに達した場合 (2) 3時間降水量が 50mmに達した場合 (3) 24時間降水量が 100mmに達した場合 (4) 降雪の深さが 20cmに達した場合 (5) (1)、(2)、(3)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき 2 下関地方気象台から照会があつた場合
通報の内容	1 観測所名 2 観測日時 3 雨雪の量 4 その他特に必要と認める事項
通報の方法	1 各関係機関は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2 町は、防災危機管理課に対しても通報する。 3 県出先機関は、河川課に対しても通報する。

第4項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第55条)

1. 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。但し無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壤雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除出来るものとする。

5 利用にあたっての留意事項

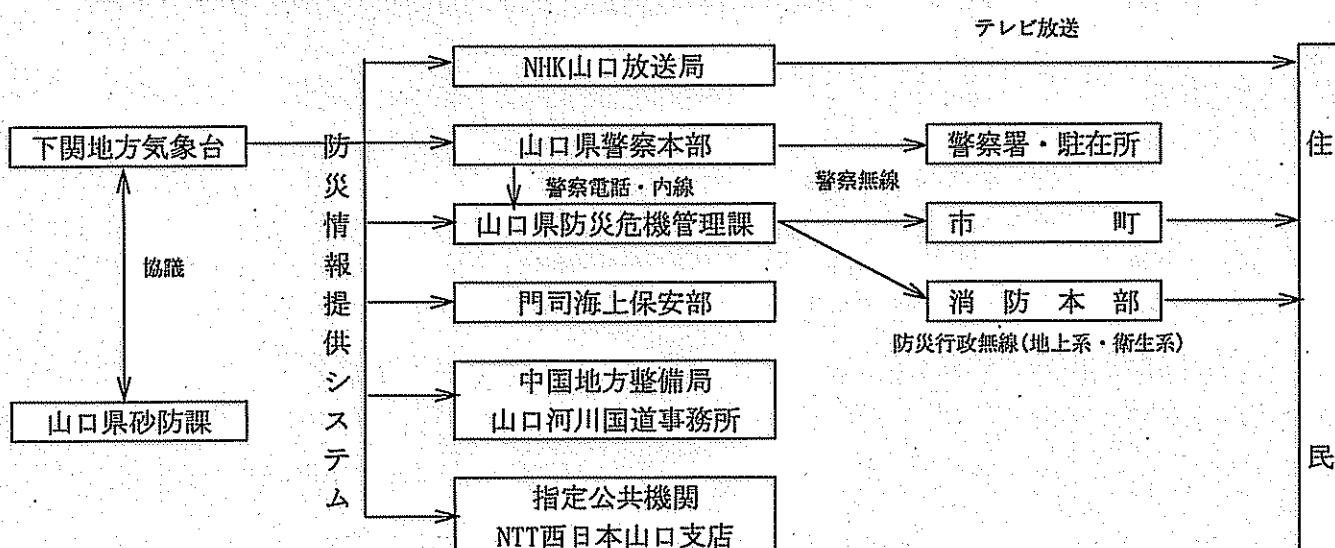
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

6 土砂災害警戒情報に係る市町の対応

市町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 噴火警報等

1 噴火警報等の発表

福岡管区気象台火山監視・情報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条の規定により噴火警報等を発表する。

2 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(ア) 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(イ) 噴火予報

火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ 阿武火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等

	名称	略称	対象範囲*	発表基準	警戒事項
噴 火 警 報	噴火警報*(居住地域)	噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域または山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合	居住地域厳重警戒**
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴 火 予 報	噴火予報		火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他の火口周辺等においても影響を及ぼす恐れがない場合	平常

* 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。

** 居住地域が不明確な場合は、「山麓厳重警戒」と記載。

(2) 火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、福岡管区気象台火山監視・情報センターが発表する。

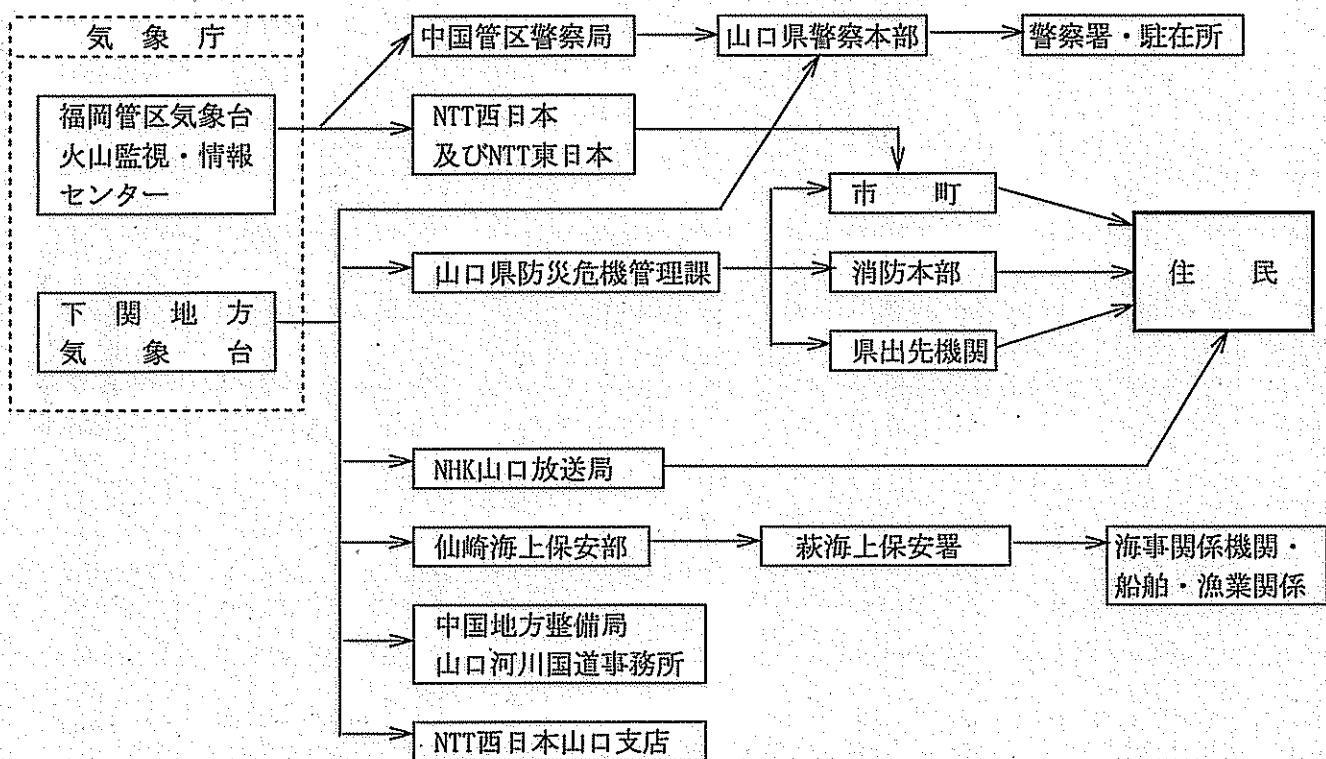
イ 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、福岡管区気象台火山監視・情報センターが必要に応じ作成し、発表する。

3 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報等は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。関係機関は住民への伝達等、必要な措置をとる。

噴火警報等の伝達系統図



<その他>

- 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条の規定に関する記載については、「緊急火山情報」→「噴火警報」とする。

第2節 災害情報収集・伝達計画

【町・県・警察・防災関係機関】

災害の発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町等防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内、または所掌する業務に関する必要な情報を把握し、県、国等関係機関に報告することが求められる。

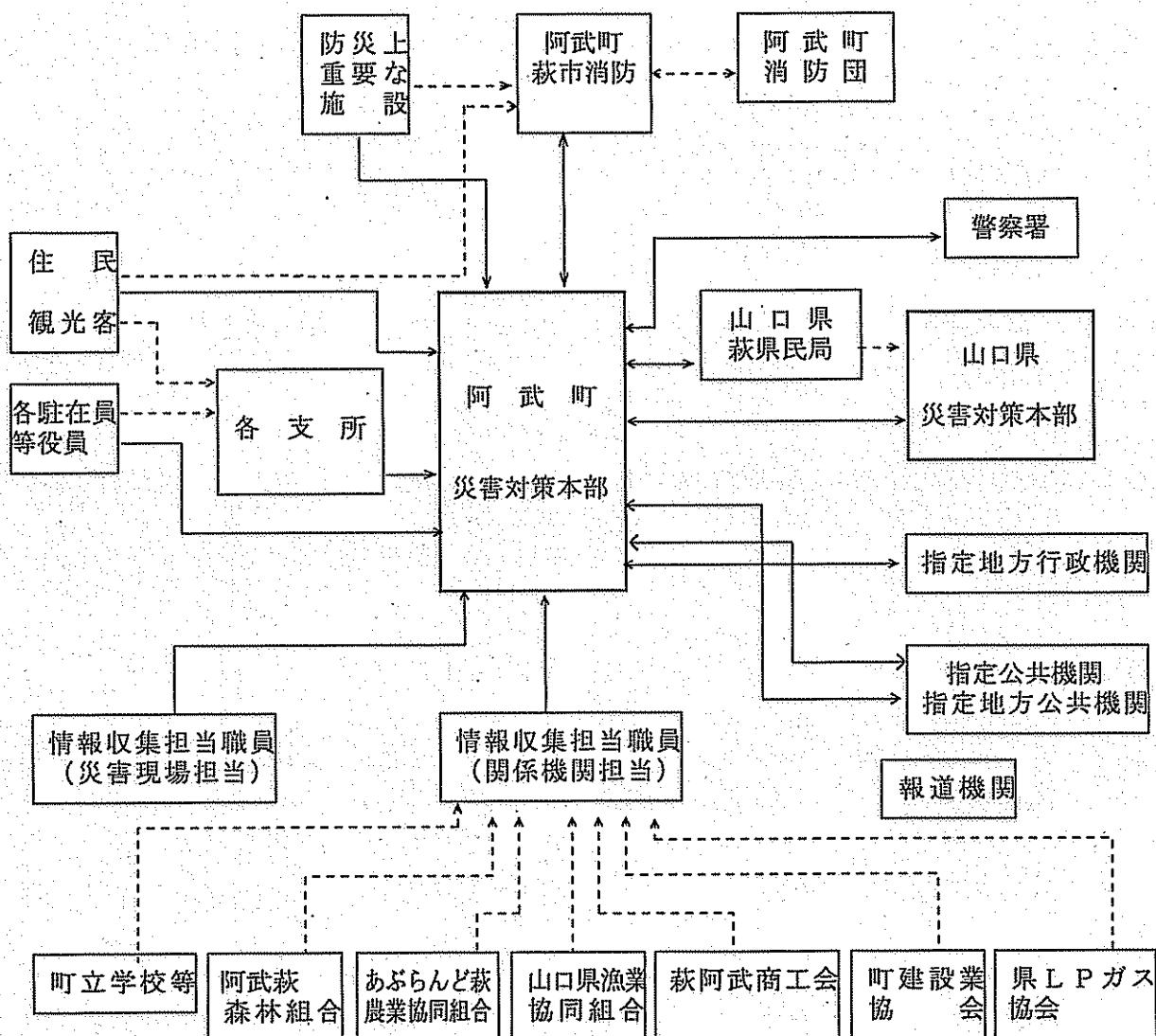
第1項 情報収集・伝達連絡系統

町等防災関係機関は、所掌する事務または業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達する。

また状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図



(2) 町から県への災害情報の報告

町から県への被害報告は、それぞれの所属で必要な情報を収集し、報告すること。ただし、報告した内容は、必ず災害対策本部(総務課)へ報告し、総務課で一括して整理することとする。

2 被害状況等の把握及び報告

(1) 把握すべき事項

ア 情報の種類ごとの必要最小限の情報

情報の種類	最 小 限 度 の 情 報		
火災情報	・火災の発生状況	・延焼危険の状況	・消火活動の状況
危険物等災害状況	・危険物に係る火災発生、爆発等の危険	・危険物の流出、漏洩の状況	・危険物流出に対する措置
救助、救急情報	・救助、救急事案(生き埋め、負傷者等)の発生状況	・救助、救急活動への対応状況	
道路、交通情報	・道路の被害状況(路面、橋梁、法面等)	・道路の応急復旧状況	
	・道路の渋滞状況	・交通規制の状況	
	・鉄道施設の被害状況	・鉄道施設の応急復旧措置状況	

医療、救護情報	・病院等医療施設の被害状況 ・病院等医療施設の患者収容状況 ・医療救護所の開設状況
ライフライン施設情報	・電気、ガス、上下水道、電話施設の被害状況、応急復旧措置状況
避難情報	・住民等の避難情報 ・住民等に対する避難勧告、指示等の状況 ・山(崖)崩れの発生、ため池・ダム等の決壊発生状況及び危険情報
津波情報	・津波情報 ・津波情報海面監視等の状況

(2) 情報収集(調査)の方法

ア 収集(調査)体制

(ア) 発災直後の収集体制(収集人数が少数での対応時)

- ・全課体制による対応
- ・収集職員の活用
- ・自衛隊等の航空機を利用しての収集
- ・関係機関、住民等からの問い合わせの活用

(イ) 一定期間経過後(収集人員がある程度確保できたときの対応)

- ・系統だった収集体制の明示
 - ※ 各対策部において情報収集及び報告責任者を定めておく。また各支所は、他課等の協力を得て、当該地区情報収集及び報告を行う。
 - ※ 被害が甚大な場合(災害救助法適用規模の災害と見込まれる場合)は、全職員により一斉被害状況調査を行う。
- ・管内の関係機関、施設管理者、民間機関(アマチュア無線、タクシー業者、自主防災組織)等の協力体制
- (ウ) 隣接・近接市町、県出先機関等との協力支援体制
 - ・連絡窓口の明確化
- (エ) 県への応援要請
 - ・被害が甚大で、被災市町による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

イ 収集する情報(被害状況調査)の内容

(ア) 第1段階(発災当初)

発生した災害の全体像を把握し、人命救助、消火活動に必要な情報で、おおむね60分～120分以内に迅速性を第一として収集する。

- | | | |
|-------------|--------------------|---------|
| ・周辺の町並みの概況 | ・火災発生状況(煙の立ちのぼり状況) | ・建物浸水状況 |
| ・道路橋梁等の損壊状況 | ・死傷者発生状況 | ・住民動向等 |

(イ) 第2段階

事態がある程度落ちついた段階で、密度の濃い応急対策を展開するために必要な情報で、正確性を要する。

① 収集項目

- ・救助法申請等の判断に必要な情報(人的被害、住家被害)
- ・第1段階に掲げる情報
- ・公共土木、建物施設被害、農業関係被害、水産業被害、林業被害、商工業被害

② 被害調査

- ・「被害程度の認定基準」により判定する。

(ウ) 必要な情報の収集先

情報の種類	情報収集先(町関係部署を除く)
a 災害に関する情報	気象台、県災害対策本部、放送局
b 火災の発生情報	警察署、萩海上保安署(海上の場合)
c 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	警察署、県災害対策本部
d 電気、ガス、上下水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況	中国電力萩営業所、NTT西日本山口支店、県災害対策本部、県LPG協会
e 主要道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通状況	各道路管理者(県土木建築事務所、中国地方整備局山口河川国道事務所萩国道出張所)、JR西日本東萩駅、警察署、県災害対策本部
f 堤防、護岸、ため池、ダム等の状況	県出先機関(土木建築事務所、農林事務所、萩港務所)、萩海上保安署、県災害対策本部
g 住民の避難状況	警察署、施設管理者、自主防災組織
h 学校、病院等の重要な公共施設の被害状況	県教育委員会、県災害対策本部、施設管理者、警察署
i 治安状況	警察署、萩海上保安署(海上の場合)

(3) 被災状況等の報告

町の区域内に災害が発生したときは、県(防災危機管理課)に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。

なお県に報告できない場合、消防庁に直接報告する。(災対法第53条)

ア 報告の要領

報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概況)	様式1	・発生の都度 ・おおむね60~120分以内に把握した状況について報告する。 なお県に報告できない場合、消防庁に直接報告すること。(災害対策法第53条)
第2段階	被害速報	様式2	・被害状況調査の進展に伴い、順次報告する。
第3段階	確定報告	様式3	・当該災害に係る応急対策措置完了後7日以内

イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線(地上系・衛星系)による。

なおこれによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報または専用電話を活用して行う。

第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で町等防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信伝達が円滑かつ的確に実施出来るよう必要な事項を定める。

第1項 通信の確保【町(総務課)】

1 通信連絡責任者及び事務連絡従事者の選任

(1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信連絡責任者及び事務連絡従事者をあらかじめ選任しておく。

(2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 町防災無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、町本部総務情報部長は、防災行政無線の統制を次により行う。

(1) 陸上移動無線局の使用制限

すべての陸上移動無線局(車両搭載型無線局を含む。)は、総務情報部長の指示に基づいて使用する。

(2) 通話の統制

陸上移動無線局からの通話は、すべて町本部に対して行うものとし、原則として、移動局相互の通話は禁止する。

3 通信の確保

町は、災害情報の伝達を行うための中核施設として設置している防災行政無線網(地上系・衛星系)により重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

(1) 回線統制

全回線または任意の回線について、その発着信統制する。

(2) 割込み及び強制切断

任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

4 通信手段の確保が困難な場合【町(総務課)・県・防災関係機関・NTT】

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

町等防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため電話もしくは電報施設を優先利用し、または他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ幅広を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、NTT西日本山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。 (注) 災害時優先電話は発信専用とし、着信の集中により運用困難な状態を避けるため番号の公表は控える。
2 非常・緊急扱い通話	非常扱いの通話については、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は発生する恐れがある場合、全ての通話に優先して接続される。また緊急扱いの通話は、一般通話に優先して接続される。 「災害時優先電話」から申し込み、「非常通話」または「緊急通話」であること及び必要とする理由を非常・緊急電話取り扱いセンターに申し出るものとする。 (102番通報で申し込む)
3 非常・緊急扱い電報	非常扱いの電報または緊急扱いの電報は、受付電話番号115番に申し出る。その際発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ 専用電話

災害時において通常の通信が出来ないとき、または困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通信の確保を図る。利用出来る施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話がある。

(ア) 使用手続き

町長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用または使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や幅轍等による不通時の携帯電話の不感地域において、連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用(非常通信)するなどして必要な通信を確保する。

事　項	措　置　事　項
1 代替設備の配備	<p>(1) 町の措置</p> <p>町は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域などに重点配備とともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。</p>
2 非常通信の利用	<p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <p>災害対策関係機関(専用電話使用に係る発受人と共通)</p> <p>ア 官庁(公共企業体を含む)及び地方自治体</p> <p>イ 中央防災会議及び同事務所並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</p> <p>ウ 日本赤十字社</p> <p>エ 全国都市消防長会</p> <p>オ 電力会社</p> <p>カ 地方鉄道会社</p> <p>キ 非常通信協議会構成員</p> <p>また免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信(無線・有線)の利用を円滑、的確に実施するため、免許人を構成機関とする「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄の無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア 電報順信紙または適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p>

事 項	措 置 事 項
2 非常通信の利用	<p>イ 本文は、カタカナまたは普通の文章形式で、出来る限り簡略化しなるべく200字以内にまとめること。</p> <p>(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等</p> <p>ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信出来る。</p> <p>イ 陸上移動無線局の派遣</p> <p>有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用出来る無線局が所在しない場合等に対処するため、中国地方非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣措置することとなっている。</p> <p>ウ 船舶無線の利用</p> <p>陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することが出来る。</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア 非常通報の電送に要する料金</p> <p>a NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。</p> <p>b 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。</p> <p>イ 非常通信として取扱う通信の内容</p> <p>非常通信(無線・有線)として取扱える通信の内容は次に掲げるものまたはこれに準ずるものであればよいことになっている。</p> <p>a 人命の救助に関するもの</p> <p>b 天災の予警報及びその他の災害に関すること。</p> <p>c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料</p> <p>d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令</p> <p>e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通規制、その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの</p> <p>f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの</p> <p>g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの</p> <p>h 遭難者救護に関するもの</p> <p>i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの</p> <p>j 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況、及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの</p> <p>k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの</p> <p>l 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>
3 孤立防止対策	災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域においては、防災行政無線のデジタル化に伴う端末改修の際に、双方向通話可能な端末を導入する等の検討を行う。

事 項	措 置 事 項						
4 災害対策用移動通信機器等の借用	<p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う基地を東京及び大阪の2箇所に設け、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入出来る体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【 総務省が所有する災害対策用危機 】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>貸与条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MCA</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償</td> </tr> <tr> <td>業務用トランシーバー (簡易無線局)</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種類	貸与条件等	MCA	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償	業務用トランシーバー (簡易無線局)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
種類	貸与条件等						
MCA	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償						
業務用トランシーバー (簡易無線局)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要						

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、町は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておく。

ア アマチュア無線の活用

(ア) 地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。

また支援を受ける業務等についてあらかじめ十分検討しておく。

(イ) 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため、もしくは通信途絶時の非常無線通信活動に備え、日赤山口県支部アマチュア無線奉仕団が結成されている。

イ タクシー用業務無線の活用

(ア) 町の区域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておく。

(イ) 県は山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくとしている。

第2項 通信施設設備の整備【町(総務課)】

1 関係機関の対策

町及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るために従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきておりが、より充実した通信の確保を図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

このため、災害情報の伝達等に基本的な責任を有する町における通信施設の整備について必要な事項を定める。

(1) 町

町においては、町防災行政無線(同報系・移動系)、防災相互通信用周波数(防災相互波 158.350MHz、466.775MHz)を実装した無線機の整備を進めている。

また新たにデジタル化についても導入を図るなど今後とも整備の促進を図っていく。

(2) 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため従来から消防通信無線(消防無線及び救急無線)の整備充実を図ってきているところであるが、今後はさらにデジタル化の整備を図っていく。

本町では、県内共通波(他の市町における消防・救急活動の支援のため山口県内の市町で使用する共通周波数)のいずれによる通信が可能であるが、さらに全国共通波、防災相互波(同一現場での防災活動で異なる防災機関が相互通信に使用する共通周波数)など充実を図る必要がある。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じる恐れがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、住民に適時的確な情報(ライフラインの復旧状況、町が実施する各種応急対策、安否情報等)を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。

このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請【町(総務課、各対策部)・県・指定地方公共機関等(NHK、山口放送局、山口放送、テレビ山口、エフエム山口、山口朝日放送)】

災害時において、町長は、知事と同様に、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達または警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し(災対法第57条)、住民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

- ・知事と日本放送協会山口放送局との協定
- ・知事と山口放送株式会社及びテレビ山口株式会社との協定
- ・知事と株式会社エフエム山口との協定
- ・知事と山口朝日放送株式会社との協定

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請が出来る災害等

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象または大規模な火事もしくは爆発等による災害発生時

イ 放送対象地域の範囲

知事(町長が直接要請する場合は、町長。)と放送機関がその都度協議して決める。

(2) 放送手続

ア 町における放送要請

災対法第57条の規定に基づき、町長が行う伝達、通知または警告に係る放送要請は、原則として県を通じて行う。

但し県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、町長は、放送機関に対し直接要請を行うことが出来る。

この場合、町長は、事後速やかに県に放送報告書を提出する。

イ 放送要請要領

(ア) 放送要請の指示

総務課長は、各対策部長から要請があった場合または災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、放送要請手続きをとるよう指示する。

(イ) 放送要請文の作成

放送を必要とする対策部は、総務情報部と協議の上、要請文を作成する。

(ウ) 放送要請の決定

放送要請は、本部長(町長)が決定する。町長不在の場合は副本部長が決定する。

(エ) 放送機関への伝達要請

総務情報部は、県災対本部本部室班に対し、書類により要請する。やむを得ず放送機関に直接要請する場合は、ファクシミリまたは電話により各放送機関への伝達を要請する。

(オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するための町、県及び放送機関の連絡責任者は次のとおりである。

a 町：総務課長

b 県：防災危機管理課長(本部室班長)

c 放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3737
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	放送部長	083-924-4535
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111

第2項 町内放送機関に対する放送の要請【町(総務課、各対策部)・市内放送機関(萩ケーブルネットワーク、エフエム萩)】

本町には、町内の大部分を放送エリアとするケーブルテレビ放送局及びコミュニティFM放送局がある。地元密着型放送局の利点を生かした、きめ細かな情報提供を始め、注意事項の伝達や周知徹底に多大な威力、効果が期待される。

要請手続き及び要領は、前項の「町長が、直接放送機関に要請する場合」に準じて行う。

放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先	備考
萩ケーブルネットワーク(㈱)	部長	0838-25-7400	HCN8(8チャンネル)
㈱エフエム萩	部長	0838-26-0775	NANAKO(77.5MHzヘルツ)

第3項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民などに情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機またはこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、町長も緊急時には、知事を通じてこの緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達が出来る。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に、特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、町長から知事を通じての要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会(NHK山口放送局)

3 利用方法等

知事(町長は知事を通じて)は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を求めることとしている。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機または内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、かつ家電メーカーにおいてはその製造販売を終了しているため、早期に新情報システムの構築を検討する必要がある。

第4項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送機関は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関(NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送)は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時適切な情報の提供を行う必要がある。

町は、災害時の広報活動及び報道機関への発表について次のとおり必要な事項を定める。

第1項 広報活動【町(総務課、各対策部)】

広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

また災害広報を円滑、迅速に実施するとともに、情報の輻輳、混乱を防止するため、あらかじめ広報責任者を定めておく。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。

(1) 事前情報

- ア 気象に関する情報
- イ 交通情報
- ウ その他必要事項

(2) 中間情報

- ア 避難に関する情報(下記参照)
- イ 災害発生情報
- ウ 交通規制情報
- エ その他必要事項

(3) 発災直後情報

- ア 交通規制情報
- イ ライフライン情報
- ウ 安否情報
- エ 避難所情報
- オ 食料・生活物資の情報
- カ 復旧情報
- キ その他必要事項

2 広報担当部局

総務課企画広報係

3 伝達文例

ア 避難準備情報

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、大雨・洪水警報が発表されています。今後は更に激しい雨が予想されます。〇〇地区では、土砂崩れの恐れがあります。〇〇地区の方で、避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始して下さい。またその他の皆さんも土砂崩れに警戒しながら、避難の準備を始めてください。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、〇〇川に氾濫の恐れが高まってきました。〇〇川周辺の方で、避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始して下さい。またその他の皆さんも避難の準備を始めてください。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、日本海沿岸に高潮警報が発表されました。今後、台風接近とともに満潮を迎え、家屋への浸水の恐れが高まってきました。奈古・宇田郷地区の海岸付近の方で、避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始して下さい。またその他の皆さんも避難の準備を始めてください。

イ 避難勧告

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、大雨による土砂災害警戒情報が発表されました。〇〇地区では、土砂崩れの危険が更に高まってきたので、〇〇地区の皆さんは、〇〇へ避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、〇〇川の水位が上昇しており、河川氾濫の危険が高まっています。〇〇川周辺の皆さんは、〇〇へ避難して下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、台風接近とともに満潮を迎え、日本海沿岸一帯では、海面が上昇しており、家屋への浸水の危険が高まっています。奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんは、〇〇へ避難して下さい。
津波	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、日本海沿岸に津波警報が発表されました。奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんは、〇〇へ避難して下さい。

ウ 避難指示

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、〇〇地区において、土砂崩れが発生しています。大雨で地盤が緩み、非常に危険な状態になっています。〇〇地区の皆さんには、土砂崩れに注意して、直ちに〇〇へ避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、〇〇川で氾濫の可能性があり大変危険な状態です。〇〇川付近の皆さんには、直ちに〇〇へ避難して下さい。なお道路が冠水して避難が困難な方は、2階に避難し、役場へご連絡下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、〇〇地区一帯の防波堤から越水が始まりました。家屋への浸水の危険が非常に高まってきたので、〇〇地区の海岸付近の皆さんには、直ちに〇〇へ避難して下さい。なお道路が冠水して避難が困難な方は、2階に避難し、役場へご連絡下さい。
津波	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、日本海沿岸に津波警報が発表されています。奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんには、直ちに高台へ避難して下さい。

エ 自主避難

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、大雨・洪水警報が発表されております。自宅裏山等の土砂崩れに十分警戒して下さい。災害に備え、〇〇を避難所として、開設しておりますので、土砂崩れに不安のあるお宅や周辺に土砂崩れの兆候などを発見した場合は、早めに自主避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、〇〇川が増水しています。河川敷及びその周辺の用水路には、絶対に近づかないようにして下さい。災害に備え、〇〇を避難所として、開設しておりますので、に不安のあるお宅は、早めに自主避難して下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、日本海沿岸に高潮警報が発表されました。今後、台風接近とともに満潮を迎え、防波堤から越水する恐れがあります。災害に備え、〇〇を避難場所として、開設しておりますので、不安のある方は、早めに自主避難して下さい。
台風	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、台風〇〇号は、強い勢力を保ったまま接近しております。今後、暴風域に入り、風雨ともに激しくなりますので、屋外の飛びそうな物は固定するか屋内に取り込んで下さい。また不用意な外出を控えて下さい。なお災害に備え、〇〇を避難場所として、開設しておりますので、不安のあるお宅は、早めに自主避難して下さい。

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施することとなる。

町が実施する広報活動に必要な事項は次のとおりである。

1 総務情報部の体制

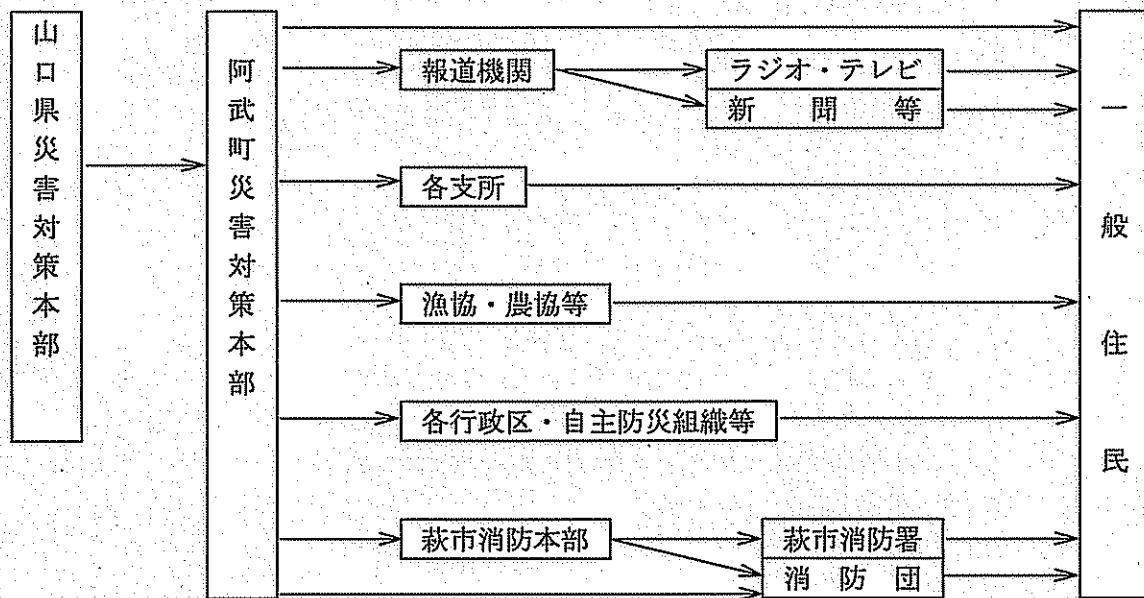
総務情報部は、単独または他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施する。

担当係名	対応する事項
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 写真、映像、記事等記録の整備に関すること。（災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、府内外、国、県等の展示依頼に備えておく。） (2) 広報印刷物の編集、発行に関すること。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送、防災行政無線等の活用に関すること。 (4) 情報の収集整理に関すること。 (5) 報道機関への情報資料の発表に関すること。 (6) 記者会見に関すること。 (7) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。 (8) 被災地における災害関係の陳情、相談に関すること。 (9) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関すること。

2 災害広報に関する連絡等

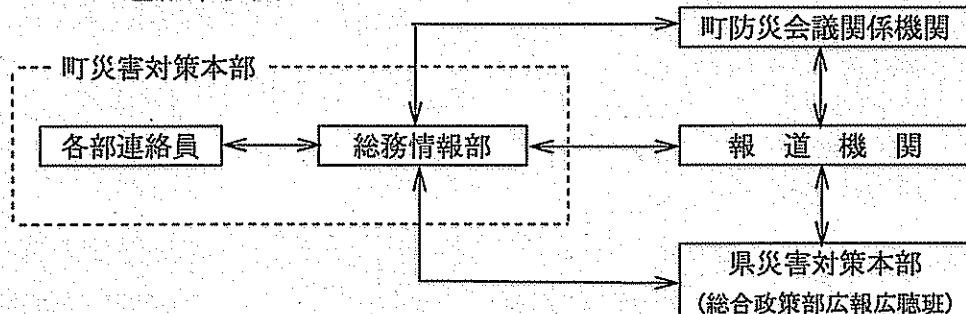
(1) 災害広報活動の流れ

町災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、電子メール、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
町各対策部	(1) 災害広報資料の収集及び提供依頼に対する対応 (2) 住民に対する広報事項についての広報依頼に対する対応 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報依頼に対する対応 (4) 災害全般の情報提供依頼に対する対応
県	(1) 各対策部の被害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合、現地住民、県、関係防災の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	総務課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	総務課・萩市消防本部・各対策部・対策実施関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	民生課・萩市消防本部・各支所・教育委員会・警察署
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出勤状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関または出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械機器具等 (5) 経過	総務課・警察署・自衛隊・施設課・萩市消防本部
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	各対策部・総務課・萩市消防本部・対策実施関係機関・警察署

6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時間 (4) 実施理由、経過、効果	各対策部・総務課・萩市消防本部・対策実施関係機関・警察署・報道機関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施する。

広報対象	広報事項	実施主体	広 報 手 段	備 考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上的一般的注意 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台 県、町 防災関係機関	(1) 防災行政無線による周知 (2) 防災メールによる周知 (3) コミュニティFM放送の活用 (4) ケーブルテレビ放送・一斉告知放送の活用 (5) 渔協放送設備等の活用 (6) 組織を利用しての口伝 (7) 報道機関へ依頼 (8) 広報車巡回 (9) ホームページによる周知 (10) アマチュア無線局への依頼 (11) チラシ、掲示による周知 (12) 広報紙への掲載	(1) 必要に応じ 民間広報車の 借上を行う (2) 自治会組織 を活用する
県外に対する広報	(1) 災害全般の情報 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務情報部が発表する。

イ 発表場所、時間

総務情報部が関係者と協議して決める。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

第1節 事前措置計画

【町・消防本部・警察・海上保安署・関係団体】

第1項 町長の事前措置の指示(災対法第59条1項)

1 指示権発動の条件

災害が発生する恐れがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき(災対法第59条1項)
- (2) 警告をしたとき(災対法第56条)
- (3) 水位が警戒水位に達したとき(水防法第15条)
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき(水防法第21条)
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があつた場合(消防組織法第24条の2)

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・木材・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させる恐れがあると認められる設備または物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させる恐れがあると認められる設備または物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

(注) 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示出来るものもある。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行出来る。(第2節 応急公用負担関連)

第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示(災対法第59条2項)

警察署長、海上保安署の長は、町長から要求があったときは、第1項の町長の指示を行うことが出来る。

(注) 指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令(消防法第3条)

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者、または火災予防に危険であると認める物件、もしくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者または占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備もしくは器具またはその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備もしくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止もしくは制限またはこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰または火粉の始末
- (3) 危険物または放置され、もしくはみだりに存置された燃焼の恐れのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置されまたはみだりに存置された物件の整理または除去

第4項 水防管理者、水防団長または消防機関の長の事前措置の要求(水防法第17条)

1 事前措置要求の条件

隨時、(梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。)区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については町長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣または知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事または町長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸について、町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うこと出来るが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測出来るものについては、あらかじめ管理者等に対して予告をおこなうものとする。

第2節 応急公用負担計画

【県・町・消防本部・警察・海上保安署・関係団体】

第1項 町長の権限(災対法第64条、65条)

1 権限行使の要件

災害が発生しましたまことに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担(災対法第64条)

- ア 土地建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石、竹木その他の物件の使用または収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、転移、伐採等

(2) 人的公用負担(災対法第65条)

住民または現場にある者を応急措置に従事させることが出来る。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する(災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条)。

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限(災対法第64条7項、65条2項、63条2項)

町もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの要求があったときは、町長の公用負担の職権を行う。

なお措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限(災対法第64条8項、65条3項、63条3項)

町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長の公用負担の職権を行う。

なお措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員または消防団員の権限(消防法第29条)

(注)火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)水災は水防法に規定されている。(水防法第21条等)

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとして、または発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限することが出来る。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼防止または人命救助その他の消防作業に従事させることが出来る。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第36条の3の規定による。

第5項 消防長または消防署長の権限(消防法第29条、30条、36条)

(注)火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないとい認めるときは、延焼の恐れのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分またはその使用を制限することが出来る。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分または使用を制限することが出来る。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を利用したまは用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことが出来る。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条3項、36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限(水防法第24条、28条、45条)

1 物的公用負担(水防法28条)

水防のため緊急の必要があるときは、水防現場において次の負担を課することが出来る。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車馬、その他の運搬具または器具使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担(水防法24条)

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、または水防の現場にある者を水防に従事させることが出来る。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、45条の規定による。

(注) 消防機関の長とは、消防長をいう。水防団(本町においては阿武町消防団)及び消防機関(消防本部・消防署・消防団)は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(参考) 水防法(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることが出来る。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることが出来る。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長または水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、出来る限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することが出来る。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活動内容
町 (萩市消防本部)	<ul style="list-style-type: none">(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急機材を利用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。(2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊(救助隊等)が連携して出動する。(3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。(4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。(5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。(6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、または必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。(7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県	<ul style="list-style-type: none">(1) 町が実施する救助・救急活動が迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。(2) 自衛隊、国に対し必要な派遣要請を行う。(3) 救助法が適用された場合、町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警察署	<ul style="list-style-type: none">(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。(2) 町(萩市消防本部・消防団)、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。(3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
萩海上保安署	<ul style="list-style-type: none">(1) 船舶の海難、海上における人身事故(行方不明者を含む)等が発生した場合は、所属巡視船艇を集中的かつ効率的に運用し救助活動を実施する。(2) 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊、機動防除隊の派遣を要請する。(3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、町、県、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実行を期する。(4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。(5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none">(1) 県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救出・救助、行方不明の捜索に当たる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索または救出して、その者を保護することを目的とする。この場合の実施機関は、町長に委任されており、町となる。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内。

イ 災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て救出期間を延長することが出来る。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費

イ 修繕費

ウ 燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救急・救助に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送【町(民生課)、消防本部・県・関係機関】

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊等により運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。人工透析が必要な内臓疾患者等は外傷がなくても生命の危険にさらされる場合があることから搬送順位を考慮する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班または消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他の機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、必要に応じて、自衛隊、海上保安本部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要になる。このため、県(健康福祉センター(環境保健所))は、災害・救急医療情報システムを構築し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る町関係対策部(施設課)との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また同様に国道、県道の確保についても必要なことから、国、県、警察等との情報連絡体制を確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関する機関(医療機関、消防機関等)は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

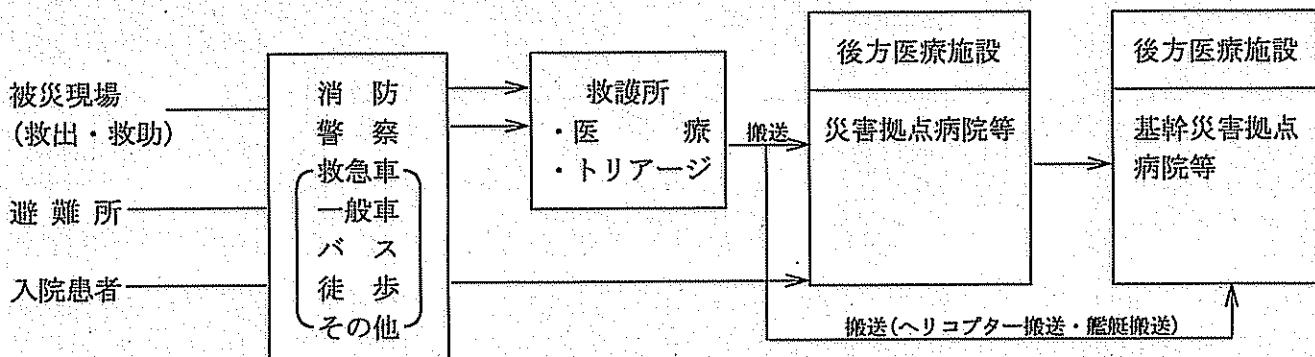
第2節 医療等活動計画

【町(民生課)・県】

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。またこれらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、町民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※ 萩医療圏災害拠点病院 …… 医誠会都志見病院、基幹災害拠点病院 山口県立総合医療センター

第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には町が実施し、県は、これを応援・補完することとしている。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実状把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て災害時の医療救護班を確保する。

イ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

災害予防計画編 第8章「救助・救急、医療活動」第2節第1項の1を参照

(イ) 医療救護所の班編成

災害規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。

(2) 町の活動内容

- ア 町立医療機関による医療救護班を設置し、必要に応じ現地救護班を派遣する。
- イ 必要に応じ医師会に医療救護班の応援を要請する。
- ウ 町の能力のみでは十分でないと判断した場合は、県災害対策本部に下記の必要事項を示してDMA-Tの出動要請を行う。
　　災害発生場所、災害の規模、被害の状況、重症・中等症患者発生の場所、患者数
- エ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行うものとする。

(3) 県

- ア 災害救助部長は町長から医療救護班の要請があった場合、または医療救護の必要を認めた場合は、直轄医療救護班を派遣する。
- イ 萩健康福祉センターは、町から要請を受けた場合、直ちに災害救助部医療班に報告するとともに、管内の市町または医療機関による応援措置について調整・指示を行う。
- ウ 知事、町長から県医師会長等に応援要請する場合は、町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。(緊急時は電話、口頭により事後速やかに文書を送付する。)

(4) 医療救護所の設置

- ア 医療救護班は、町があらかじめ定めた医療救護所または被害の状況に応じ、県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として次のとおりである。

- (ア) 避難場所
- (イ) 避難所
- (ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (エ) 助産救助
- (オ) 警察協力医と協力して死亡の確認、遺体の検案・処理

2 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県が2次医療圏ごとに定める災害拠点病院では、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動が行われることとなる。

(2) 基幹災害拠点病院

県は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センターまたは災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行うとしている。

(3) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

- (4) 現場救護班と後方医療機関(災害拠点病院)との間の連絡調整、情報提供は、県健康福祉部医務保険課及び地域医療推進室が山口県医療情報ネットワーク等により実施することとしている。

3 個別疾病対策

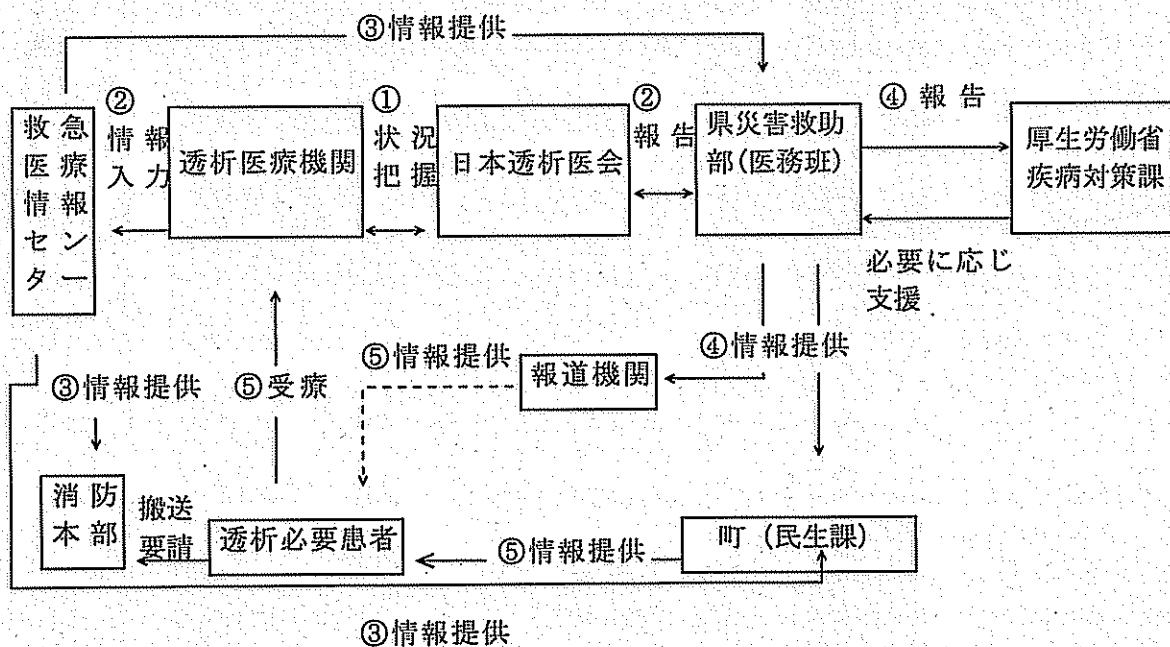
災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生ずるが、人工透析患者、難病等の慢性的な疾病者への対応も重要なことから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的な患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的な患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保が図られることとなる。

- ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県(災害救助部)へ伝達する。
- イ 町及び萩市消防本部は、県(地域医療推進室)または救急医療情報センターから情報の提供を受ける。



ウ これらの情報をもとに、町は広報紙、報道関係等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに必要な措置を要請する。

(2) 難病

ア 県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じることとしている。

(ア) 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

(イ) 難病治療に必要な医薬品(例 A L S 等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等)の把握に努め、薬品の確保を図る。

(3) 慢性呼吸不全及び心臓疾患

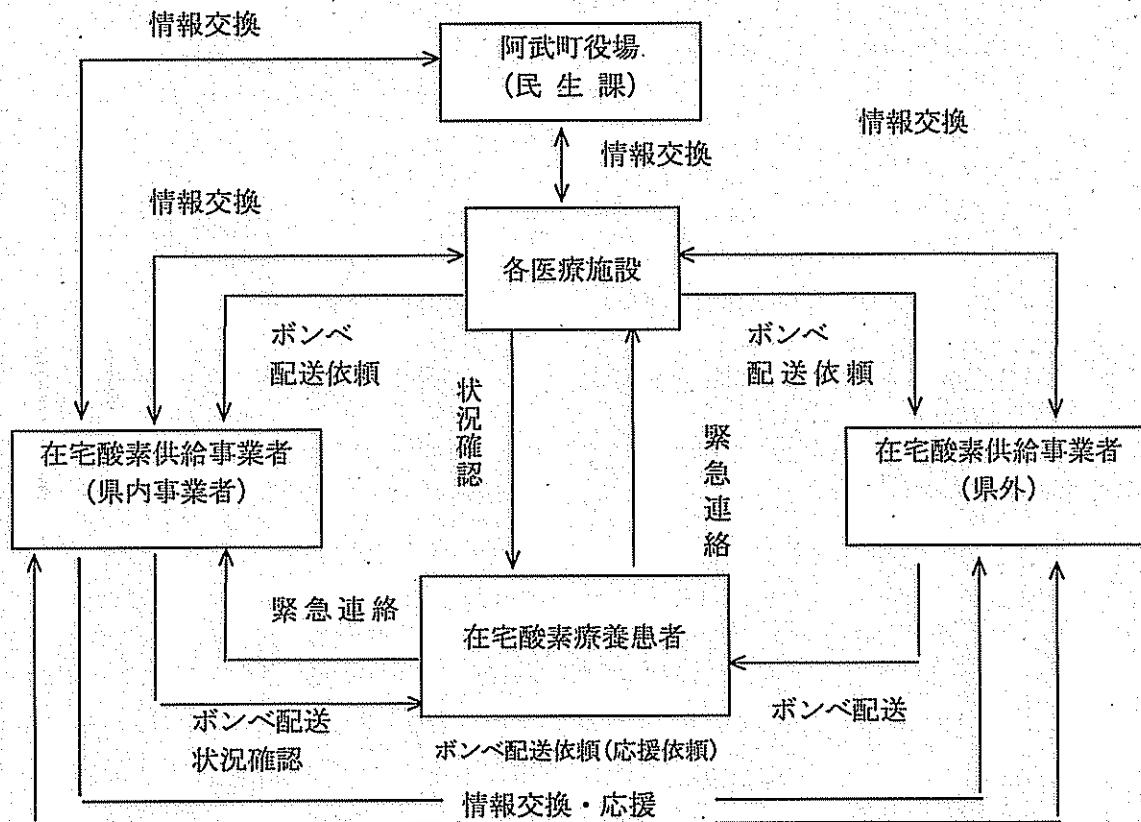
医療機関と在宅酸素療法機器取扱い事業者は、慢性呼吸不全患者等への酸素供給を継続するため、次の対策を講じることとしている。

ア 緊急対応が必要な患者リスト及び災害初動マニュアルにより迅速な対応を行う。

イ 職員の非常対応訓練及び患者への緊急対応を指導する。

- ウ 医療機関、患者、ライフライン機関との緊急連絡及び情報収集体制を確立する。
- エ 機器(酸素濃縮機、酸素ボンベ等)の分散備蓄、充填所や運搬体制を確立する。
- オ 患者の安否確認、県外事業所や運送事業者の応援体制を確立する。

慢性呼吸不全患者等(在宅酸素療養者)への災害時の対応図



4 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、町、県災害救助部長が、各々指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には町が実施し、県は、これを応援・補完することとしている。

1 健康管理活動

医療救護班と連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行う。

(1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2人、栄養士1人とするが、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導(健康・栄養相談、健康教育等)及び家庭訪問指導
- イ 災害時要援護者(高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

(3) 町の活動内容

- ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- イ 町だけでは十分対応出来ないと判断した場合は、萩健康福祉センターに応援要請を行う。
- ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、萩健康福祉センターにその状況を報告する。
- エ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 救助法に基づく医療・助産計画【町(民生課)・県】

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療または助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町は県と協力して、これに必要な措置を講じる。

※ 萩圏域健康危機管理対策マニュアルにより対応する。

1 実施機関

(1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能または困難になったときは、町長がその対策を実施する。

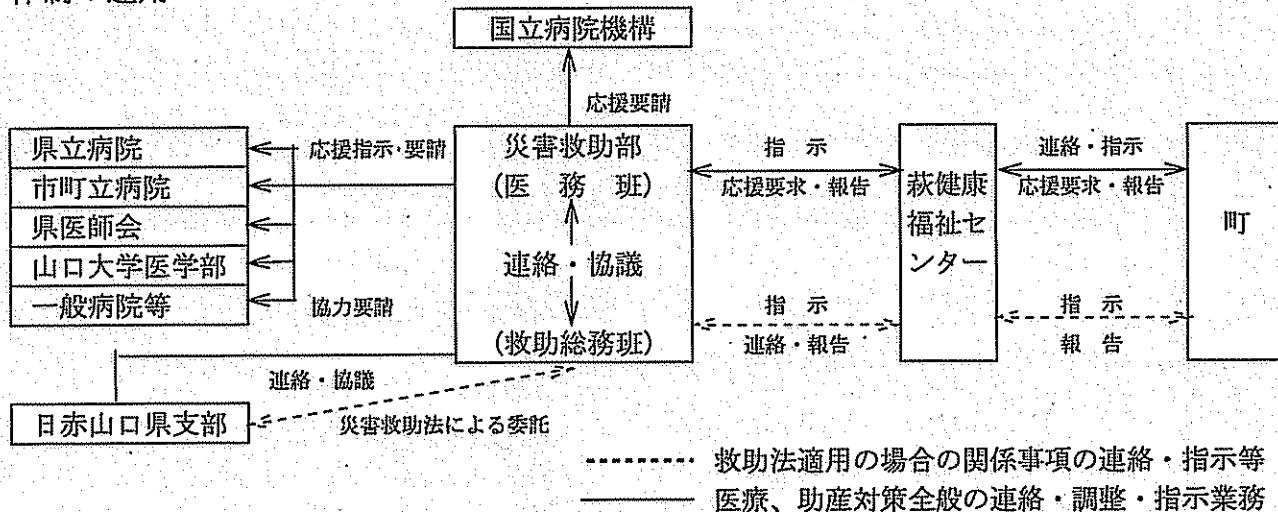
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。但し知事がその職権を町長に委任したとき、または緊急に医療救護を実施する必要があるときは、救助法施行細則第3条第1項の規定により、町長が着手することが出来る。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また障害を受け、疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩(死産及び流産含む。)した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また被害者であるかどうかも問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備または薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施出来ない場合は、病院または診療所へ移送し、治療出来るものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院または通院の措置をとることが出来るものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力または活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施出来る。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院または一般の医療機関で実施することが出来るものとする。

6 措置手続等

(1) 救護班による場合

- 救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出出来る費用の基準

ア 救護班の費用

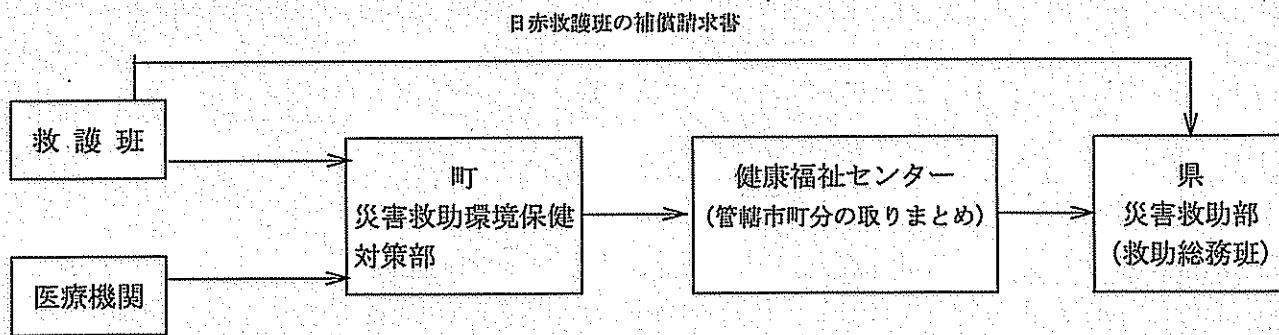
- (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- (イ) 事務費、派遣旅費等(旅費、日当、超過勤務手当)

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。

- (ウ) 救護班が使用し、または患者移送のための車両等の借上料及び燃料費(別途輸送費として取り扱うものとする。)
- イ 一般の病院または診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内
- (注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
- ウ 施術者で措置した場合の費用
厚生労働大臣が定める施術料金の額以内
- (2) 助産のため支出出来る費用の基準
- ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合は除く。)等の実費
- イ 助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

8 費用の請求

- (1) 救護班の費用の請求
救護班または、医療、助産に要した経費請求書を知事(救助総務班)に提出する。
- (2) 医療機関(助産を含む。)による場合の費用の請求
措置対象者が提出した医療券(生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。)に所要事項を記載して、知事(救助総務班)に提出する。
- (3) 提出経路



- (4) 日赤救護班または従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出は出来ない。

9 実施機関

- (1) 医療の期間
ア 災害発生の日から14日以内とする。
イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。
- (2) 助産の期間
ア 災害発生の日の以前または以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内とする。
イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。

10 連絡協議等

- (1) 災害救助環境保健対策部は、萩健康福祉センター、日赤山口県支部、萩市医師会等と相互に連絡、協議し、円滑な救護活動を実施するものとする。

- (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、萩健康福祉センターが担当する。
- (3) 町の区域については、県災害対策本部災害救助部が、直接実施するかまたは町の災害救助環境保健対策部に補助執行させるものとしている。

第5項 医薬品・医療資器材の補給【町(民生課)・県】

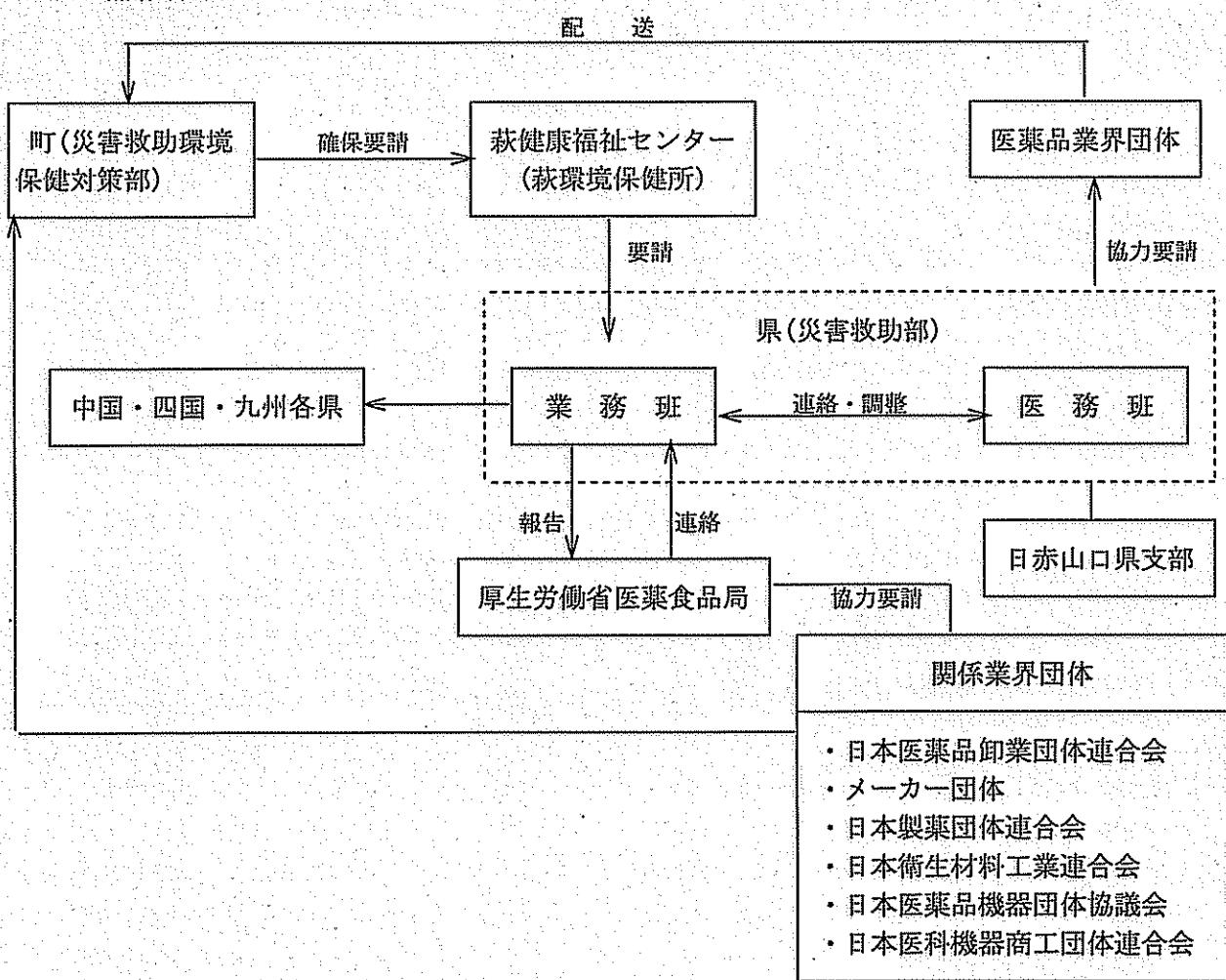
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう、医薬品等の供給体制の確保に努めるとしている。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 町

血液製剤の供給について必要と認めた場合は、萩健康福祉センター、日赤山口県支部に供給を要請する。

イ 日赤山口県支部

血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県と密接な連絡の下を行う。

- (ア) 被害の少ない地域に採血班を出動させ、一般県民からの献血を受ける。
- (イ) なお不足する場合は、ブロック基幹センター(岡山県血液センター)に需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。
- (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤供給は、県(災害救助部)と密接な連絡の下に行う。
- (エ) 輸血用血液の備蓄場所

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定める。

2 対象

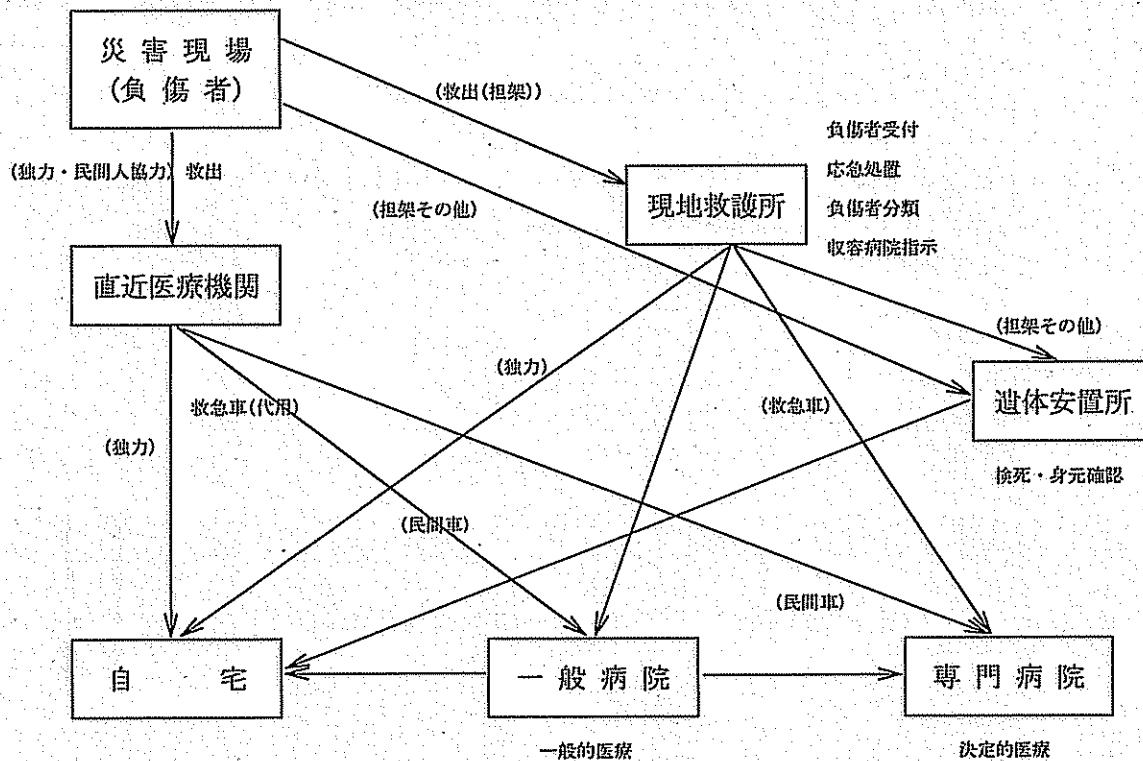
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象または大規模な火事もしくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態(以下本節においては「災害」という。)を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対象における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害現場の救出
- (2) 現場付近の応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理(当該医療機関に収容した者に限る。)
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急措置

(8) 救急医療活動の範囲図



4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は関係法令及び県の萩園域健康危機管理対策マニュアルまたは町の地域防災計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関(者)の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者(企業体等)は災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安署または空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安署または空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安署または空港事務所の長は、災害の当事者または発見者からの通報その他により、本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに町長及び知事に通報するとともに、事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか、適切な措置を講じるものとする。

3 町の措置(災対法第5条)

町長は、前項の通報を受けたときまたはその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて、地区医師会長等または県災害対策本部を通じてDMA-T指定病院、日本赤十字社山口県支部長、その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。なお町長は、適切な救急医療活動が出来るよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認

- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

4 県の措置(災対法第4条)

知事は、災害の状況から町のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるときは町長からの応援の要請があったときは、必要に応じてDMA T指定病院のDMA T、県立病院救護班の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、中国四国厚生局長(独立行政法人国立病院機構)その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の設置(日本赤十字社法第27条第2項、第28条、第33条)

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったときまたは自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会長等の措置

医師会長等は、知事または町長から出動の要請があった時もしくは自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者(以下「医師等」という。)に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置(自衛隊法第83条)

自衛隊の部隊または機関の長は、知事、海上保安部長または空港事務所長から派遣の要請があったとき、または自らその必要を認めたときは救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力(災対法第7条、第65条、第71条、災害救助法第24条、第25条、第26条、消防法第29条)

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、町長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事または町長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。但し緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、または連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり、効果的な活動が出来るよう努めるものとする。

2 現地救護所

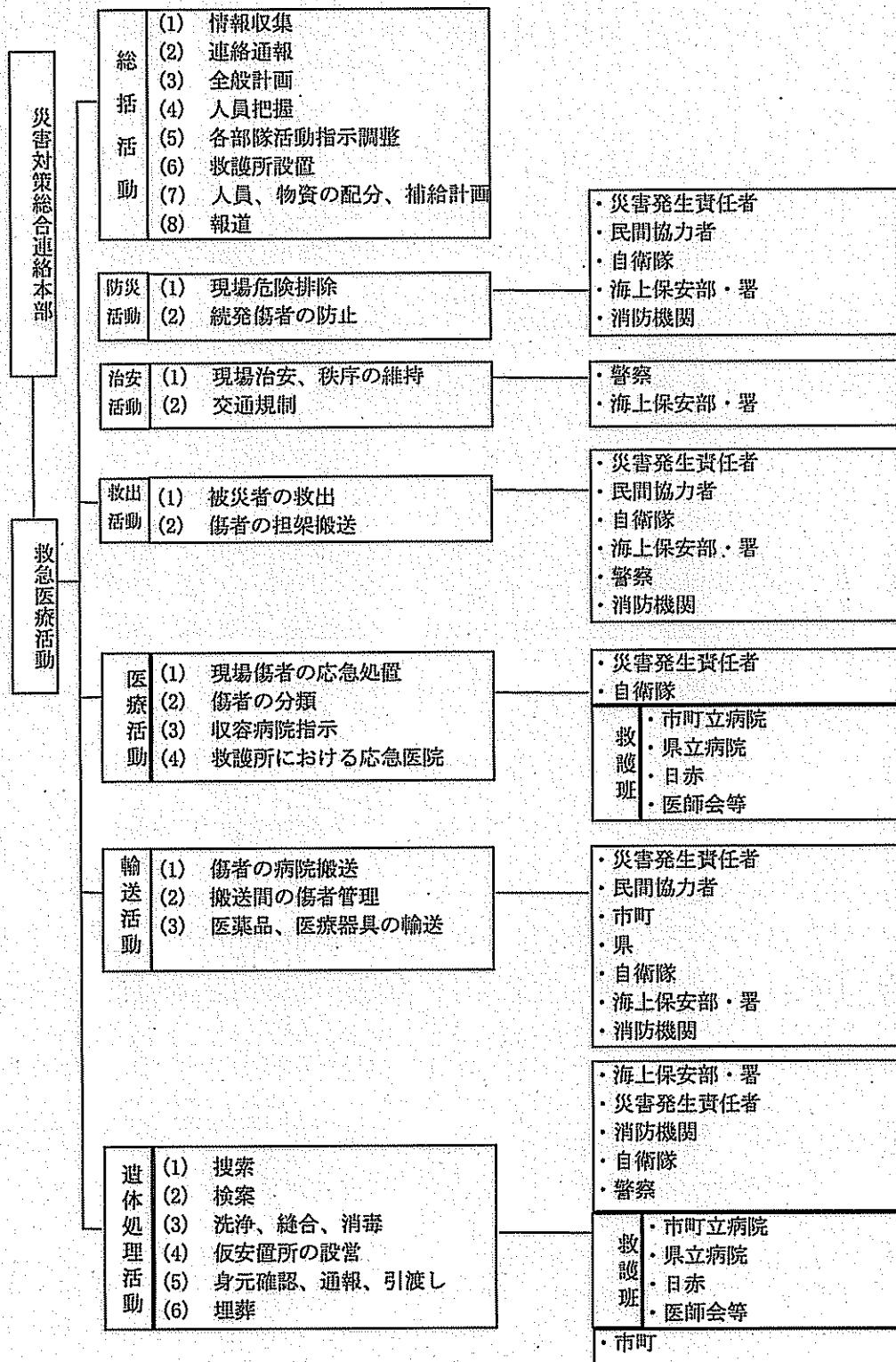
災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係職員と協議のうえ、現地救護所を設置する。

現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救急初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現地に出動した部隊の活動

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

<災害現場における救急医療活動>



4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動出来る部隊の編成、資機材の確保または所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等につとめるとともに、隨時関係機関が合同してまたは単独で訓練を実施するものとする。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 町が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は町
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県(県が支弁し国が負担)
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主または災害発生責任者
- (4) 特別に事情がある場合は、関係機関(者)が相互に協議のうえ定めるものとする。

2 実費弁償

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額(災害救助法施行細則第13条)とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療機材及び医療器具等の消耗についてはその実費を時価で弁償するものとする。

3 損害補償

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し負傷し、疾病にかかり、または廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償するものとする。

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事または町長の要請により医師等を出動させる救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事または町長に提出する。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員(出動者の出動時間及び期間別に記載)
- 3 受診者数(重傷、軽傷、死亡別)
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第7項 協定

町長は、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長と本節の対策実施について、別途協定書をとりかわしておくものとする。

第5章 避難計画

第1節 避難勧告・指示

第1項 避難の実施機関及び実施体制【町長・警察官・海上保安官・自衛官・知事・水防管理者】

1 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	とるべき措置
町長 (委任を受けた吏員または消防職員)	町長 (委任を受けた吏員または消防職員)	災対法第60条第1項	全災害 ・災害が発生しましたは発生のおそれがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・県及び気象台から土砂災害警戒情報が発表されたとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	立退きの勧告、指示 立退き先の指示	県知事に報告(窓口県防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条第5項	・災害が発生した場合において災害により町がその全部または大部分の事務を行うことが出来なくなったとき	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき、または町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるときまたは急を要する場合において危害を受けるおそれのあるとき	同上	立退きの指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は町長に通知(町長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき、または町長から要求があったとき ・天変事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	船舶、船舶の乗組員、旅客 その他船内にある者	船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他必要な措置	同上

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	とるべき措置
自衛官		自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じたとき	同上	避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきこととを指示	その区域を管轄する警察署(警察署)長に報告
知事 (その命を受けた県職員)水防管理者		水防法第22条	洪水または高潮による災害 ・洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

3 「避難準備情報」とは、避難勧告・指示の前に発表されるもので、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める情報をいう。

2 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の基準

避難準備情報、避難勧告、避難指示等の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関(警察署等)の協力を得て、町防災計画に定める。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり避難を要すると判断されるとき
- (3) 降雨等により、河川やため池等が決壊し、洪水による人的被害が発生する恐れがあるとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (6) 山、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の恐れがあるとき
- (7) 大規模な火事で、風下に拡大する恐れがあるとき
- (8) 大規模な爆発が発生し、または発生する恐れがあるとき
- (9) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- (10) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき
- (11) その他危険が切迫していると認められるとき

3 災害別避難勧告等の判断基準

(1) 土砂災害(土石流、土砂崩れ、地すべり等)

ア 避難すべき地域

本町の土砂災害発生の恐れのある箇所は、町内のあらゆる箇所に点在していることから、町職員及び消防団員等による巡回情報、また周辺住民からの通報情報をもとに、気象台や砂防関係機関等からの情報等総合的に検討し避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

例：東方(行政区)の土砂災害警戒区域内に居住している者

イ 具体的な基準

避難勧告等は、以下の基準を満たし更に気象予測や土砂災害危険箇所の巡回情報等からの報告を含め、総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

なお基準を満たさない場合においても、必要な場合は発令するものとする。

区分	基準
準備情報	① 土砂災害警戒情報で2時間のうちにレベル3に達すると予測されるとき
勧 告	① 1時間雨量が30mmを超え、更に激しく降り続くと予測されるとき ② 3時間雨量が50mmを超え、更に激しく降り続けると予測されるとき ③ 24時間雨量が100mmを超え、更に激しく降り続けると予測されるとき ④ 土砂災害警戒情報でレベル3に達したとき ⑤ 土砂災害の前兆現象を確認したとき
指 示	① 1時間雨量が100mmを超えた時 ② 記録的短時間大雨情報を確認した時 ③ 24時間雨量が150mmを超え、更に激しく降り続けると予測される時 ④ 土砂災害警戒情報でレベル4に達した時 ⑤ 土砂災害が発生した時

(2) 高潮災害

ア 避難すべき区域

原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。

地区	対象(行政区及び地域等)
奈 古	木与、宇久(一部)、西全域、浜全域、釜屋
宇田郷	宇田中央(井部田一部・郷一部)、宇田浦、尾無畑(一部)、惣郷(一部)

※ その他の地域は状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難勧告等は高潮警報が発表され以下の基準によるほか、気象予測や町職員、及び消防団員等による巡回情報等、また周辺住民からの通報情報をもとに総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

区分	基準
準備情報	潮位が3時間後に標高1.6mを超えると予想される時
勧 告	潮位が2時間後に標高1.6mを超えると予想される時
指 示	潮位が標高1.6mを超え、越波や越流、また堤防の倒壊や決壊の恐れがある時

留意事項

台風接近に伴う高潮警報においては、暴風域に入る前に避難を完了させる必要があるため、高潮警報が発表された時点で台風接近状況を考慮して、避難準備情報、避難勧告等を同時に検討する。

(3) 津波災害

ア 避難すべき区域

原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。

地区	対象(行政区及び地域等)
奈古	木与、宇久(一部)、西全域、浜全域、釜屋
宇田郷	宇田中央(井部田一部・郷一部)、宇田浦、尾無畑(一部)、惣郷(一部)

※ その他の地域は状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

津波警報が発表されたら、直ちに発令するものとする。

区分	基準
勧告	津波警報(津波: 1m~2m程度)が発表された場合
指示	山口県日本海沿岸に津波警報(大津波: 3m程度以上)が発表された場合。 または震度4以上の地震、または長時間の揺れ等で正確な地震情報が入手出来ない場合

(4) 水害(河川洪水)

ア 避難すべき区域

町内の二級河川で、破堤、越水により浸水被害が予測される地域とする。

地区	河川名	対象区域(行政区名)
奈古	木与川	木与
	郷川	河内、上郷、下郷、野柳、釜屋、大里、水ヶ迫、美里、美咲、岡田橋
福賀	大井川	野沢、中村、森見藤、宇田地、金社、飯谷、上笹尾、下笹尾、新生、栃原
宇田郷	宇田川	宇田中央(郷・平原)、宇田浦
	白須川	惣郷

※ 何れの地域も全域対象ではなく、浸水被害が予測される一部の地域とする。

またその他の河川及び水路等については、状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難勧告等は、大雨・洪水警報が発表され、以下の基準によるほか、気象予測や町職員、及び消防団員等による巡回情報等、また周辺住民からの通報情報をもとに総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

区分	基準
準備情報	河川が増水し、更に水位が護岸や堤防天端付近まで上昇が予想されるとき
勧 告	水位が護岸や堤防天端付近まで達し、更に水位の上昇が予想されるとき
指 示	水位が護岸や堤防天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき 破堤、越水を確認し、住家に被害を及ぼす可能性が高いとき

避難の勧告または指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

4 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の伝達内容

伝達内容は、次のとおりであるが、伝達文例については、第2章第5節広報計画に記述。

- (1) 勧告または指示者
- (2) 避難勧告・指示の理由及び対象地域
- (3) 避難施設及び場所の名称及び所在地
- (4) 避難経路(危険ルートがある場合など特に指示する必要がある場合のみ)
- (5) 注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装等)

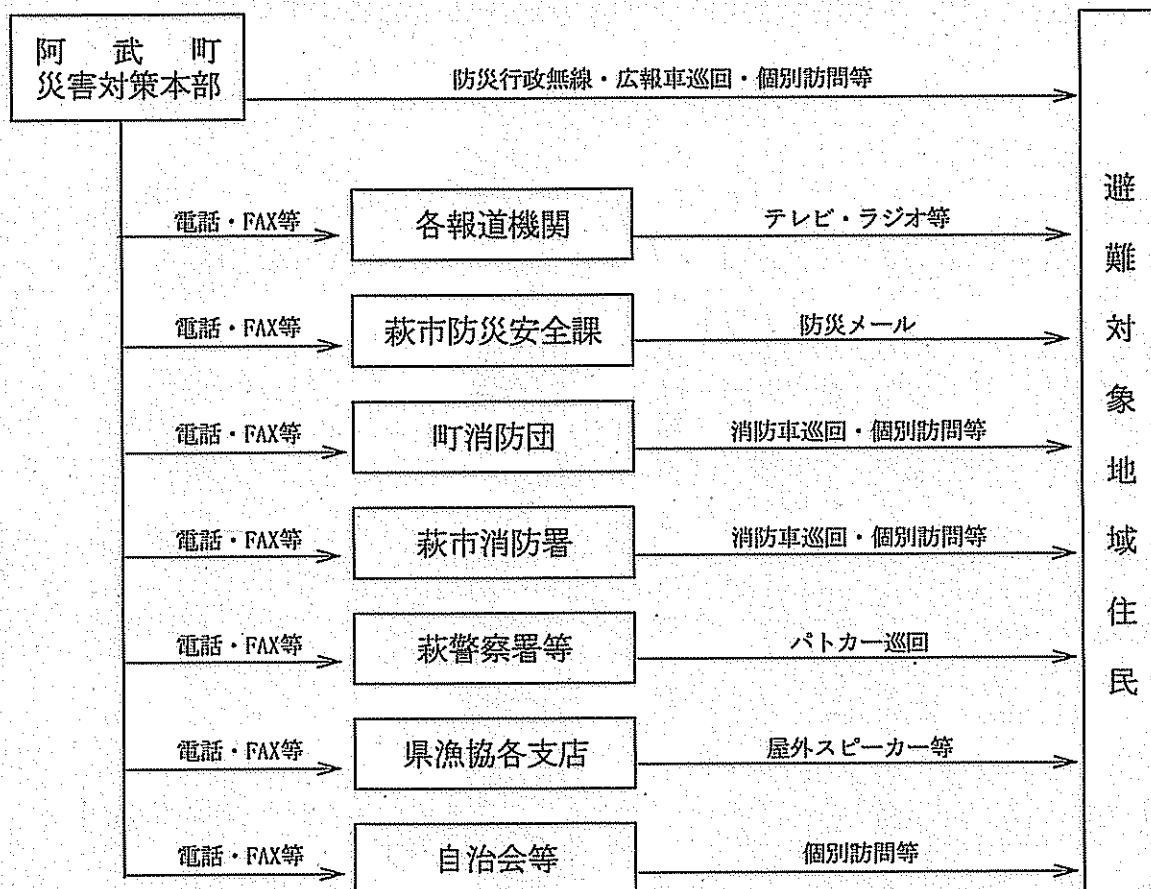
5 避難情報の伝達方法

避難準備情報、避難勧告、避難指示等の伝達は、以下に示す方法により周知する。

また避難の必要が無くなった場合の解除についても同様の扱いとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) テレビ(ケーブルテレビ等)、ラジオ(コミュニティFM等)
- (3) 萩市防災メール等
- (4) 広報車(町、消防団、消防署、警察等)
- (5) サイレン等
- (6) 他機関の放送設備(漁協屋外放送等)
- (7) 伝達員による個別訪問(自治会長・町職員・消防団員等)
- (8) 施設管理者を通じての伝達(この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。)

6 避難勧告・指示の伝達系統図



第2項 警戒区域の設定【町長・警察官・海上保安官・自衛官・消防職員・水防職員】

1 警戒区域の設定

町長もしくは委任を受けた吏員は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることが出来る。

また町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知することとなっている。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限することであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておく。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告または指示と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達する。

第3項 避難誘導【町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】

避難の勧告・指示が出された場合、町は、警察署及び消防署・消防団等の協力を得て、自治会等を単位として集団の形成を図り、次により避難させる。

- 1 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。
この場合、高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者を優先して避難誘導する。
- 3 避難経路は、出来るだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、船艇またはロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

【町(民生課、教育委員会)・県・施設の管理者・自主防災組織・町内会・ボランティア】

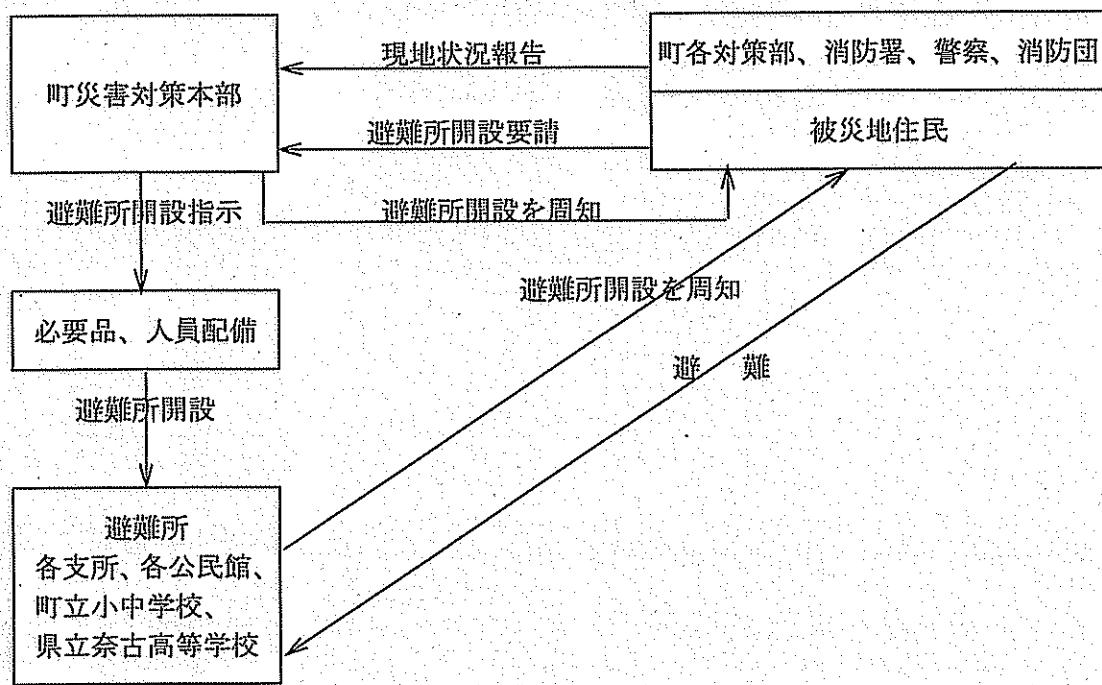
避難所は、災害のため被害を受けまたは被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等(消防団、婦人会、青年団、自主防災組織、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

- 1 避難所の開設時期
 - (1) 避難勧告・指示が決定されたとき
 - (2) 住民の自主避難を確認したとき
 - (3) 避難準備情報を発表したとき
- 2 避難所の開設手順
 - (1) 施設管理者、当直職員、警備員等が所在する場合は、電話等で指示または要請する。
 - (2) 避難所が無人の場合は、避難所管理責任者を直接避難所に派遣する。
 - (3) 避難所近隣の自治会及び自主防災組織の役員等に、あらかじめ施設の鍵を渡しておく等の配慮をする。

3 避難所の開設系統図



4 開設予定避難所の安全性の確保

開設に先立ち避難予定所やそこに至る経路あるいは二次災害の危険から安全な場所であるかどうかをチェックする必要がある。

- (1) 施設管理者によるチェック(目視、あらかじめ示された点検項目等)
- (2) 危険度判定士によるチェック等

5 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。
この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。
- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用して炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難者の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 避難勧告・指示が発せられていない場合は、避難にかかる実費を避難者から徴収するものとする。原則として食料、日用品、寝具等は避難者の持ち込みとする。

6 避難状況等の報告

- (1) 避難所を開設した場合には、関係機関(萩健康福祉センター、警察署、消防等)へ連絡する。
- (2) 報告事項
 - ア 避難所開設の状況
 - イ 収容状況
 - ウ 炊き出し等の状況
 - エ 生活必需物資の状況
 - オ 開設期間の見込
- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

7 り災者相談窓口(相談所)の開設

り災した者の不安を取り除くため、早い時期に、安否確認、生活相談、避難後の住家の状況等の相談に必要な窓口の開設を図る必要がある。このため、必要な体制を確保する。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

(1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等(破壊消防による全半壊を含む)の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

(1) 避難勧告・指示が発せられた場合

(2) 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合。

(注) 被害を受ける恐れがあつて避難所に収容された者は、その被害を受ける恐れが

解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(救助法の基準)

収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、出来るかぎり同一地区単位等にまとめることが望ましい。

3 自主避難による者

避難勧告・指示が発せられていない場合で、緊急に避難する必要がなく自主避難する者にかかる経費は実費を徴収するものとする。原則として食糧、日用品、寝具等は避難者の持ち込みとする。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期 間

災害発生の日から7日間以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することが出来る。

2 費 用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材等
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、トイレ及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る経費

第4項 被災者の他地区等への移送及び他地区からの受け入れ

1 町において行う事項

- (1) 町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは隣接県等への移送について県に要請する。この場合、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣し、避難所の運営に当たらせるとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (2) 県から他地区の被災者の受け入れを指示された場合、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備し、避難所での運営に協力する。
- (3) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (4) 被災者の避難について、平素から隣接市町と協議しておく。

2 県において行う事項

- (1) 町等から被災者の移送の要請があった場合は、災害救助部救助総務班は、県内他市町または相互応援協定に基づいて近隣県へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。
- (2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。

3 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害対策活動

被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転送搬送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導

5 広域航空応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

県民への災害予防等の広報等

第3節 応援要請

市町等(消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。)の長は、知事に対し、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことが出来る。

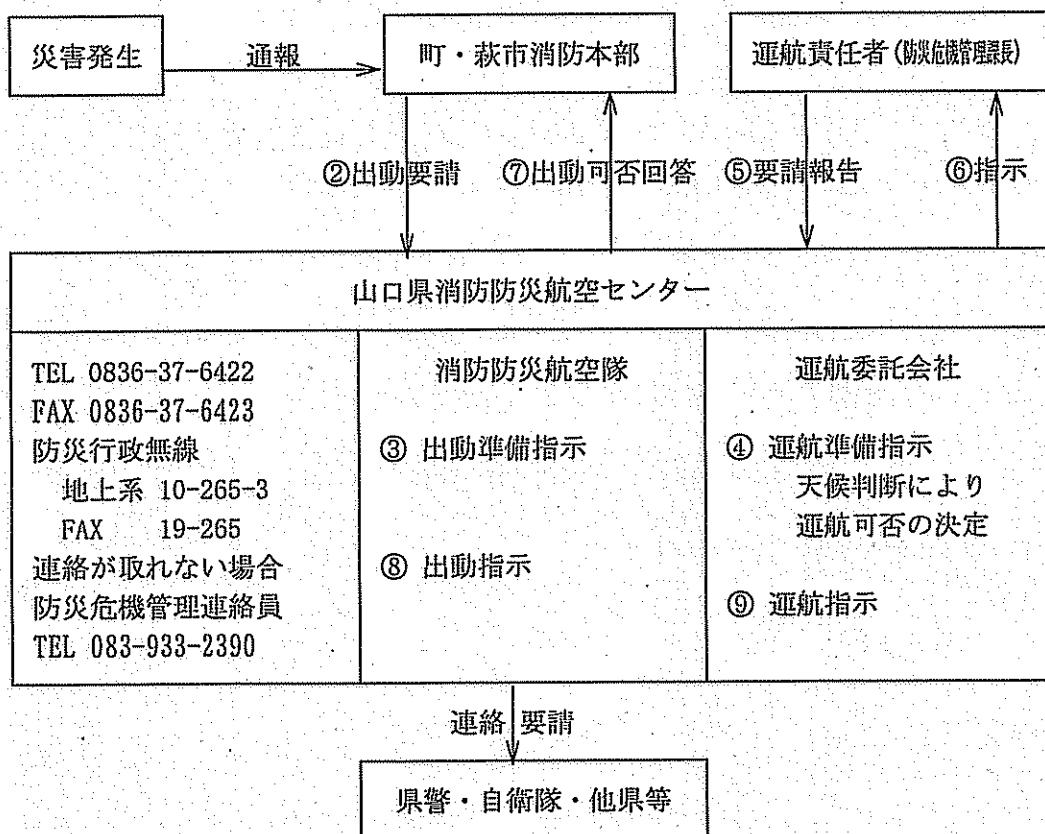
1 応援要請の原則

被災市町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、または影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合または消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救助活動において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2. 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第4節 各機関への出動要請

県は消防防災ヘリコプターが運航できない場合や複数機による活動が必要な場合、必要に応じ各機関へ出動要請を行う。

1 県警察ヘリコプター

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビ電送システムによる映像の配信を県警察へ要請する。

2 自衛隊

県は、山口県地域防災計画「第3編第7章第2節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

3 臨県・町ヘリコプター

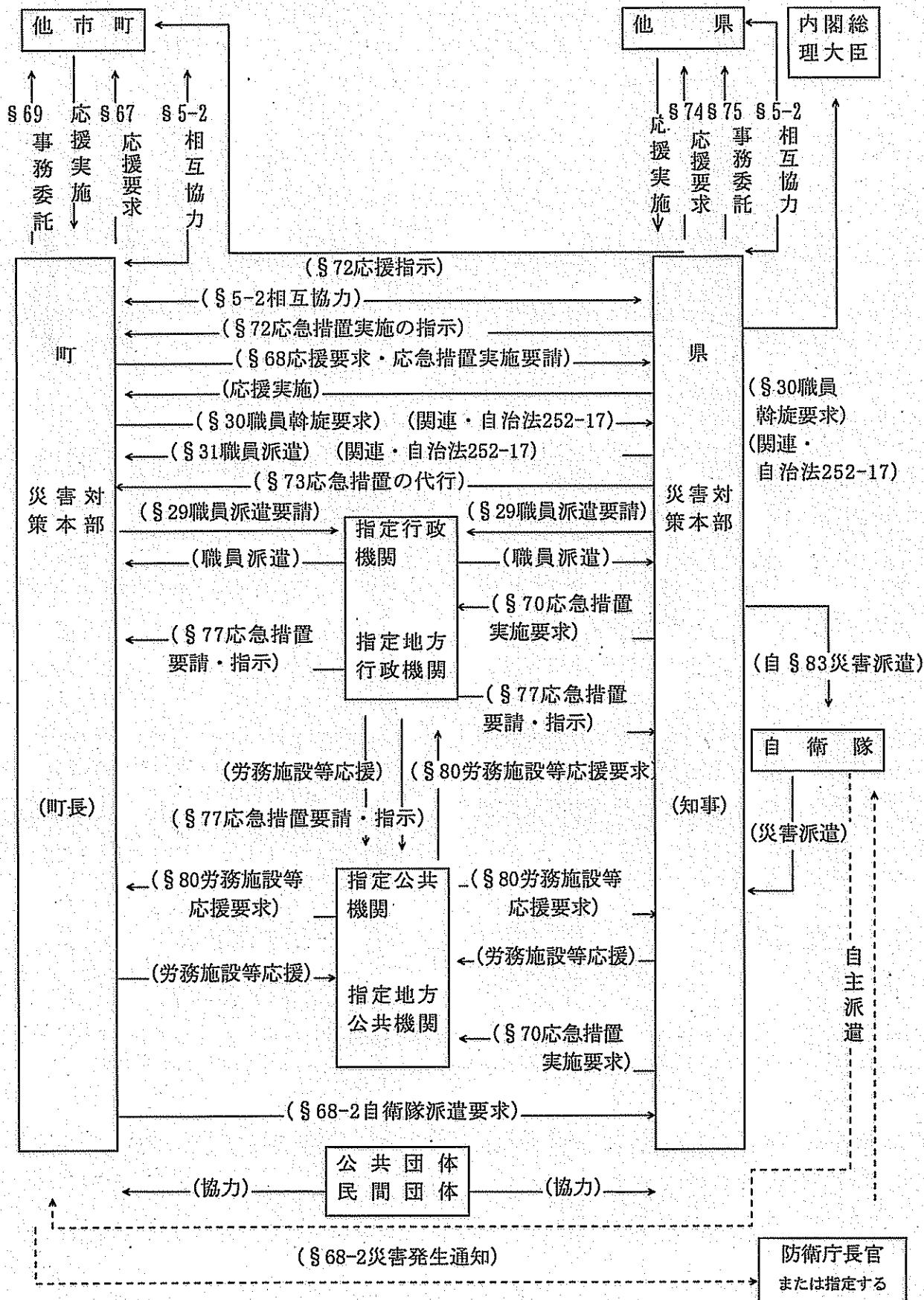
県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づいて応援要請する。

第7章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

第24章 広域消防応援・受援計画参照

第2項 防災関係機関相互協力【町(総務課)・県・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国(指定地方行政機関)、町、県及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められるところから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 町が行う措置

ア 他の市町への応援要請

応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行う。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図つておく。

イ 県への応援要請またはあっせんの要請

(ア) 応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、または応急措置の実施について要請する。

(イ) 災害応急対策または災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請または派遣のあっせんを求める。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、町長、町の委員会または委員である。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する応援要請	① 災害の状況 ② 応援(応急処置の実施)を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 ④ 応援(応急処置の実施)を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急処置) ⑥ その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
2 県への応援要請または応急措置の実施要請	① 派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条 災対法第30条 自治法第252条の17
自衛隊災害派遣要請	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	
指定地方行政機関または都道府県の職員の派遣の斡旋を求める場合	① 派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他県消防の応援の斡旋 求める場合	第21章 火災対策計画 参照	消防組織法 第24条の3
放送機関への災害時 放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送㈱・テレビ山口㈱・ （㈱）エフエム山口・山口朝日放送㈱・ 萩ケーブルネットワーク（㈱）・（㈱）エフエム萩	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

町は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分發揮出来るよう、また災害発生時に円滑な行動が取れるよう、次のような協力内容及び協力方法等について関係者等に周知を図っておく。

- (ア) 災害発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (イ) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (ウ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (エ) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (オ) その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案）への協力

エ 資料の整備

町は、他の被災市町からの応援要請に迅速に対応出来るよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要資料について整備を行っておく。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力または便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額
- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救助物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定【町（総務課、施設課）・消防本部・県・防災関係機関】

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、町及び県のみでの対応では十分な対応ができないことが予想される。このため、町及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 県の相互応援協定

県は、隣接県との間に大規模な災害が発生し、県独自では十分な応急措置が実施出来ない場合に、他県に応援要請するための相互応援協定を締結している。

(2) 町の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

2 民間団体との協定

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

3 指定行政機関の協力体制

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

(1) 指定行政機関相互の協力体制

ア 警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、総務省及び消防庁は、海上における捜索救助の実施について相互に協力するため、協定を締結している。

イ 海上保安庁と消防庁は、領海内における船舶の火災に係る消火活動について、それぞれの機関が協力しあうため、業務協定を締結している。

(2) 指定地方行政機関と民間企業等との協力体制

海上保安部と関係企業の選定

火災、爆発、油の海上流出に対する防災活動を迅速円滑に実施するため、相互協力に関する覚書を締結している。

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等【町(総務課)】

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条及び第18条にその取り扱いが規定されている。

災害応急対策、または災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当に関する条例の整備に努める。

第5項 応援者の受入措置【町(各対策部)】

1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を受ける各対策部において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じて派遣された者は、応援を求めた市町長、または知事の下に活動するものとする。

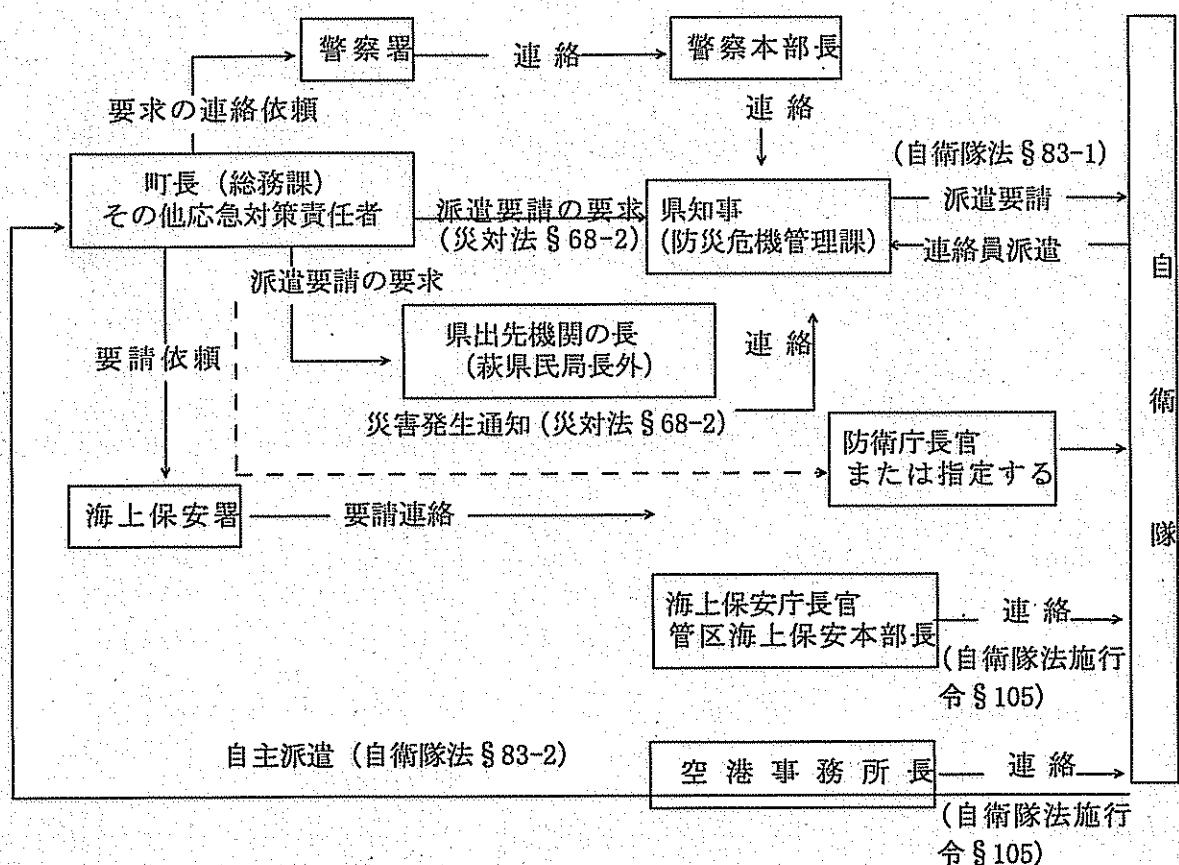
第2節　自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、町、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害【自衛隊・町・県・防災関係機関】

1 災害派遣要請(要求)系統図



自衛隊	
1 県内部隊	2 県外部隊
(1) 陸上自衛隊	(1) 陸上自衛隊
① 陸上自衛隊第17普通科連隊(山口市)	① 陸上自衛隊第13旅団(広島県海田町)
② 陸上自衛隊第13飛行隊(防府市)	② 陸上自衛隊中部方面隊(兵庫県伊丹市)
(2) 海上自衛隊	(2) 海上自衛隊
① 海上自衛隊第31航空群(岩国市)	① 海上自衛隊吳地方隊(広島県吳市)
② 海上自衛隊小月教育航空群(下関市)	② 海上自衛隊佐世保地方隊(長崎県佐世保市)
③ 海上自衛隊下関基地隊(下関市)	(3) 航空自衛隊
(3) 航空自衛隊	① 航空自衛隊西部航空方面隊(福岡県春日市)
① 航空自衛隊第12飛行教育団(防府市)	② 航空自衛隊第3術科学校(福岡県芦屋町)
② 航空自衛隊航空教育隊(防府市)	
③ 航空自衛隊第17警戒隊(萩市見島)	

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が人命、または財産の確保のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため要請をし、止むを得ない事情と認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣を行う場合。この場合の判断基準は次のとおりである。
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集する必要があると認められること。
 - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (ウ) 海難事故等の災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常の他の救助活動に優先して搜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力しての消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路または水路の道路障害物の除去	道路もしくは水路が損壊した場合は、それらの道路障害物の除去または除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施(薬剤などは、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」(昭和33年總理府令第1号)に基づき、被災者に対する救援物資の無償貸付または譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を公共的に保護する必要性があること。

イ 緊急性

さし迫った必要性があること。

ウ 非代替性

災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

第2項 災害派遣等の手続

1 要請報告

(1) 要請権者

- ア 知事(自衛隊法第83条第1項) 主として陸上災害の場合
イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長 主として海上災害の場合
(自衛隊法施行令第105条)
ウ 空港事務所長(自衛隊法施行令第105条) 主として航空機遭難の場合

(2) 要請依頼者の措置

- ア 町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に要請(要求)依頼する。
イ 事態が切迫し、速やかに派遣を要すると認めたときは、もよりの部隊等に直接要請することが出来る。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県災害対策本部本部室班である。

(2) 要請先

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上 自衛隊	第17普通科連隊長	山口市上宇野町784	083-922-2281
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101
	中部方面総監	伊丹市緑が丘7-1-1	072-782-0001
海上 自衛隊	吳地方総監	吳市幸町8-1	0823-22-5511
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町	0965-23-7111
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目	0827-22-3181
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1	0832-82-1180
	下関基地隊司令	下関市永田本町4-8-1	0832-86-2323
航空 自衛隊	第12飛行教育団司令	防府市田島	0835-22-1950
	航空教育隊司令	防府市中関	0835-22-1950
	西部航空方面隊司令官	春日市原町3-5	092-581-4031
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1	093-223-0981

3 町長の要請依頼

町長が行う県本部等への派遣要請の要求は、町本部(総務課)が、災害派遣要請依頼書により行う。緊急を要する場合には、電話等による要請を行い事後速やかに依頼文書を提出する。

なお知事に対して、派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町域の災害の状況を防衛庁長官または、指定する者に通知することが出来る。この場合、事後速やかにその旨を知事に通知する(災対法第68条の2)。

4 自衛隊との連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を電話、無線(防災相互波)で適時連絡するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 町長の措置

知事または自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

(1) 部隊の受入準備

ア 自衛隊派遣部隊の現地連絡所は、萩総合庁舎内に設置されるが、町の連絡所は、町役場内に設置する。

イ 派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、町災害対策本部の中から連絡担当員を指名する。

ウ 連絡担当員は、応援を求める作業内容または作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始出来るよう準備しておく。

エ 部隊が集結した後、直ちに指揮官と上記ウの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

オ 派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、町災害対策本部が、県(本部室班)と協議してあつせんする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告する。

2 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる経費以外の経費

3 部隊の集結に必要な地積(最小)

部隊集結に必要最小限の用地は、1個中隊の場合は約1,000m²、1個連隊の場合は約70m×約70m(約5,000m²)で中学校のグラウンド程度、旅団主力(3個連隊基幹)の場合は約200m×約200m(約40,000m²)野球場3~4面程度の用地がそれぞれ必要である。

なお受入については、各地区学校グラウンドを中心に予定するものとする。

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、出来る限り早急に知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は、前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等に通知するものとする。
- 3 町長等は、知事からの通知または部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

1 撤収要請の時期

- (1) 要請権者(知事等)が災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 町長が要請権者(知事等)に災害派遣部隊の撤収要請を依頼したとき。
- (3) 知事は、町長から撤収の依頼を受け、または自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとしている。

2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書(様式)によるものとする。

第8章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

【町(関係各課)・県・施設管理者】

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 緊急輸送施設等の指定

(1) 県指定

ア 道 路

イ 港 湾

(2) 町指定

町の区域内における物資輸送配送のための緊急輸送道路及び緊急時の臨時ヘリポートを次のとおり指定する。

ア 道 路

県の指定する緊急輸送施設等とのアクセスが可能で、町災害対策本部、防災関係機関、ヘリポート、物資輸送拠点施設、避難所、拠点医療機関、救護所等とを連結する町道。

イ 臨時ヘリポート

ウ 港湾(漁港)

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 広域輸送拠点の整備

1 町は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管のための拠点を、陸上については、役場本庁及び各支所、海上については、奈古、宇田郷、尾無の各漁港とする。

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性(人口、交通施設の整備状況、交通利便性等)や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路障害物の除去

緊急道路障害物の除去とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各種救援活動を円滑に実施するため次の基準により緊急性の高い順に第1次緊急道路障害物の除去道路、第2次緊急道路障害物の除去道路に区分し、この路線における障害物の除去、路面の亀裂等の応急補修を優先的に行う。

第1項 緊急道路障害物の除去道路の選定基準

1 第1次緊急道路障害物の除去道路

- (1) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路。
- (2) 町役場、支所、出先機関等を結ぶ道路。

2 第2次緊急道路障害物の除去道路

- (1) 第1次緊急道路障害物の除去道路と町役場、支所、出先機関等を結ぶ道路。
- (2) 第1次緊急道路障害物の除去道路と主要公共施設を結ぶ道路。
- (3) 第1次緊急道路障害物の除去道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路。
- (4) 隣接市町の第2次緊急道路障害物の除去道路との接続道路。

第2項 道路障害物の除去道路の選定

町は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心としてこれらを有機的に連携させた緊急道路障害物の除去道路を選定する。

第3項 緊急道路障害物の除去作業体制

1 緊急道路障害物の除去路線の分担

町は、所管する道路の道路障害物の除去作業を実施する。道路障害物の除去に当たっては、他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 町(土木水防対策部)の行う道路障害物の除去作業

- (1) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急性に応じ道路障害物の除去作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合が出来る退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路障害物の除去に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路障害物の除去に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路障害物の除去に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界を通じて使用出来る建設機械等必要な資機材確保に努める。

第5項 輸送対象等

1 輸送対象

(1) 人員

災害発生時等において優先されるべき人員は、被災者、避難者、災害対策本部要員、消防職団員、医師、看護師等の医療救護職員、公共施設・ライフライン施設応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員とする。

(2) 優先順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位を次のとおり定める。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

第3節 輸送車両等の確保

災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

1 災害が激甚で、町単独で輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図る。

(1) 車両による輸送

町所有車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じる。

ア 公共的団体の車両

イ 営業所有者の車両

ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なときまたは遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行う。

(3) 船舶による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講じる。

ア 海上保安部・署所属船艇への支援要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせんまたは調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請。

- (4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。
- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
 - イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
 - ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調達

【町(各対策部)】

- 1 各対策部が所管する車両については、それぞれの部局が車両利用計画を定め運用する。この場合、発災当初における車両の運用については、被災地の状況把握が重要かつ急務であり、迅速かつ的確な情報収集を実施する必要がある。
- 2 町の輸送力で対応できないときは、指定公共機関、指定地方公共機関、民間業者等に対し協力要請を行う。
 - (1) 西日本旅客鉄道株式会社(人員)
 - (2) 日本通運株式会社(物資)
 - (3) 防長交通株式会社(人員)
- 3 山口県トラック協会等関係業界に対し、協力支援を要請する。
- 4 町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合または生じる恐れがあると予想される場合に、次の事項を明示して、他の市町または県にあっせんを依頼する。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員または輸送量
 - (3) 車両などの種類及び必要台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
 - (6) その他参考となる事項
- 5 調達・配車
緊急輸送車両の確保及び配車については、総務情報部が集中管理し、各対策部からの災害応急活動用車両配車請求書に基づき配車する。
- 6 燃料の確保
 - (1) 災害時における自動車燃料の確保は、総務・情報部が担当する。
 - (2) 調達方法は、町内業者の販売系統とする。

【萩海上保安署】

- 1 町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、所属船艇及び派遣船艇等により緊急輸送活動を実施する。
- 2 飲料水、食料等の救援物資の輸送について、その輸送の緊急性及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

【指定公共機関・指定地方公共機関】

災害発生時に、町から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。

1 日本貨物鉄道株式会社

災害り災者救じゅつ用寄贈品に対する運賃減免

(1) 割引対象となる災害の程度

災害の種類	地域	被　害　の　状　況
震火災	町内	500世帯以上の住家焼失または倒壊
風水害	町内	1,000世帯以上の住家の床上浸水または50世帯以上の住家の流失倒壊
爆　発	限定無	1. 家屋300世帯以上 2. 死傷者(怪傷の者を除く)50人以上
事変等その他	町内	500世帯以上の住家焼失または倒壊

(注) 被害状況のうち大破・半壊または半焼は含まないものとする。

(2) 災害割引の条件

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条　件　等
震　火　災	り災者救じゅつ用寄贈品	制　限　しない	り災地の知事・町長・日本赤十字社社長または支部長	1月	1 託送の際、寄贈者特に受取人を指定することなく、無償でり災者に寄贈するものであることを申告したもので、かつ、その配布方法について別に条件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関として権能をもたないものは荷送人として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助するため必要と認められるものであって、商品見本のように災害復旧用として将来必要となるべきものを町長あてに送られるものは含まない。
	り災者救護材料官公序または日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公序または日本赤十字社	官公序または日本赤十字社	1月	託送の際、町において、り災者救護のため使用する物品またはその返送品であることを申告すること。
風　水　害	り災者救じゅつ用寄贈品(再植用稻苗、もみを含む)	制　限　しない	り災地の知事・町長・日本赤十字社社長または支部長		震火災の場合と同じ。

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
風水害	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁または日本赤十字社	官公庁または日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ
爆発及びその他	り災者救じゆつ用 寄贈品	制限しない	り災地の知事・町長	1月	震火災の場合に同じ
	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁または日本赤十字社	官公庁または日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ

2 日本通運株式会社

- (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。
- (2) 町及び県、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。

ア 組織

県内に災害が発生した場合は、下関統括支店に総括本部を、県内各支店(下関、徳山、防府、宇部)に防災本部を設ける。

イ 防災本部間の連携

下関統括支店総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。

ウ 災害時における町、県、防災関係機関への協力体制

- (ア) 町等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統」による第1・第2連絡先(最寄りの支店、営業所等)または各支店防災本部が受理する。
- (イ) 県からの輸送協力要請にあっては、下関統括支店が受理する。

エ 各支店防災本部の連携措置

- (ア) 輸送の要請関係 …… 関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。
- (イ) 関係支店防災本部 …… 下関統括支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。
- (ウ) 下関統括支店総括本部 … 各支店防災本部・下関統括支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

3 防長交通株式会社

- (1) 災害時、町または県から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による各営業所(出張所)において受理する。
- (2) 協力依頼を受理したときの措置
 - ア 営業(出張)所長は、町または県からの協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。
 - イ 受理営業所において協力要請に対応出来る車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。
 - ウ 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないときまたは大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社輸送部(路線課)が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

第4節 救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲【町(民生課、関係各課)・県(厚政課)】

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 り災者を避難させるための輸送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

2 医療及び助産のための輸送

(1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院または産院への輸送。

(2) 救護班が仮設する診療所等への入院または通院のための輸送。

(3) 救護班の人員輸送。

3 り災者の救出のための輸送

救出されたり災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

5 救済用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

6 遺体の搜索のための輸送

(1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処理のための衛生材料の輸送。

(2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、厚生労働大臣に対して特別基準の協議を行うものとされている。

第2項 輸送の期間

1 救助法による各救助の実施期間中とする。

2 各種ごとの救助の期間が厚生労働大臣の同意により延長(特別基準)されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

1 輸送業者における輸送または車両、船舶の借上のための費用は、本町の地域における慣行料金(国土交通省認可料金以内)によるものとする。

2 輸送実費の範囲は、運送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕費とする。

3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用(借上料)は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

4 官公署及び公共的団体(農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等)の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。(燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。)

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制【警察・道路管理者・県】

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止または制限	県内または隣接県、近接県に災害が発生したまたは発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第1項
"	"	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者・車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	"	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	"	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	"	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部(交通管制センター)は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施することとしている。

(1) 交通情報の収集

管制施設(カメラ等)、航空機(ヘリコプター等)、車両(パトカー、二輪等)、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報を、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設(交通情報板、路側通信等)
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設(日本放送協会、民放各社等)
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ)迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両も出来るだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(イ)迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

4 交通規制用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて警察官、自衛官及び消防吏員は、通行の禁止または制限に係る区域または区間において、次の措置を行うことが出来る。

区分	項目	内容	根拠法令
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることが出来る。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないときまたは命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することが出来る。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接、または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由し行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由し行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者または管理者の住所または氏名を知ることが出来ないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項・第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、出来る限り道路左側端に沿う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項・第2項
移動等の命令に対する受認義務	上記の2項の規定にかかわらず、警察官からの指示を受けたときは、移動または駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合(または行う場合)、県内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとしている。

第2項 海上交通規制【海上保安署】

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止を図るため、萩海上保安署が行う情報の収集、航行規制等は次のとおりとなっている。

1 被害状況の把握

関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。

(1) 被災状況

- ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- イ 水路、航路標識の異常の有無

(2) 港内の状況

- ア 在泊船舶の状況
- イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

2 規制措置

(1) 在港船舶に関する措置

- ア 在港船舶の安全を確保するため海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動(避難)を命ずる。
- イ 危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中またはけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規制

- ア 被災地域の港湾に入出港する船舶に対し、航行規制を実施する。
- イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難勧告等所用の措置を講じるとともに、港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

第3項 航空交通規制等【国土交通省広島空港事務所・北九州空港事務所】

広島空港事務所または北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

1 飛行規制措置

- (1) 一定空域での飛行の注意喚起
- (2) 救援機等の飛行経路の周知等による飛行空域の一般航空機との分離のための協力要請
- (3) 救援機以外の航空機の一定空域での一定期間の飛行自粛の協力要請
- (4) 関係機関から場外離着陸場について協議があった場合の必要な指導

2 その他の応急措置

- (1) 情報の収集伝達及び報告並びに関係行政機関、航空会社その他の機関との連絡調整を行う。

- (2) 空港長及びその他の関係機関に対して、航空機とその輸送能力の報告を求め、常にその状況を把握する。
- (3) 施設の点検、整備等必要な保安措置及び航空機による二次災害防止措置、その他の応急救護活動等の措置を行う。
- (4) 航空会社と常に連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の協力を求める。

第4項 緊急通行車両の確認【警察】

災害発生時において県公安委員会が、緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止または制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急輸送車両であることの確認が必要となる。この確認については、次により行われることとなっている。

1 確認実施機関

- (1) 町が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については町長が確認を行う。
- (2) 町が確認する車両を除いた他の車両については、公安委員会が行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について緊急度、重要度等を考慮し実施する。

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急車両通行証明書等の交付

緊急車両通行証明書の発行は公安委員会(警察本部及び警察署)または県において行い、緊急輸送車両の標章及び証明書を交付する。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

【町(総務課)・県・自衛隊】

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場(臨時ヘリポート)の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

災害時の対応に備え、臨時ヘリポート予定地を確保している。

第8章 緊急輸送計画「第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項1(2)イ」参照

2 臨時ヘリポートの選定

災害派遣時における臨時ヘリポートの予定地については、町長が県経由(防災危機管理課)により、陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)及び海上自衛隊小月教育航空群と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

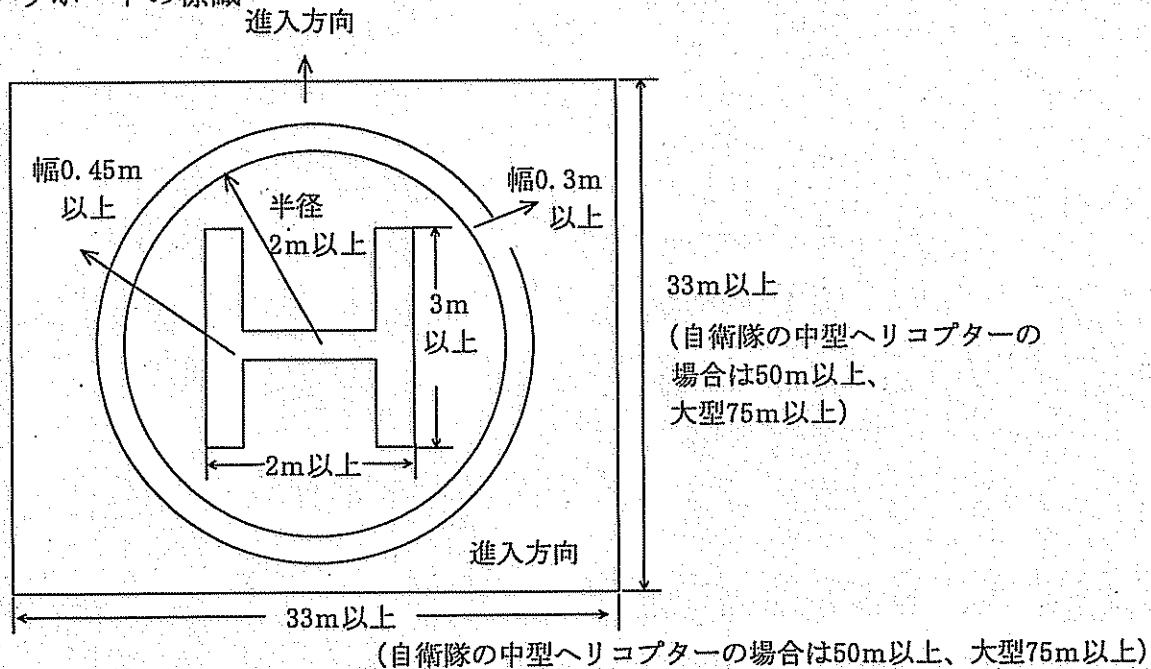
具体的な事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリートまたはアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土または芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂または枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建物密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施出来る場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、出来るだけ乱気流(風)の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



④は航空法に基づく標示

(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰(その他白い粉)等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの(布類等)は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積(33m×33m)の雪を取り除き周囲を踏み固める。 (自衛隊の中型ヘリの場合は50m×50m、大型75m×75m)
風向認識の表示	ポール等に紅白(または識別し易い色)の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等(3m以上)の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

災害時のヘリコプターの活用に対応出来るよう、ヘリポートの確保及び整備に努める。

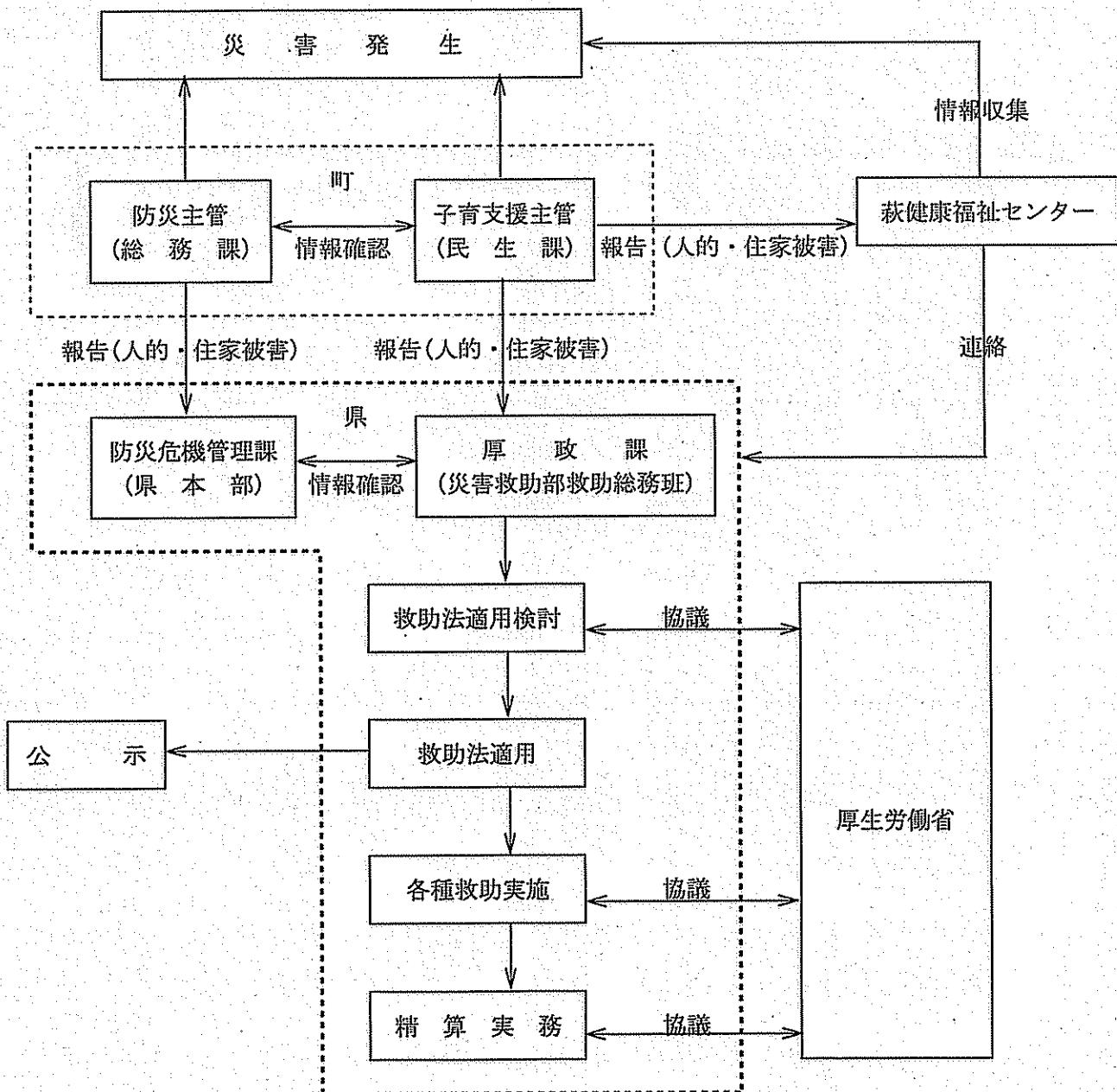
第9章 災害救助法の適用計画

第1節 災害救助法の適用

町の区域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施することとなる。

第1項 災害救助法による救助の実施【町(民生課)・県(厚政課)】

1 救助法事務処理系統図



2 実施機関

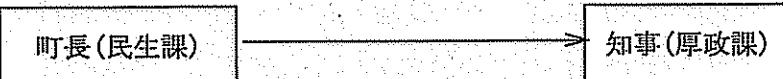
- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については県の法定受託事務である。
- (2) 町長は、救助に関する知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知することとされている。

(4) 委任の範囲及び県、町の実施区分を示すと次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	町
2 応急仮設住宅の供与	県・町
(1) 建設	
(2) 入居予定者の選考、敷地の選定	
3 炊き出しその他による食品の給与	町
4 飲料水の供給	町
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	町
6 医療及び助産	県
7 災害にかかつた者の救出	町・警察・海上保安部
8 住宅の応急修理	町
9 障害物(土石、竹木等)の除去	町
10 生業資金の貸与	県
11 学用品の給与	町
12 遺体の搜索	町・警察・海上保安部
13 遺体の処理	町・警察・海上保安部
14 埋葬	町

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、町長が知事の職権の一部の委任を受け、その職権行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告する。



3 適用基準

県及び町は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

- (1) 本町の平成17年10月1日現在、国勢調査結果による人口は、4,101人で、町の区域内の人口に応じて定められる適用基準は、次のとおりである。

区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30世帯

- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。

- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数である場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかつた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受ける恐れが生じた場合。

適用基準の算定方法(単位:世帯)

$$\text{適用基準} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出等}) + \{(\text{半壊} \cdot \text{半焼等}) \times 1/2\} + \{(\text{床上浸水} \cdot \text{土砂の堆積等}) \times 1/3\}$$

第2項 適用手続き

1 適用手続きを係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長が行う報告に係る事務処理は下記による。

- (1) 町の区域の被害が適用基準に達した場合または達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事(厚政課)に報告する。
- (2) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。
- (3) 報告内容 …… り災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害。
- (4) 報告系統 …… 「第1項1 救助法事務処理系統図」による。
- (5) 報告主任の設置

2 適用時における町長の措置

災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することが出来るものとされるが、この場合、直ちにその状況を知事(厚政課)に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は本計画の各章の定めるところによる

救 助 の 種 類	該当地域防災計画	担当部局名 (県)	担当課名 (町)
救助の総括	本章救助法の適用計画	健康福祉部	民生課
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章災害情報の収集・伝達計画	健康福祉部	民生課
避難所の設置	第5章避難計画	健康福祉部	民生課
応急仮設住宅の供与	第12章応急住宅計画	健康福祉部 土木建築部	民生課 施設課
被災住宅の応急修理			
炊き出しその他のによる 食品の供与	第10章食料・飲料水及び生活必需品等の供給 計画	健康福祉部 農林水産部	民生課 教育委員会 経済課
飲料水の給与		環境生活部	施設課
被服、寝具その他の生活 必需品の給与または貸与		健康福祉部 商工労働部	民生課 経済課
学用品の給与	第17章応急教育計画	教育庁	教育委員会
医療及び助産	第4章救助・救急、医療活動等計画	健康福祉部	民生課
災害にかかつた者の救出		健康福祉部 警察本部	民生課 消防本部

救 助 の 種 類	該当地域防災計画		担当部局名 (県)	担当課名 (町)
遺体の搜索	第11章保健衛生計画第2節遺体の処理	健康福祉部 警察本部	民生課	
遺体の処理		健康福祉部 環境生活部 警察本部	民生課	
埋火葬		健康福祉部 環境生活部	民生課	
障害物の除去	第11章第3節清掃計画第3項障害物除去計画		健康福祉部	民生課
業務協力	輸送協力	第8章緊急輸送計画第3節輸送車両等の確保	会計管理局	総務課
	労務協力	本章第2節技能者、労務者等の雇い上げ計画	商工労働部	経済課

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することが出来る。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

医者、土木建築工事または輸送関係者を救助に関する業務に従事させることが出来る。
(救助法第24条)

(2) 協力命令

救助を要する者及びその他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることが出来る。
(救助法第25条)

第6項 り災証明

1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課が作成した「災害救助マニュアル」による。

2 り災者台帳の作成

被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「り災者台帳」を速やかに作成する。

3 り災証明書

救助の実施のため必要があるときまたはり災者から要求があったときは、「り災証明書」を発行する。

- (1) り災証明書は、「り災者台帳」に基づき、発行する。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることが出来るものとする。

第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画

【町(民生課、経済課)・県】

大規模災害時には、町の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げが出来ることになっている。

第1項 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、各応急対策実施部局が、担当部局(救助法実施機関)と調整の上、実施する。

第2項 町の雇い上げ

1 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による労務者の雇い上げ

(1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期すため、町長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

対象種別	内容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受けまたは受ける恐れのある者を安全地帯に避難させるため、町長が雇い上げる労務者
医療及び助産における移送	(ア) 救護班によることが出来ない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 (ウ) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
り災者の救出	(ア) 災害のため、現に被害を受けまたは受ける恐れのある者を安全地帯に避難させるため、町長が雇い上げる労務者 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作しましたは後始末をするための労務者
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための労務者 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する労務者

対象種別	内容
救済用物資(義援物資を含む)の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる労務者 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる労務者
遺体の搜索	(ア) 遺体の搜索行為自体に必要な労務者 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作または後始末のための労務者
遺体の処理 (埋葬は除く)	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労務者 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための労務者
特例(特別基準)	上記のほか、次の場合は厚生労働大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることが出来る。 (ア) 埋葬のための労務者 (イ) 炊き出しのための労務者 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための労務者

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。但しこれにより難いときは、厚生労働大臣の同意を得て期間延長が出来る。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、町を実施機関とし、県は、町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給するとしている。

なお炊き出しの体制が整うまでの間において、緊急を要する事態には、一時的に乾パン等の供給を行う。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給【町(民生課、経済課)・県(農業振興課、厚政課)・山口農政事務所】

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省総合食料局が定める「主食用米穀の売却要領」及び「救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」により実施するものとする。

ア 「政府所有米穀の販売要領」による措置

災害が発生し、または発生の恐れがある場合における応急用米穀の供給措置は、町が実施することとなるが、炊き出し等給食の必要量を自ら調達することが困難なときは、必要とする応急用米穀の供給を県(救助総務班)に申請する。

この場合、供給数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とする。

知事は、炊き出し等給食に必要があると認めるときは、その数量及び売渡取扱者(原則として町長を「売渡取扱者」とする。)を指定して、山口農政事務所に通知する。

山口農政事務所は、県からの通知を受けたときは、県内の米穀卸売業者の精米の在庫状況を参酌の上、卸売業者に対し、売渡取扱者への売却を指示し、または必要に応じ政府米を売却する。

イ 「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」による措置

救助法が適用された場合は、知事が政府米等を直接買受けて実施し、またはこれを町に引渡し、町長が供給の実施に当たることとなる。

(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、町は、県(救助総務班)に災害救助用米穀の供給を要請する。

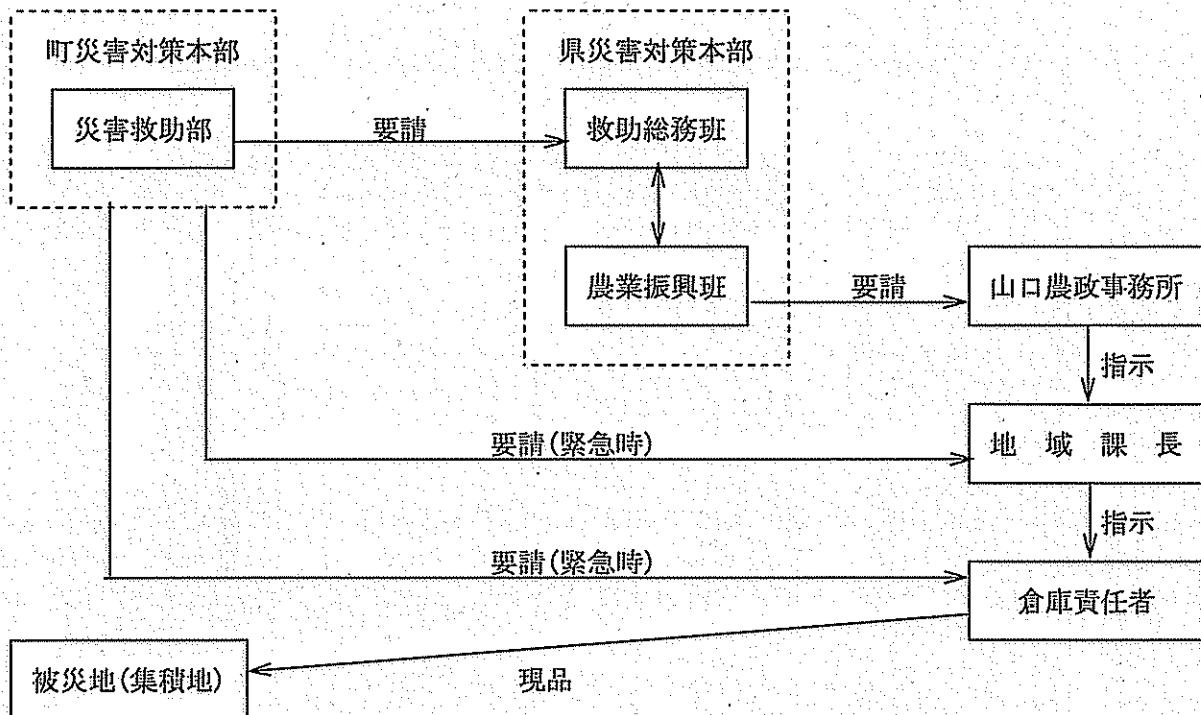
(イ) 県は、被災地の場所、状況等を考慮のうえ、山口農政事務所に必要量の災害用救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 山口農政事務所は、農政事務所地域課及び倉庫責任者に対し、県または県の指示する者(原則として町長)に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(エ) 県または県の指示する者は、指示された政府指定倉庫において応急用米穀の引渡しを受け、直接または町を通じ、その供給を行う。

(オ) 町は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であつて、緊急の引渡しを必要とするときは、農政事務所地域課または倉庫責任者に直接その引渡しを要請することが出来る。

救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図



(2) 災害対策用乾パンの供給【町(民生課、経済課)・県(生産流通課、厚政課)・山口農政事務所・自衛隊】

発災直後における被災者の食料として乾パンは、次により供給する。

- ア 町は、発災直後において、炊き出し等が困難で、特に緊急を要する場合には、県(救助総務班)に対し、被災者の食糧としての乾パン必要量の提供を要請する。
- イ 県は、町の要請に応じ、直ちに、山口農政事務所にその必要量の確保・供給を要請する。

ウ 山口農政事務所は、県からの要請があった場合、直ちに乾パンを備蓄している農政事務所に運送の要請を行う。

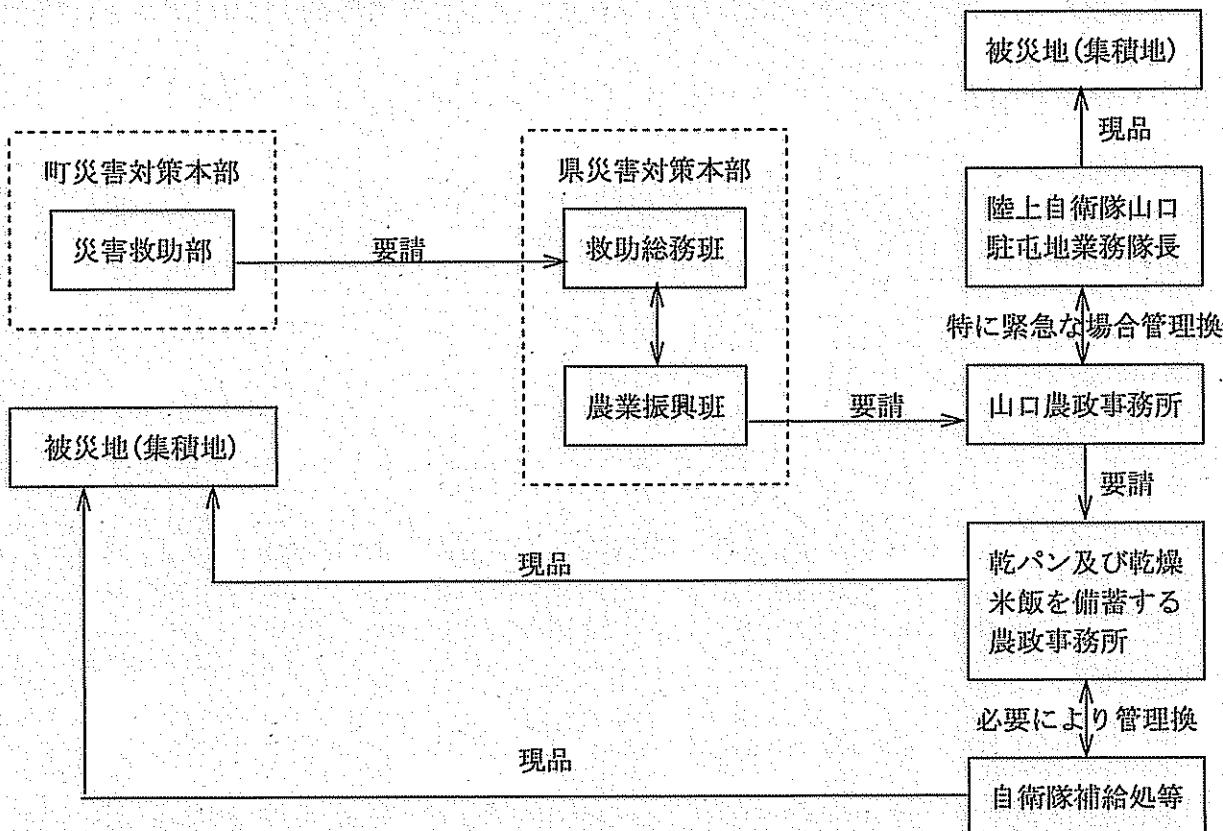
エ 要請を受けた農政事務所は、県からの要請量を供給出来る場合は、直ちに、被災地への運送措置をとる。

　　県の要請量に対応できない場合は陸上自衛隊補給処長、海上自衛隊地方総監、航空自衛隊基地司令に対して、必要な乾パンの管理換えを受ける。

オ 災害の状況により、特に緊急を要するときは、山口農政事務所は、第17普通科連隊(陸上自衛隊山口駐屯地業務隊長)に対し、乾パンの管理換えを受けることが出来る。

カ 交通途絶等により、農政事務所が手配する政府運送では、緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、県は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に被災地までの運送を要請する。

災害対策用乾パン供給経路図



2 副食等の供給【町(経済課)・県(厚政課、水産振興課)】

県は、次の食糧について町から要請を受けたときは、あらかじめ締結した協定等に基づき関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、町への供給措置を講じるとしている。

- ・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食品鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送【町(民生課、教育委員会、経済課)・県】

県が調達した食料は、町が直接引き取ることを原則とする。被災状況、輸送距離等から県が自ら輸送することが適当と認める場合、町は集積地を指定する。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与【町(文教対策部、応援協力部)・県】

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない。また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

- (1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、町長が実施する。
- (2) 知事は、町から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、または自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行うとしている。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事の出来ない者。

なお旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の町町において炊き出しの対象とすることが出来る。

ウ 災害時要援護者等

(2) 給与の方法

ア 炊出しへは、避難所等またはその近くの適当な場所で実施する。適当な場所がない場合は、飲食店または旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によても良い。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によても差し支えない。

オ 高齢者、乳児(離乳食)、障害者等の災害時要援護者の中には、乾パンや弁当等が食べない場合があるので、レトルト食品等のやわらかい食料を備蓄するものとする。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

但し町において、定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て町が負担することになる。また被災地における救助作業、応急措置、その他応急復旧作業に従事する者に対して行う食品の供与は、本法の対象とはされない。

(4) 給与の期間

災害発生の日から 7 日以内

但し大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することが出来る。

(5) 各種協力団体

自主防災組織、婦人会、日赤奉仕団、一般ボランティア等の協力を求め、給食施設等既存の施設等を利用し行う。

(6) 担当部局

災害救助環境保健対策部(民生課)

文教対策部(教育委員会)

産業対策部(経済課)

(7) 応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、県や隣接市町に応援を要請する。

(8) その他

炊き出しの食品衛生対策を十分講じる。

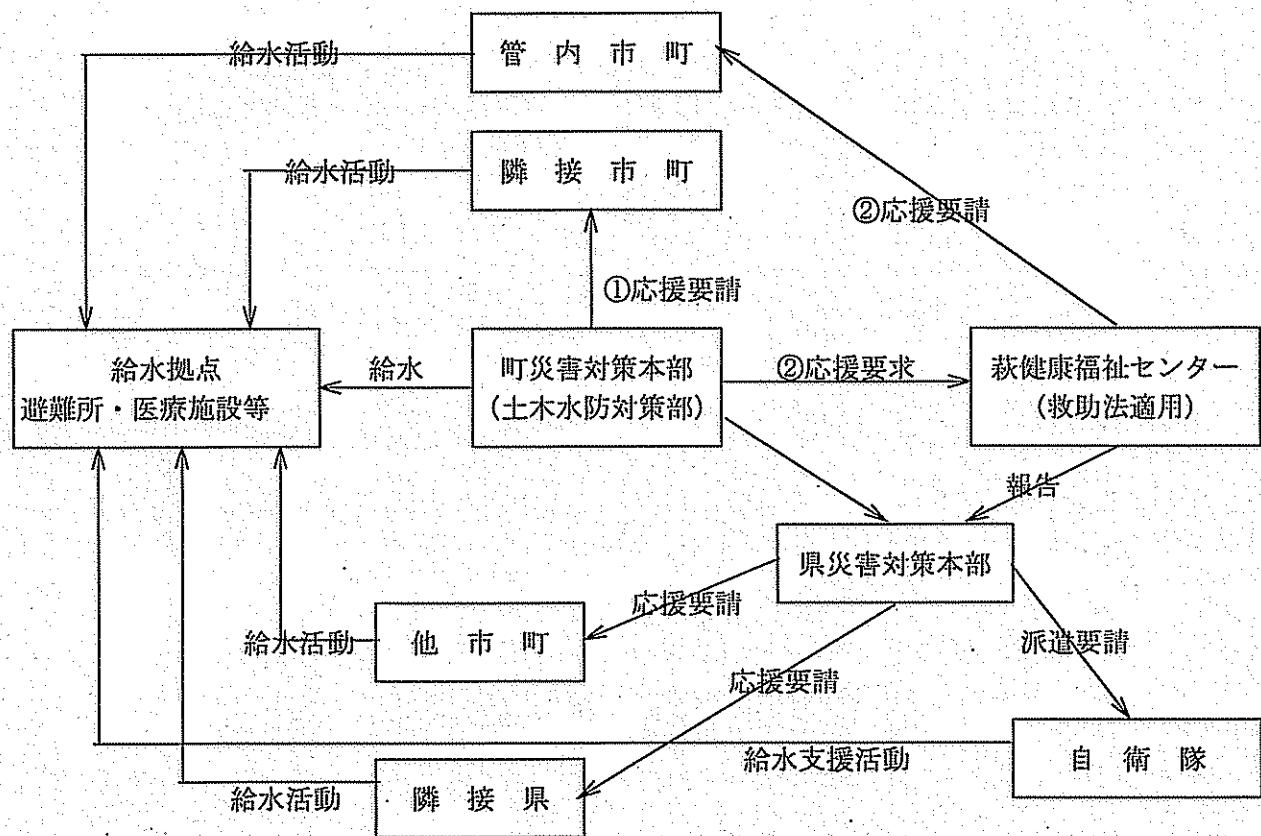
第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動【町(施設課、民生課、総務課)・県・自衛隊】

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、町防災計画に基づき、町長が実施する。
- (2) 県は、町の応急給水活動が円滑に実施出来るよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、隣接市町・県との広域応援体制の確立及び自衛隊に応急給水活動の実施を要請するとしている。

3 実施場所

町があらかじめ定めた場所(避難所等)を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

- (1) 災害時における供給水量の基準
 - ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
 - イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じ実施する。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による 給水が出来る場合	1人 14リットル	飲料水 雑用水(洗面、食器洗い)

給水条件	給水基準量	備考
給水出来る状態であるが、現地で雑用水が確保出来ない場合	1人1日当り 21リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	リ 35リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車または容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水(消毒)の必要がある時は、浄化剤(消毒剤)を投入して給水または使用者に浄水剤(消毒剤)を交付して、飲料水を確保する。

5 給水体制

(1) 町

- ア 災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器給水用資機材を活用し、上下水道部保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- ウ 道路障害物の除去が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器による井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

- ア 県環境生活対策部生活衛生班を窓口に、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。
- イ 応急給水が円滑に実施出来るよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して萩健康福祉センターは必要な資料の整備を行う。

6 給水の応援要求

町において、飲料水の確保及び供給ができないときは、町長は、次により応援の要求を萩健康福祉センターに行うものとする。

なお緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことが出来るものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量(何人分または1日何リットル)
- イ 供給の方法(自動車搬送、その他の方法)
- ウ 供給地(場所)及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 町長から応援要求を受けた萩健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災害対策本部(生活衛生班)に報告するものとする。
- イ 県災害対策本部(生活衛生班)は、萩健康福祉センター管内の市町の応援では対応出来ないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、町は直ちに県本部本部室班(防災危機管理課)に対し連絡するとともに、受け入れ体制を萩健康福祉センターに要請する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 町

(ア) 町、水道管理者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施する。

(イ) 町、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園(所)者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水へ対処出来るよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備する。

(3) 資機材の整備

町は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策【町(施設課)・県】

1 災害発生の恐れがあるときまたは災害が発生した場合における水道応急対策は、土木水防対策部において定めている災害応急復旧対策計画に基づいて活動するものとする。

2 水道施設被害報告

町は、下記報告を萩健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告する。

第3項 救助法による飲料水の供給【町(施設課)・県】

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要なことから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が実施する。

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県の負担である。但し知事が定める基準以外のことを町が行った場合は、その費用については、全て町の負担になる。

ア 水の購入

イ 給水または浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

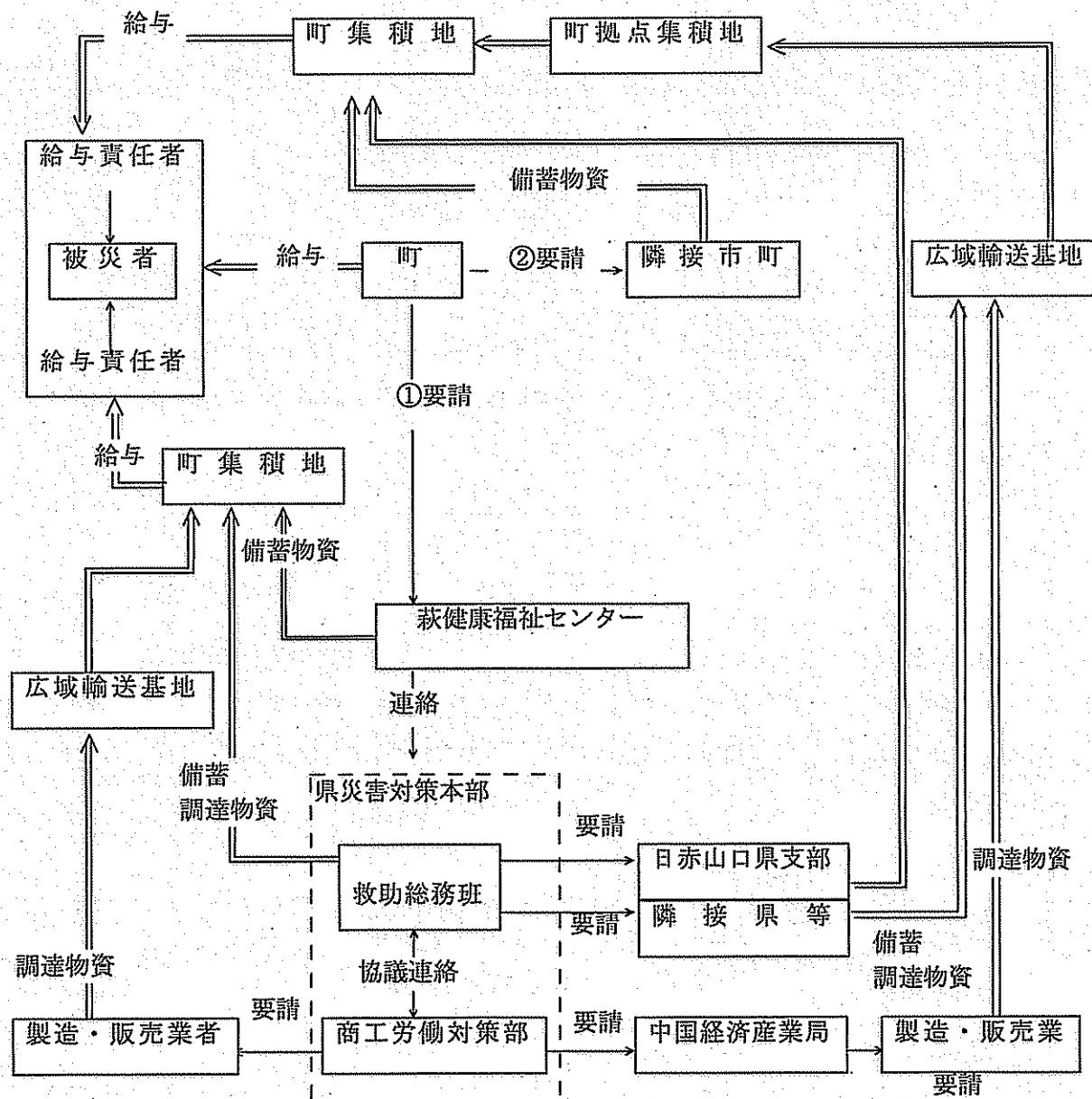
ア 災害発生の日から 7 日以内とする。但し災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することが出来る。

第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失したまは損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制【町(民生課、経済課、出納室)・県】

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努める。

イ 民間業者等との協力体制

災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

(2) 広域支援体制

ア 県及び町の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、近隣の市町からの応援をより円滑迅速に進めるため「災害時相互応援協定」を締結する。

イ 前記をもってなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

(3) 町において、給与・貸与の実施が困難な場合は、知事(厚政課・萩健康福祉センター)に応援を要請する。

(4) 国の協力体制

ア 中国経済産業局は、県(商工労働対策部)から生活必需品等の確保について協力要請があった場合、所管にかかる生活必需品、災害復旧用資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせんまたはその準備措置を講じるものとする。

イ 流通機構の一時的混乱等により、生活必需品等が不足するような事態に備え、メーカー等の製造部門や卸・小売業者等の流通部門に対し出荷要請をするなどの対策を講じる。

(5) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救援物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第26条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とするものに対して、その取り扱う物資の保管を命じ、または物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給与・貸与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給与・貸与は、急場をしきぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は、救助法の基準に基づき、町長が定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給与・貸与

被災者に対する物資の給与・貸与の措置は、町長(民生課)が行う。

(3) 町の実施内容

ア 被災者に生活必需品等を給与・貸与する場合、その配分方法等について県(厚政課)と協議し、あらかじめ定めておく。

イ 町において、給与・貸与の実施が困難な場合は、知事(厚政課・萩健康福祉センター)に応援を要請する。

(4) 県の実施内容

県(厚政課・萩健康福祉センター)は、町長から応援要請があった場合または自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要があることから、災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として、本編 第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第3項 広域輸送拠点の整備の項で定めてい るが、併せて県(厚政課・萩健康福祉センター)に連絡しておく。

5 輸送体制

- (1) 民生課は、避難所等に備蓄物資・業者調達物資を直接または借り上げた車両等により輸送する。
- (2) 他市町等からの応援物資等は、輸送拠点で引き継ぎ、民生課が、ボランティア等民間人の協力を得て輸送する。
- (3) 輸送に必要な車両の確保は、総務課に、労働者は、経済課に各々調達を依頼する。

第2項 救助法による生活必需物資の給(貸)与【町(民生課)・県】

災害によって住家に被害(全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水)を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失または損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給(貸)与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。
この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失または損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給(貸)与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、県が町からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき購入計画を樹立することとしている。

(2) 物資の確保及び購入の措置

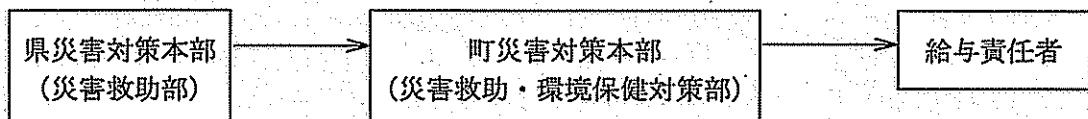
現地において調達可能な物資については萩健康福祉センター及び町において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部が実施することとなっているが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうる。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 町長は、全壊(焼)、流失世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事または委任された町が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服・作業衣・子供服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶わん・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給(貸)与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給(貸)与を完了するものとする。但しこの期間内で給(貸)与を打ち切ることが困難な場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することが出来る。